

(案)

新宮町都市計画マスタープラン

— 環境共生 次世代へつなぐ

スマート・コンパクトシティ 新宮 —

令和8年●月

目 次

第1章 はじめに

1	都市計画マスタープランとは.....	1
(1)	都市計画マスタープランの位置付けと役割.....	1
(2)	計画改定の背景.....	2
(3)	見直しの理由.....	2
2	SDGsによるまちづくりの推進.....	3
3	都市計画マスタープランの構成.....	5
(1)	計画の構成.....	5
(2)	計画の目標年次と対象区域.....	6

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

1	まちの概況.....	7
(1)	新宮町の概況.....	7
ア	位置と歴史の変遷.....	7
イ	自然環境と歴史的環境.....	7
ウ	人口の動向.....	8
エ	産業.....	11
(2)	都市づくりの現況.....	15
ア	都市形成の経緯.....	15
イ	土地利用.....	17
ウ	都市計画.....	19
エ	都市施設等.....	23
オ	その他施設.....	33
カ	防災.....	39
2	住民のまちづくりに関する意識.....	43
(1)	住民アンケート調査の結果.....	43
ア	調査の概要.....	43
イ	調査結果の概要.....	43
3	都市づくりに向けての本町の課題.....	47

第3章 全体構想

1	将来都市像.....	49
(1)	都市づくりのテーマ（将来都市像）.....	49
(2)	「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」.....	51
2	将来目標人口の設定.....	52
3	将来都市構造.....	53
(1)	拠点の設定.....	53

(2)	軸の設定	54
(3)	新宮町将来都市構造図	54
4	市街化区域の規模	55
(1)	目標年次までに市街化を想定している区域	55
(2)	将来構想として市街化を検討している区域	55
(3)	本計画における重要な都市づくりの取組	56
ア	安全・安心の都市づくり	56
イ	暮らしやすさを実感できる都市づくり	56
ウ	東部地域の振興を図る都市づくり	57
5	町土利用の方針	58
(1)	町土利用の基本的な考え方	58
(2)	町土利用の基本方針	59
(3)	利用区分別の町土利用の基本方針	59
6	都市づくりの方針	61
(1)	土地利用の方針	61
ア	土地利用の体系	61
イ	土地利用の基本的な考え方	62
ウ	土地利用の方針	63
(2)	都市施設等の方針	67
ア	道路・交通体系の方針	67
イ	公園・緑地の方針	71
ウ	河川・水路の方針	73
エ	下水道の方針	74
オ	その他公共施設等の方針	75
(3)	市街地の開発・整備の方針	77
ア	市街地の開発・整備の基本的な考え方	77
イ	市街地の開発・整備の方針	77
(4)	景観形成の方針	79
ア	景観形成の基本的な考え方	79
イ	景観形成の方針	79
(5)	安全・安心なまちづくりの方針	81
ア	安全・安心なまちづくりの基本的な考え方	81
イ	安全・安心なまちづくりの方針	81
(6)	環境保全の方針	83
ア	環境保全の基本的な考え方	83
イ	環境保全の方針	83

第4章 地域別構想

1	地域区分	85
2	地域別まちづくりの方針	86
(1)	西部地域	86
ア	西部地域の現況と課題	86

イ	西部地域の将来像とまちづくりの方針	87
(2)	中部地域	90
ア	中部地域の現況と課題	90
イ	中部地域の将来像とまちづくりの方針	91
(3)	東部地域	94
ア	東部地域の現況と課題	94
イ	東部地域の将来像とまちづくりの方針	96
(4)	相島地域	98
ア	相島地域の現況と課題	98
イ	相島地域の将来像とまちづくりの方針	99

第5章 計画の推進に当たり

1	協働のまちづくりの考え方	100
2	まちづくりの役割分担	100
(1)	住民・住民団体等の役割	100
(2)	事業者・大学等の役割	100
(3)	行政の役割	100
3	参加と協働の取組	101
(1)	情報公開の推進	101
(2)	担い手の育成とネットワークの充実	101
(3)	まちづくりへの参加機会の確保	101
4	協働のまちづくりの実践	102
(1)	まちづくり活動への支援	102
(2)	効率的かつ効果的な事業の推進	102
(3)	関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用	102
5	計画の進行管理	103
(1)	計画の見直し	103
(2)	評価・検証の指標	104

参考資料

1	用語解説	
2	策定経緯	
3	策定体制	

第1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの位置付けと役割

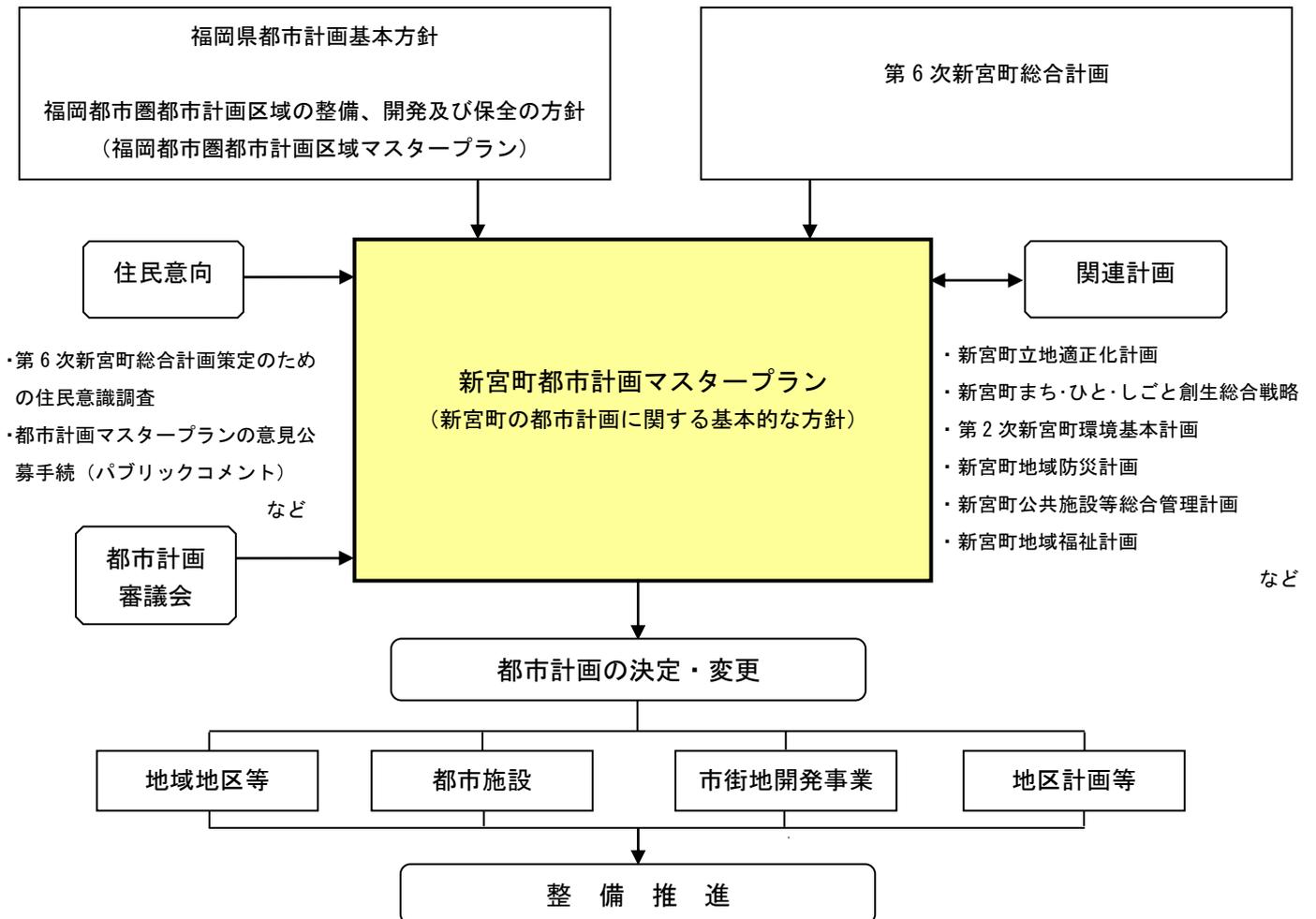
都市計画マスタープランとは、平成4(1992)年の都市計画法改正時に創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2に規定)であり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を参考に、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域の実情に応じたあるべき「まち」の姿を定めるものです。

都市計画マスタープランには、次のような役割があります。

- ・ 都市全体のまちづくりや各地域における土地利用の具体的な指針となるもの
- ・ 今後の都市計画の決定・変更の指針となるもの
- ・ 都市整備に関わる施策の体系的な指針となるもの
- ・ 都市計画に関し、住民の理解や協働のまちづくりを促進するもの

なお、「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設などについて総合的かつ一体的に定める計画のことです。

新宮町都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)は、福岡県が県全体の都市づくりの方向性を示す「福岡県都市計画基本方針」と広域的な観点から都市計画の方針を定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(福岡都市圏都市計画区域マスタープラン)」、また、本町が定める「第6次新宮町総合計画」を上位計画として定めており、これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ都市づくりの方針として定めます。



図：新宮町都市計画マスタープランの位置付け

(2) 計画改定の背景

本計画は、第4次新宮町総合計画（平成12（2000）年3月策定）を都市整備の観点から具体化し、以後おおむね20年間の本町の「都市づくり」に係わる施策を総合的に推進していくための指針を明らかにすることを目的として、平成14（2002）年3月に策定されました。その後、上位計画等の改定、急増する人口に対応した都市環境の形成や整備が急務である状況から平成23（2011）年3月及び平成27（2015）年10月に改定を行いました。

近年は、人口急減・少子高齢化という全国的な課題に対し、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、本町においても平成28（2016）年3月に「第1期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらに令和2（2020）年3月に「第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、持続可能な社会の実現の必要性や、厳しい財政状況の下で社会資本の老朽化への対応が求められることから、国においては、平成26（2014）年8月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、都市全体の都市構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークを形成するための「立地適正化計画制度」が創設されました。これは、住民生活を支える様々なサービス機能が確保された持続可能な都市構造を実現するため、誘導手法の導入・活用等により「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しようとするものです。

そのような状況の中、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）について、我が国においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

また、平成30（2018）年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018―「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革―」においては、『まちづくりと公共交通の連携を推進し、次世代モビリティサービスやICT等の新技術・官民データを活用した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を加速するとともに、これらの先進的技術をまちづくりに取り入れたモデル都市の構築に向けた検討を進める』と記述されるなど、「まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ」の実現に向けた取組が推進されています。

一方、平成27（2015）年4月に制定された都市農業振興基本法に基づき、平成28（2016）年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置付けが大きく転換されました。

また、都市における緑地・農地の保全・活用によって潤いのある豊かな都市づくりを推進するため、平成29（2017）年6月には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、新たな用途地域である田園住居地域の創設や、生産緑地地区の面積要件の緩和が可能となり、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりの取組が求められています。

令和2（2020）年から猛威を振った新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられましたが、生活様式の変化やDX化の推進等の大きな変化をもたらしました。

このように都市を取り巻く環境が大きく変化している中、本町では令和3（2021）年3月に新たな行政運営の指針となる「第6次新宮町総合計画」を策定したところです。

以上の状況を踏まえ、新たな都市計画の方針を明確にするため、令和3（2021）年3月に本計画を改定しました。なお、国土利用計画法第8条の規定に基づく新宮町国土利用計画は、その要旨を「町土利用の方針」として本計画に記述し、統合しました。

(3) 見直しの理由

本計画は、本町を取り巻く社会経済情勢の変化などを的確に捉え、おおむね5年を目途に検証を行い、必要な場合は見直しを行うこととしています。これまで、物流需要の増加による広域幹線道路等沿線の新たな土地利用の動き、令和7（2025）年12月には念願の新宮スマートインターチェンジ（仮称）の事業化決定などがあり、今後、東部地域を中心に大きな土地利用の転換が予想されます。また、令和6（2024）年3月には「新宮町立地適正化計画」を策定したところです。

以上の状況を踏まえ、本計画の中間見直しを行います。

2 SDGs によるまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、令和 12 (2030) 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国においては、平成 28 (2016) 年 5 月に政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月に SDGs の実施指針が決定されており、地方創生や地域共生社会の実現が、経済や社会の発展、環境保全につながるような社会システムの構築が求められています。

新宮町にとっても SDGs は、「持続可能なまちづくり」を推進し、地域や生活、さらには私たちの住む町がこれからもずっと良い町であり続けるために必要なものといえます。

表：SDGs (持続可能な開発目標) を実現するための 17 の目標とその内容

<p>目標 1：貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>  	<p>目標 2：飢餓をゼロに 飢餓に終止符をうち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>  
<p>目標 3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>  	<p>目標 4：質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>  
<p>目標 5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>  	<p>目標 6：安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>  
<p>目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>  	<p>目標 8：働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>  

<p>目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>  	<p>目標 10：人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>  
<p>目標 11：住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>  	<p>目標 12：つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>  
<p>目標 13：気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>  	<p>目標 14：海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>  
<p>目標 15：陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>  	<p>目標 16：平和と公正をすべてのひとに 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>  
<p>目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>  	

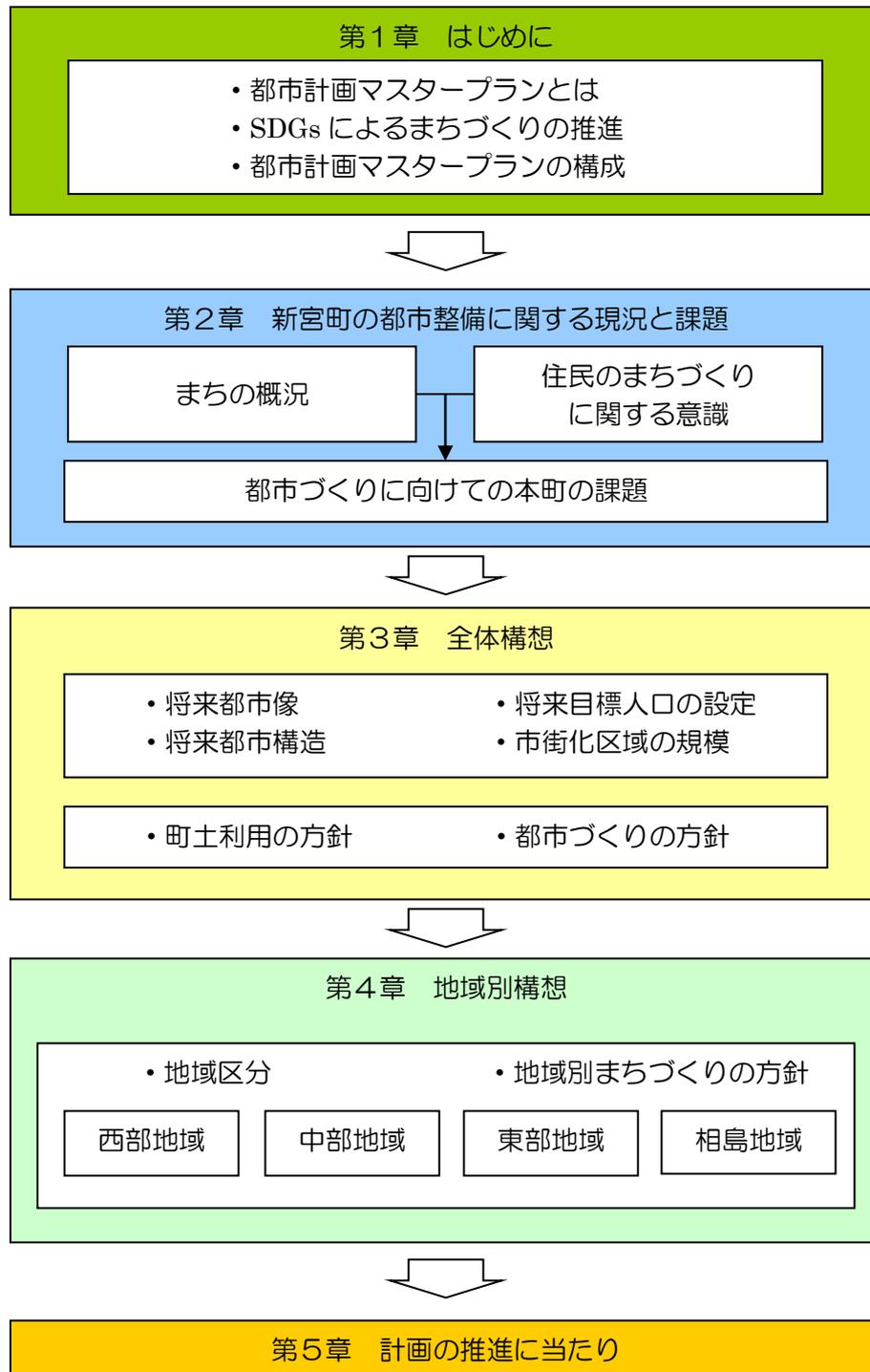
出典：国際連合広報局

3 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画の構成

本計画は、下図のとおり、全5章で構成します。

第1章では、本計画の役割や目標年次を示します。第2章では、まちの現況分析を行い、住民のまちづくりに関する意識調査の結果を踏まえ、都市づくりに向けての本町の課題を抽出します。第3章では、都市全体の将来都市像や都市づくりの方針を示します。第4章では、地域ごとに身近なまちづくりの目標や取組の方向性などを示します。そして、第5章では、計画を推進するための行政・住民等の役割や計画の進行管理の方針を示します。



図：新宮町都市計画マスタープランの構成

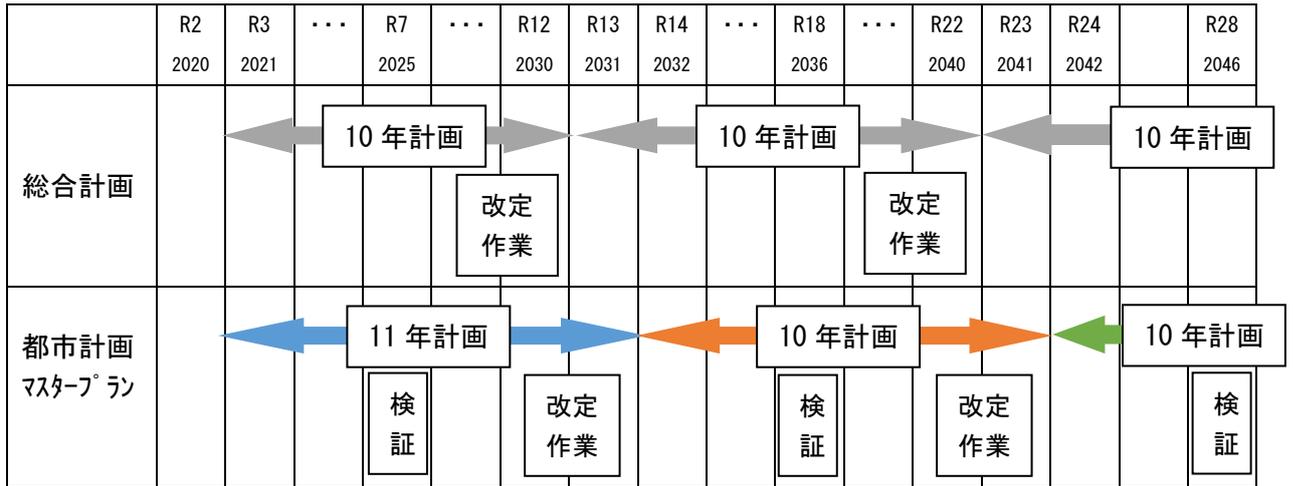
(2) 計画の目標年次と対象区域

「第6次新宮町総合計画」が令和12(2030)年度を目標年次としていることを踏まえ、本計画は将来(おおむね20年後)の本町のあるべき姿を展望しつつ、おおむね11年後の令和13(2031)年度を目標年次とし、基準年次は平成30(2018)年度として都市づくりの方針を定めます。

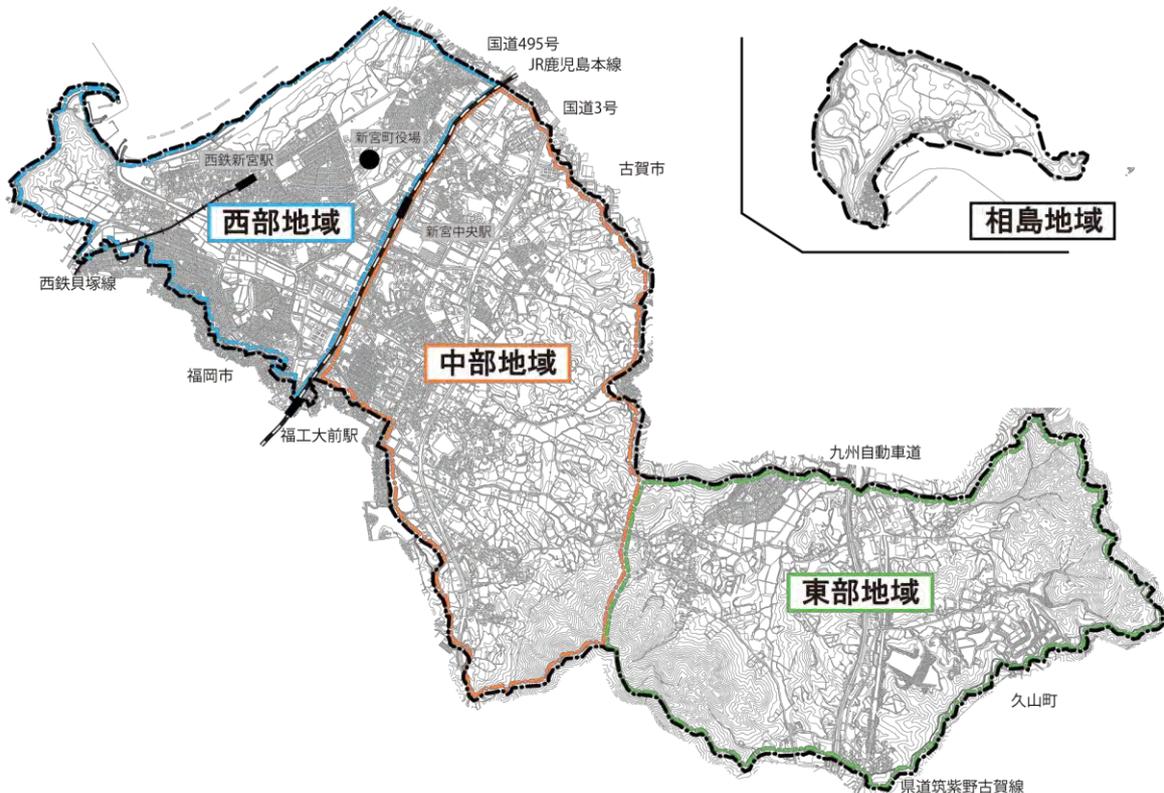
なお、今回、計画期間を11年とした理由は、本計画の上位計画である「第6次新宮町総合計画」の見直し後の翌年に本計画の見直しを行うためです。

また、本町を取り巻く社会経済情勢の変化などを的確に捉え、おおむね5年を目途に本計画の検証を行い、必要な場合は見直しを行うこととします。

計画対象区域は、都市計画区域外の相島地域を含む新宮町全域とします。



図：新宮町総合計画と新宮町都市計画マスタープランの目標年次



図：新宮町都市計画マスタープランの対象区域

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

1 まちの概況

(1) 新宮町の概況

ア 位置と歴史の変遷

新宮町は、福岡県の北西部に位置し、南側は福岡市東区、北側は古賀市、南東側は久山町にそれぞれ接しています。北西側には玄界灘に面する約 3.7km の海岸線があり、北西約 7.5km の沖合には相島が位置しています。総面積 18.93 km²、本土は東西約 8.5km、南北約 5.7km で東西に長く南北の幅が狭い地形となっています。

本町の成り立ちとしては、まず、明治 22 (1889) 年に的野・立花口・原上・三代の 4 村が合併した「立花村」と、上府・下府・新宮・湊・相島の 5 村が合併した「新宮村」が誕生したのち、昭和 29 (1954) 年に「新宮村」が「新宮町」に昇格、翌年 (昭和 30 (1955) 年) に「立花村」と合併して現在の新宮町になりました。



図：新宮町の位置図

イ 自然環境と歴史的環境

本町の自然環境は、東部の立花山（標高 367m）や三郡山地に連なる山地及びその周辺の丘陵地帯に常緑広葉樹が広く分布し、西部の新宮海岸には楯の松原と呼ばれる松の群生など、大都市近郊としては良好な自然景観が多く残されています。特に立花山一帯は、国の特別天然記念物に指定されている樹齢 300 年を越えるクスノキの原始林（約 600 本）をはじめ野鳥の宝庫ともなっており、相島の丘陵部、新宮海岸や新宮磯一帯とともに、玄海国立公園に指定されています。

歴史的環境は、夜臼貝塚をはじめ遺跡や古墳群が多く見られ、最澄ゆかりの横大路家住宅（千年家・国指定重要文化財）や独鈷寺、筑前の要塞であった立花山城跡などが残されています。相島には相島積石塚群（国指定史跡）や朝鮮通信使客館跡、遠見番所跡、太閤潮井の石など特色ある文化遺産が見られます。



【立花山】



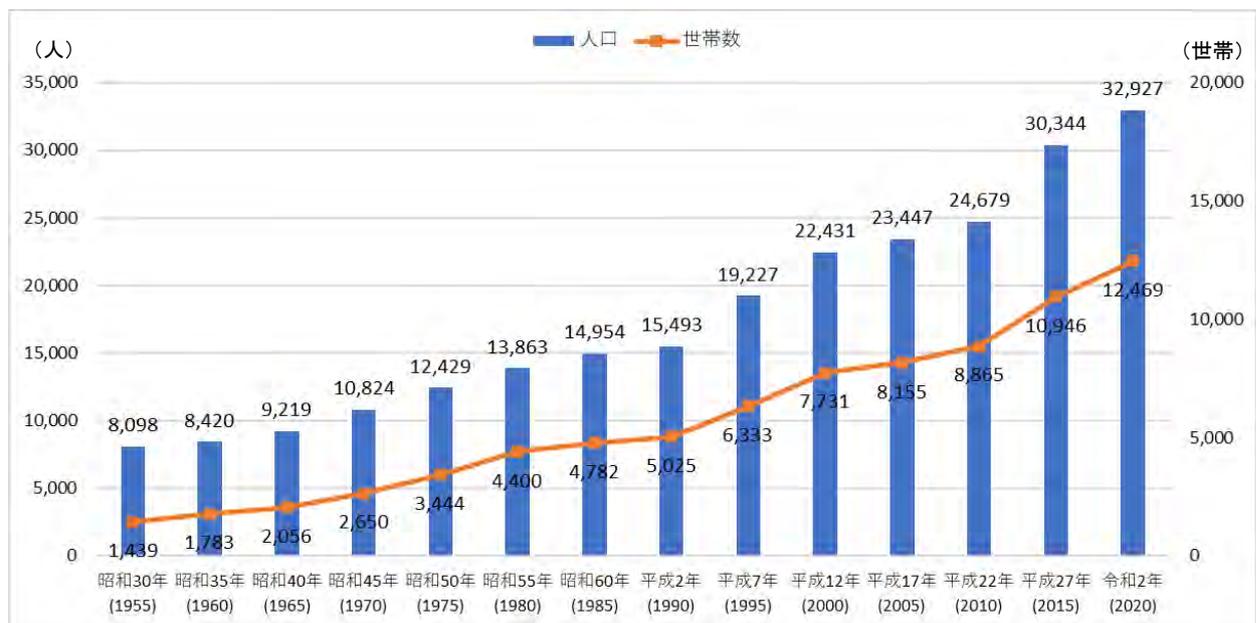
【相島鼻栗瀬と積石塚群】

ウ 人口の動向

(ア) 人口、世帯数の推移

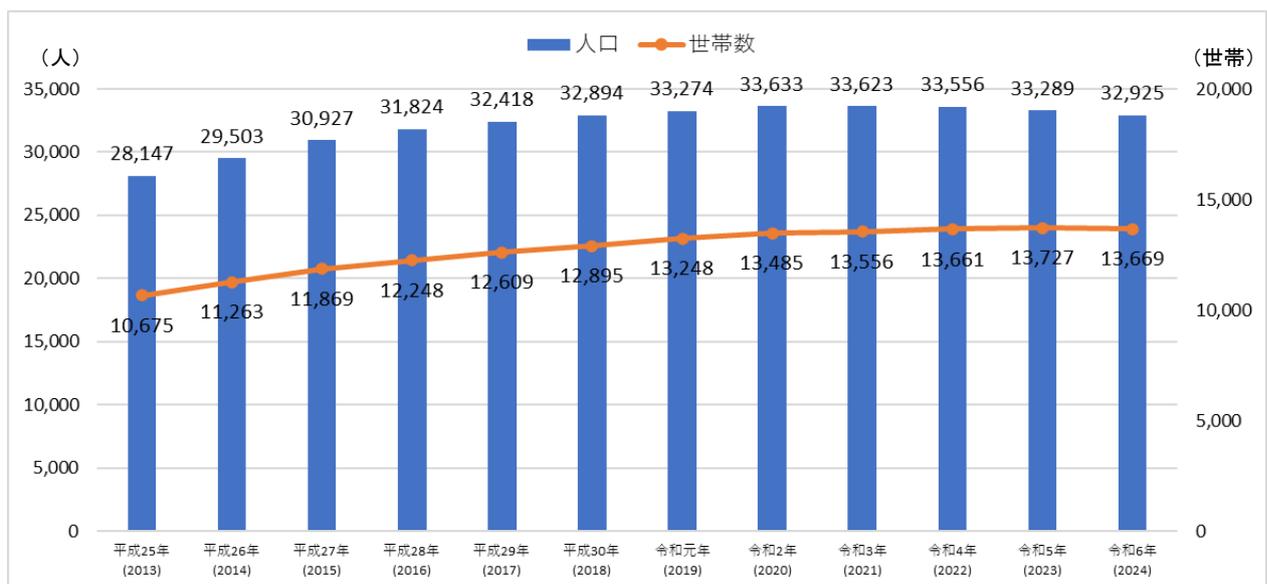
本町の人口は、立花村と合併した昭和30（1955）年では8,098人でしたが、昭和45（1970）年の国道3号バイパス（現国道3号）供用開始を機に西部地域に住宅開発が進み、人口の増加が始まりました。平成に入り、湊坂団地や桜山手団地などの大規模住宅団地の整備、夜臼・三代土地区画整理事業によりさらに増加を続け、JR新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業完了後の平成27（2015）年には、30,344人となり、この年の国勢調査では、町村で人口増加率、増加数ともに全国1位となりました。

住民基本台帳を見ると増加傾向が続いていましたが、令和2（2020）年をピークに横ばいとなっています。



図：人口及び世帯数の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



図：人口及び世帯数の推移

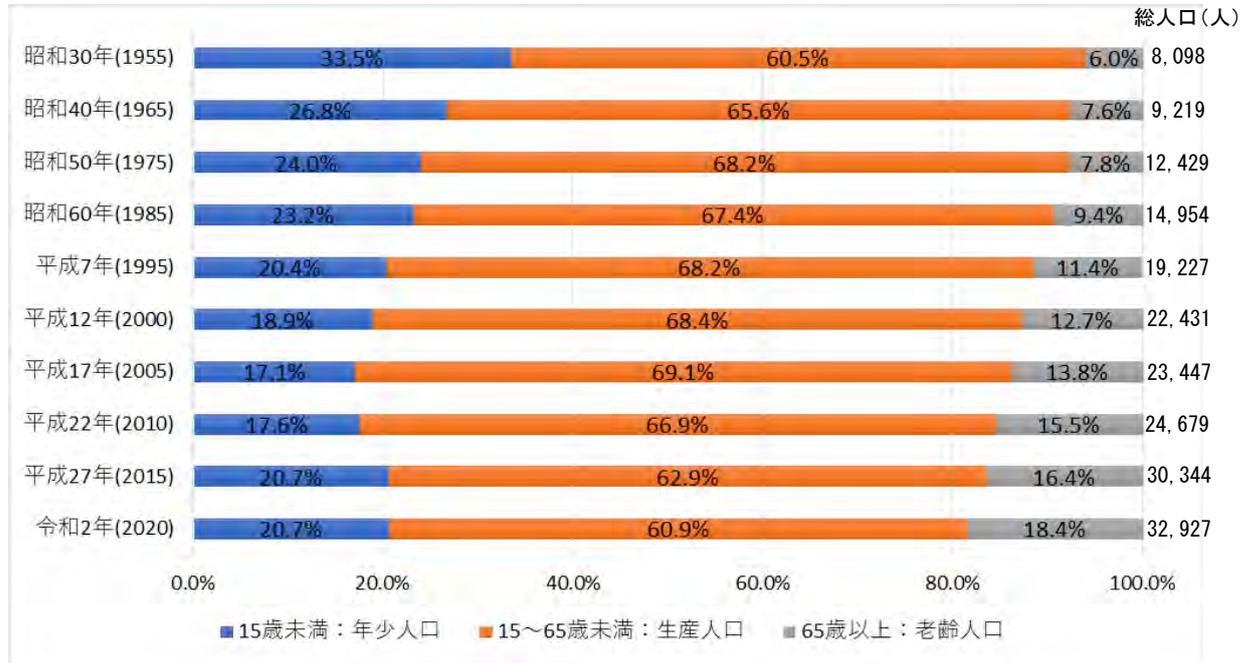
出典：新宮町住民基本台帳（各年9月30日現在）

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(イ) 年齢別人口構成

年少人口の割合は、昭和30(1955)年の33.5%をピークに減少を続けましたが、平成22(2010)年から増加に転じ、令和2(2020)年には、20.7%になっています。

高齢人口は年々増加し、令和2(2020)年では昭和30(1955)年の6.0%の約3倍に当たる18.4%と国(28.6%)や県(27.9%)の平均より低いものの高齢化が進んでいることがうかがえます。

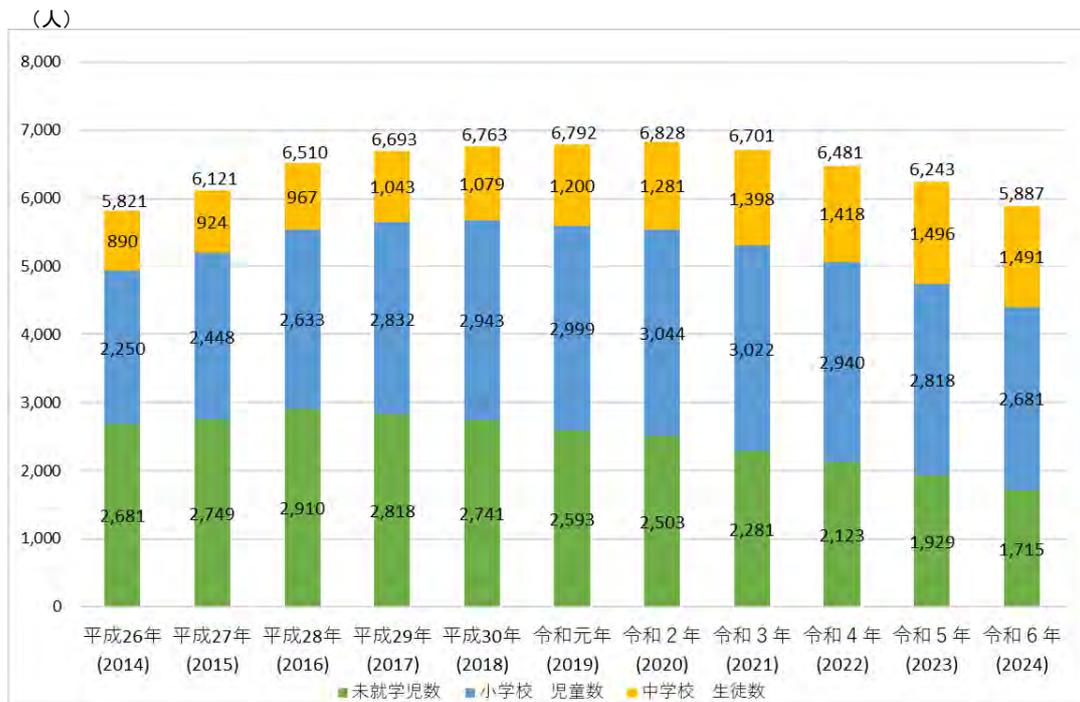


図：年齢3区分別人口構成

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(ロ) 年少（15歳未満）人口の推移

年少人口は、令和2(2020)年をピークに減少傾向に転じ、中でも未就学児数の減少が顕著になっています。



図：年少（15歳未満）人口の推移

出典：未就学児数 新宮町住民基本台帳（各年4月1日現在）

小学校児童数・中学校生徒数 学校基本調査（各年5月1日現在）

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(I) 人口集中地区の人口

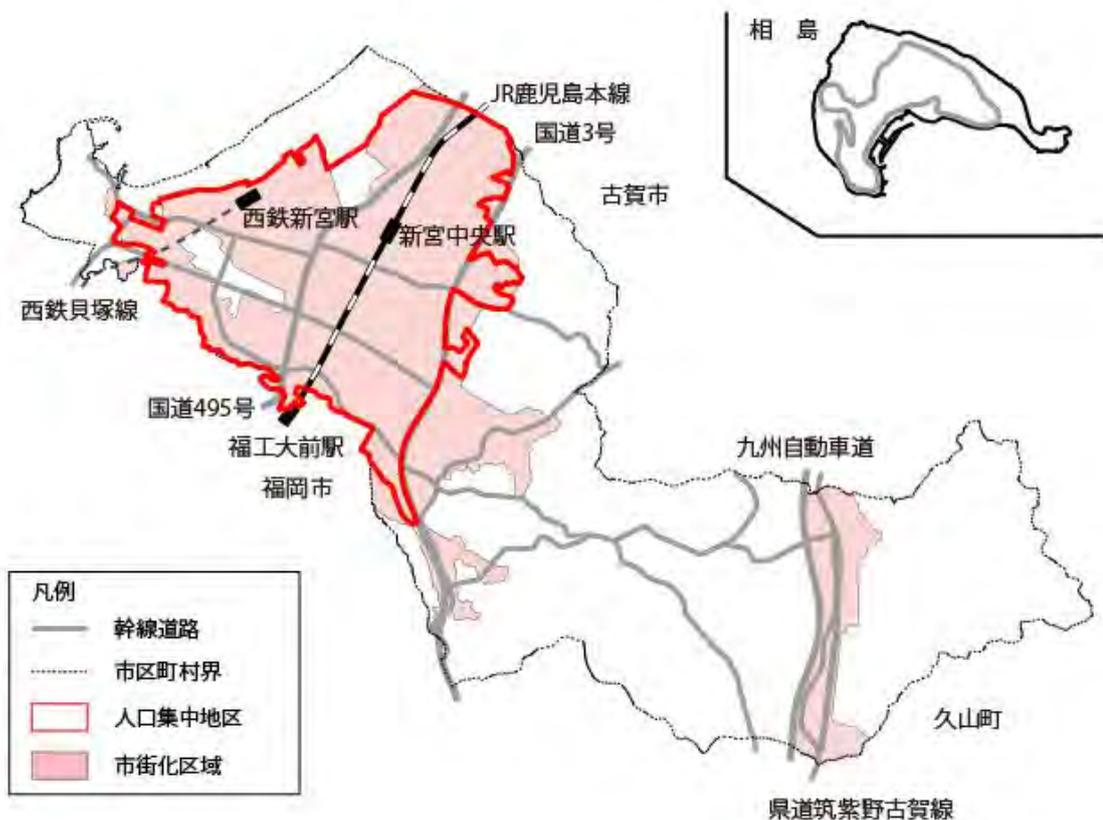
本町の令和2(2020)年の人口集中地区(DID*地区)の人口は28,861人、面積は5.03km²となっています。町全体に占める割合は人口が87.7%、面積が26.6%となっています。DID地区の面積は、人口増加に併せて増加しています。これはJR新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業による影響が大きく表れています。

表：人口集中地区の人口の推移

年次	人 口					面 積					DID 人口密度 (人/km ²)
	総人口 (人)	DID人口 (人)	増加数 (人)	増加率 (%)	総人口比 (%)	町域面積 (km ²)	DID面積 (km ²)	増加面積 (km ²)	増加率 (%)	総面積比 (%)	
昭和60年 (1985)	14,954	6,181	621	10.0	41.3	19.07	1.00	0.0	0.0	5.2	6,181
平成2年 (1990)	15,493	9,432	3,251	34.5	60.9	18.88	2.20	1.2	54.5	11.7	4,287
平成7年 (1995)	19,227	10,634	1,202	11.3	55.3	18.88	2.20	0.0	0.0	11.7	4,923
平成12年 (2000)	22,431	15,584	4,950	31.8	69.5	18.87	2.54	0.3	13.4	13.5	6,135
平成17年 (2005)	23,447	15,353	△ 231	△ 1.5	65.5	18.91	2.62	0.1	3.1	13.9	5,859
平成22年 (2010)	24,679	17,000	1,647	9.7	68.9	18.91	3.15	0.5	16.8	16.7	5,396
平成27年 (2015)	30,344	25,137	8,137	32.4	82.8	18.93	4.34	1.2	27.4	22.9	5,791
令和2年 (2020)	32,927	28,861	3,724	12.9	87.7	18.93	5.03	0.7	13.7	26.6	5,737

※DID……人口密度1km²当たり約4,000人以上の国勢調査基本単位区

出典：令和2(2020)年国勢調査



図：令和2(2020)年の人口集中地区

出典：令和2(2020)年国勢調査、新宮町

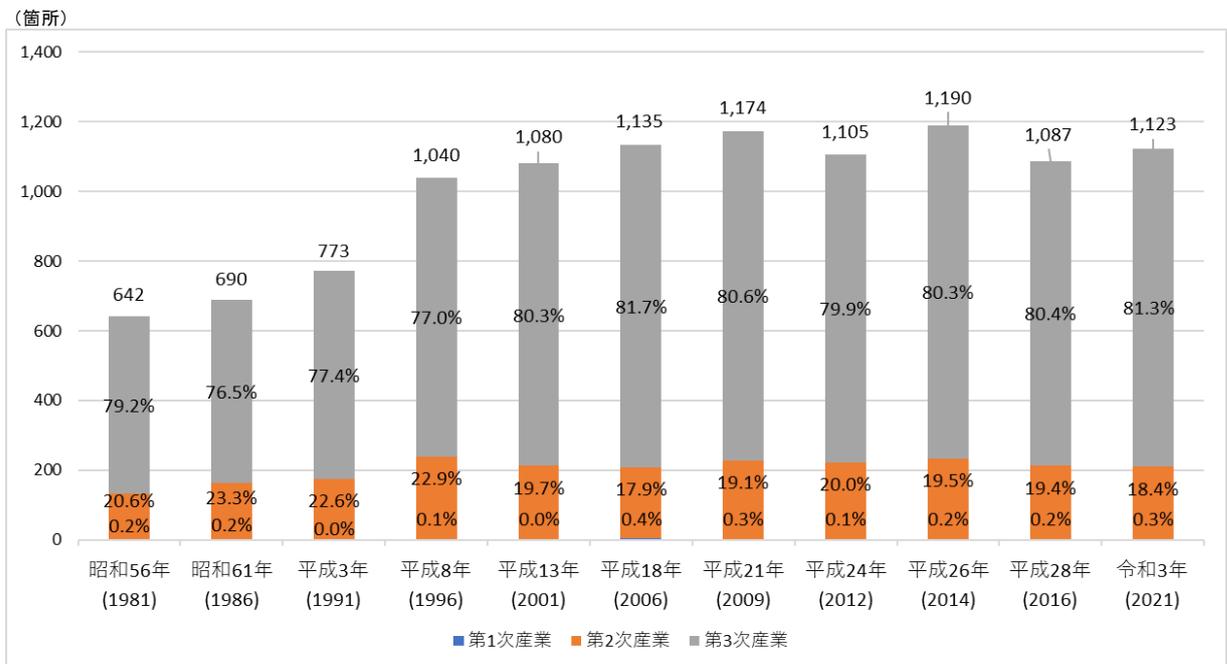
エ 産業

(ア) 産業別事業所構成

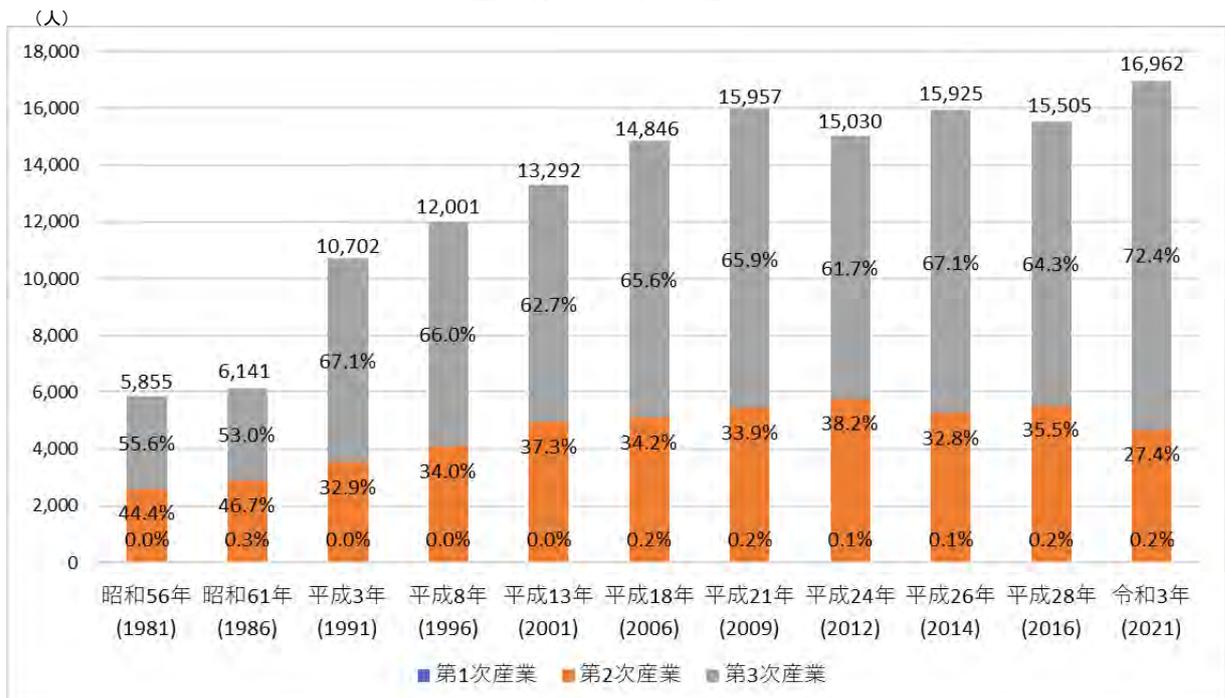
令和3(2021)年の事業所数をみると第1次産業が0.3%、第2次産業が18.4%、第3次産業が81.3%となっています。

令和3(2021)年の従業者数では、第1次産業が0.2%、第2次産業が27.4%、第3次産業が72.4%となっています。

総数を経年的にみると事業所数、従業者数とも昭和56(1981)年以降、増加傾向にありましたが、平成21(2009)年以降は横ばいの状態です。各産業別においても同様です。



図：産業別事業所数の推移



図：産業別従業者数の推移

出典：昭和56(1981)年～平成18(2006)年 事業所・企業統計調査
平成21(2009)年～令和3(2021)年 経済センサス

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(イ) 農業

令和2(2020)年では農家総数は103戸、耕作面積は101haと、経年的には農家数は減少傾向にあります。令和2(2020)年の農家数は昭和55(1980)年と比較すると349戸減少(△77.2%)し、耕地面積は498ha減少(△83.1%)しています。都市化の進展や後継者不足などから宅地などへの農地転用が進んでいることがうかがえます。

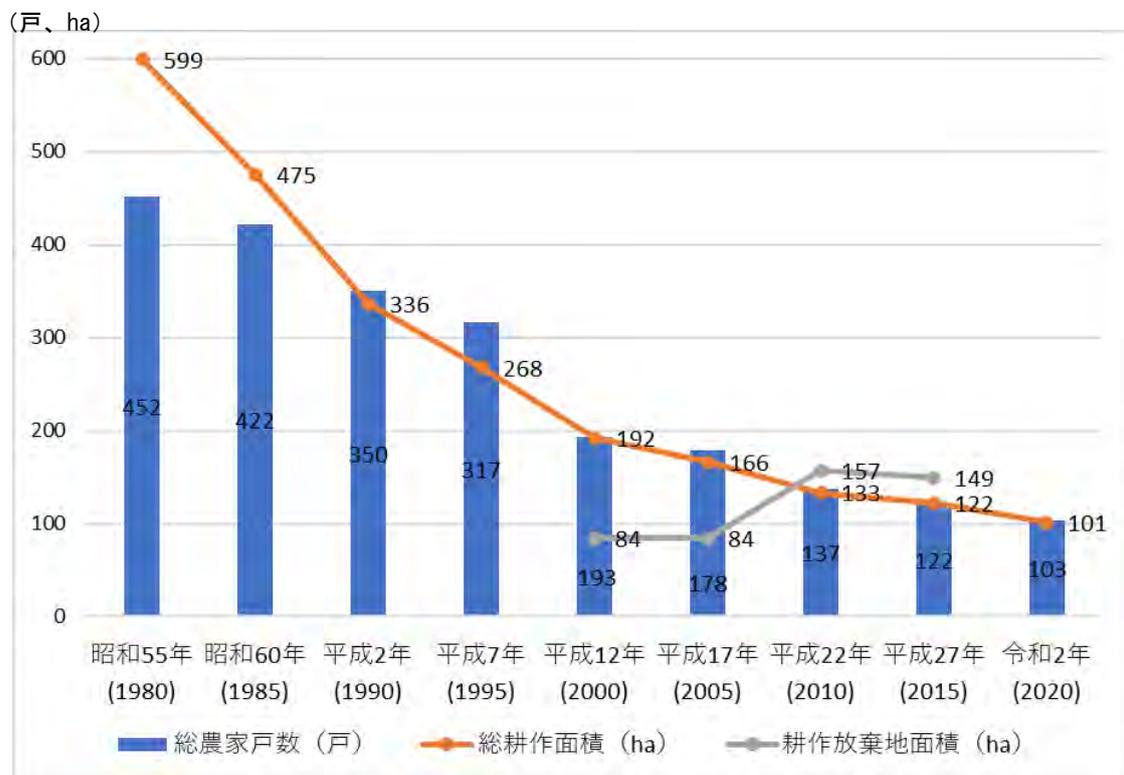
また、平成22(2010)年及び平成27(2015)年は、耕作放棄地面積が耕作面積を超えています。後継者不足が大きく影響していることがうかがえます。

表：農家戸数、耕地面積及び耕作放棄地面積の推移

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総農家戸数 (戸)	452	422	350	317	193	178	137	122	103
専業	116	59	63	63	39	46	52	54	39
兼業	336	363	287	254	154	132	85	68	64
総耕作面積 (ha)	599	475	336	268	192	166	133	122	101
田	149	129	107	86	65	56	44	44	34
畑	48	43	28	36	19	18	15	17	16
果樹園	402	303	201	146	108	92	74	61	51
耕作放棄地 面積 (ha)	—	—	—	—	84	84	157	149	—

※平成7(1995)年以前及び令和2(2020)年の耕作放棄地面積は調査項目として定められていない。

※令和2(2020)年の専業、兼業の別は調査項目として定められていないため、主業+準主業を専業、副業的を兼業として計上している。



図：農家戸数、耕地面積及び耕作放棄地面積の推移

出典：世界農林業センサス及び福岡県農林業センサス結果報告書

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(ウ) 工業

令和5(2023)年をみると、事業所数は67箇所、従業者数は3,174人、製造品出荷額等は93,025百万円となっています。平成20(2008)年に比べると、事業所数、従業者数は減少していますが、製造品出荷額等はほぼ横ばいとなっています。

表：製造業の推移

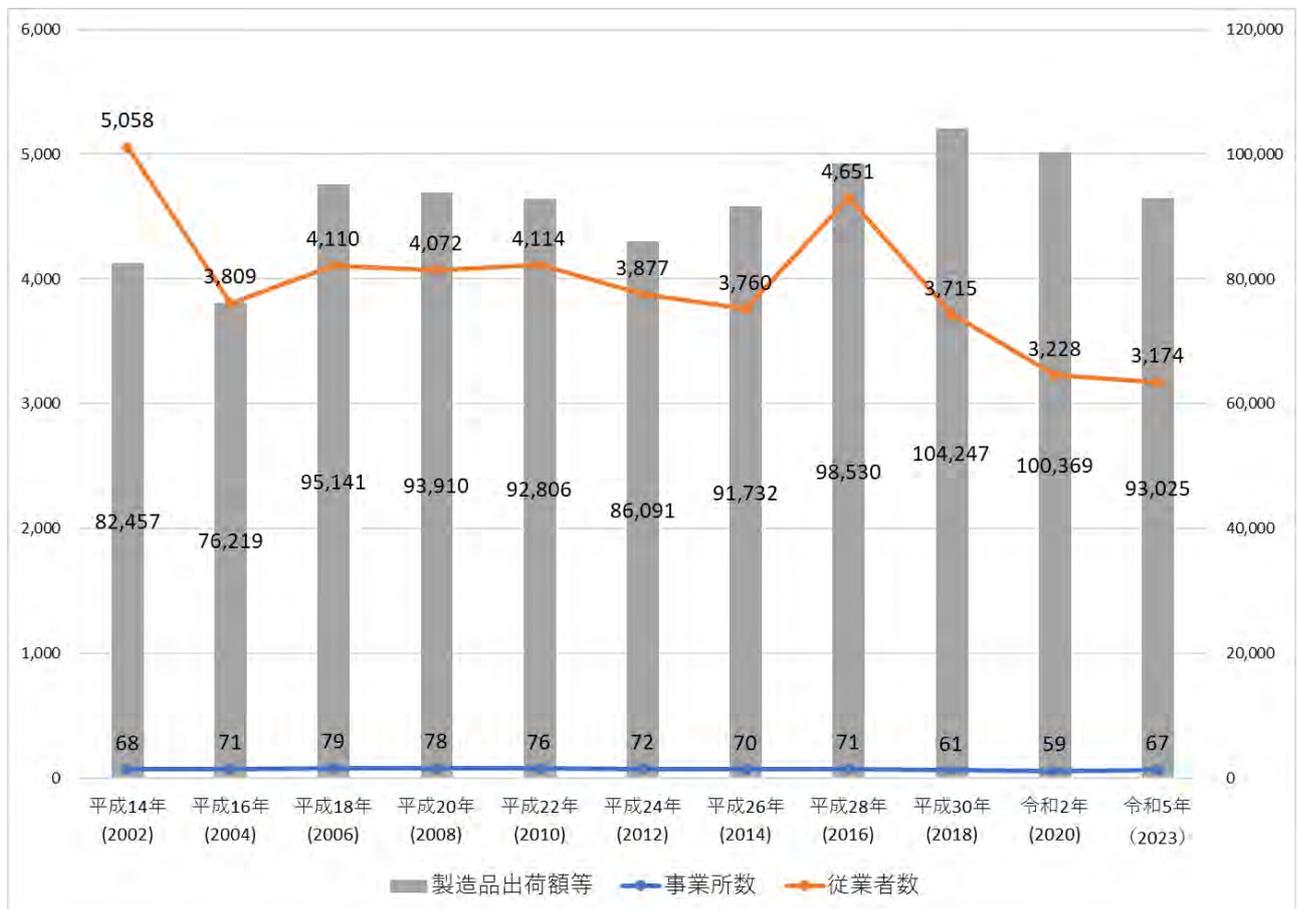
(単位：箇所、人、百万円)

	平成14年 (2002)	平成18年 (2006)	平成20年 (2008)	平成22年 (2010)	平成26年 (2014)	平成30年 (2018)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)
事業所	68	79	78	76	70	61	59	67
従業者数	5,058	4,110	4,072	4,114	3,760	3,715	3,228	3,174
製造品出荷額等	82,457	95,141	93,910	92,806	91,732	104,247	100,369	93,025

出典：工業統計調査報告、令和5(2023)年は経済構造実態調査

(箇所、人)

(百万円)



図：製造業の推移

出典：工業統計調査報告、平成28(2016)年は経済センサス活動調査
令和5(2023)年は経済構造実態調査

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(I) 商業

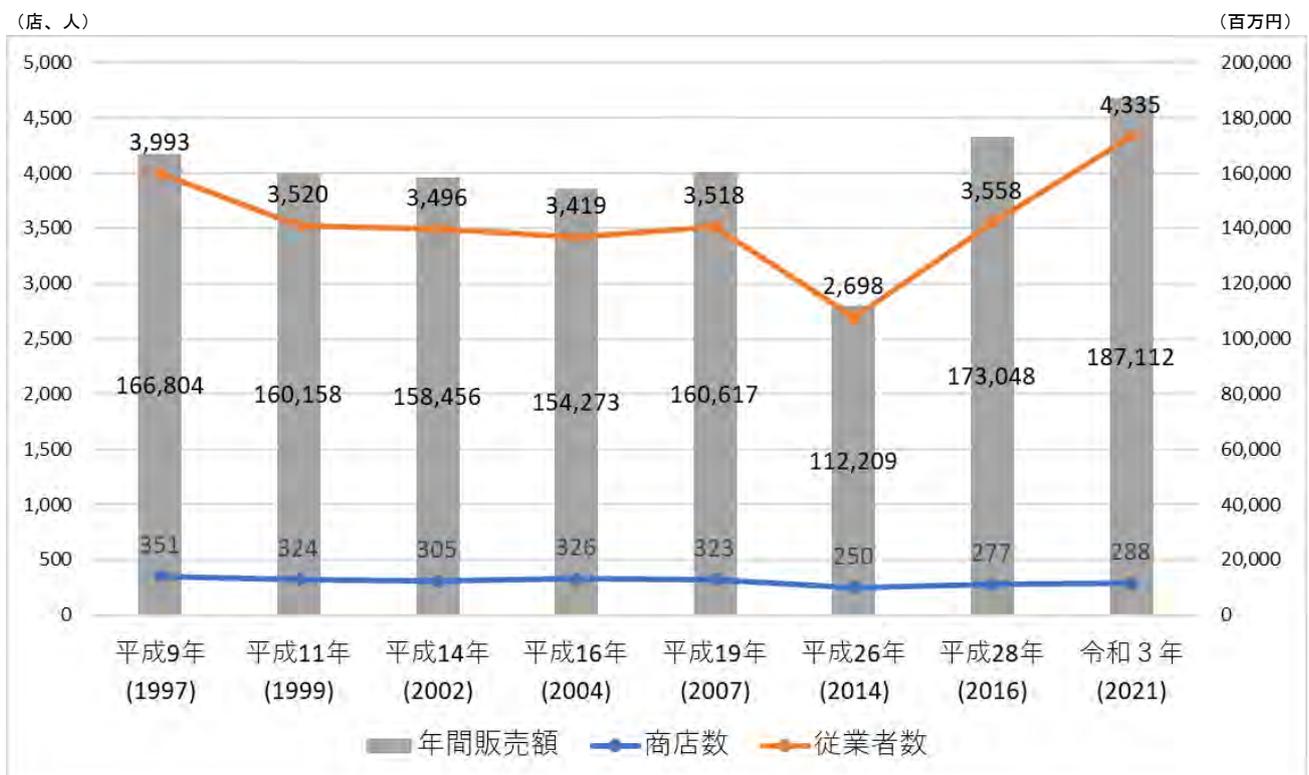
令和3(2021)年をみると、商店数は288店、従業者数は4,335人、年間販売額は187,112百万円となっています。平成19(2007)年と比べると、商店総数は減少しているものの、従業者数及び年間販売額の総数は増加しています。

表：商業の推移

(単位：店、人、百万円)

		平成9年 (1997)	平成11年 (1999)	平成14年 (2002)	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)	令和3年 (2021)
総数	商店数	351	324	305	326	323	250	277	288
	従業者数	3,993	3,520	3,496	3,419	3,518	2,698	3,558	4,335
	年間販売額	166,804	160,158	158,456	154,273	160,617	112,209	173,048	187,112
卸売業	商店数	81	81	93	93	88	76	85	90
	従業者数	1,740	1,298	1,490	1,341	1,413	709	960	1,094
	年間販売額	121,513	118,368	118,223	115,429	114,859	68,437	113,409	110,026
小売業	商店数	270	243	212	233	235	174	192	198
	従業者数	2,253	2,222	2,006	2,078	2,105	1,989	2,598	3,241
	年間販売額	45,291	41,790	40,233	38,844	45,758	43,772	59,639	77,086
	売場面積 (㎡)	68,652	79,604	60,741	63,643	63,161	81,681	102,486	111,385

出典：商業統計調査結果、平成28年以降は経済センサス活動調査



図：商業の推移

出典：商業統計調査結果、平成28年以降は経済センサス活動調査

(2) 都市づくりの現況

ア 都市形成の経緯

昭和40（1965）年以前、本町は海岸部周辺の漁村集落と平地部及び山間部の農村集落を中心に形成されていましたが、現在の JR 福工大前駅や西鉄新宮駅の開設により、2つの駅周辺を中心に市街地が形成されてきました。

昭和40（1965）年代には、現在の国道495号とJR鹿児島本線の間を中心に工業団地が形成され、特に昭和45（1970）年の国道3号開通を機に、国道3号以西には住宅地が形成されてきました。

昭和60（1985）年代以降、西部及び中部地域では国道3号沿道への大型商業施設の集積、大規模住宅団地（湊坂団地、桜山手団地）の開発、夜臼・三代土地区画整理事業等が行われました。

平成10（1998）年代以降では、杜の宮地区やシンプレット新宮地区のほか、沖田土地区画整理事業及び緑ヶ浜土地区画整理事業により、平成22（2010）年3月にJR新宮中央駅が開業し、駅周辺ではイケアを中心とする大型商業施設の出店、住宅やマンションの建設が実施され、市街化が急速に進んできました。

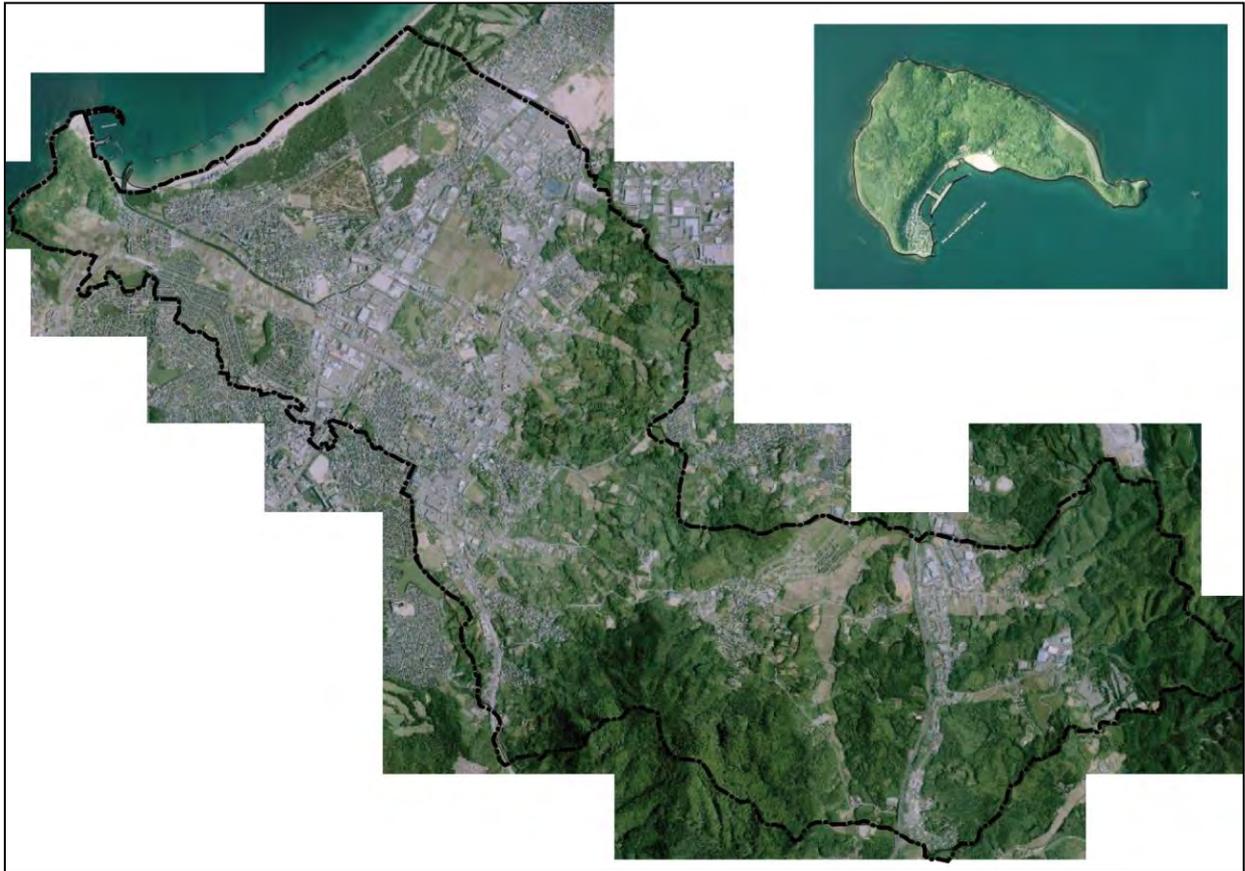
近年では、令和4（2020）年度に下府土地区画整理事業と三代土地区画整理事業の2つの土地区画整理事業が認可され、荒廃化が進む農地や山林から住宅、商業、工業などへの土地利用転換が進んでいます。

一方、東部地域では、九州自動車道の開通や主要地方道筑紫野古賀線の整備に伴い、工業団地や花立花団地が形成されてきましたが、平成10（1998）年2月まで都市計画区域外であったため、都市施設（道路・下水道）などの都市基盤整備が遅れています。近年、主要地方道筑紫野古賀線が4車線化され、令和7（2025）年12月には、新宮スマートインターチェンジ（仮称）の事業化が決定されたことから沿道土地利用の動きが活発化してきています。

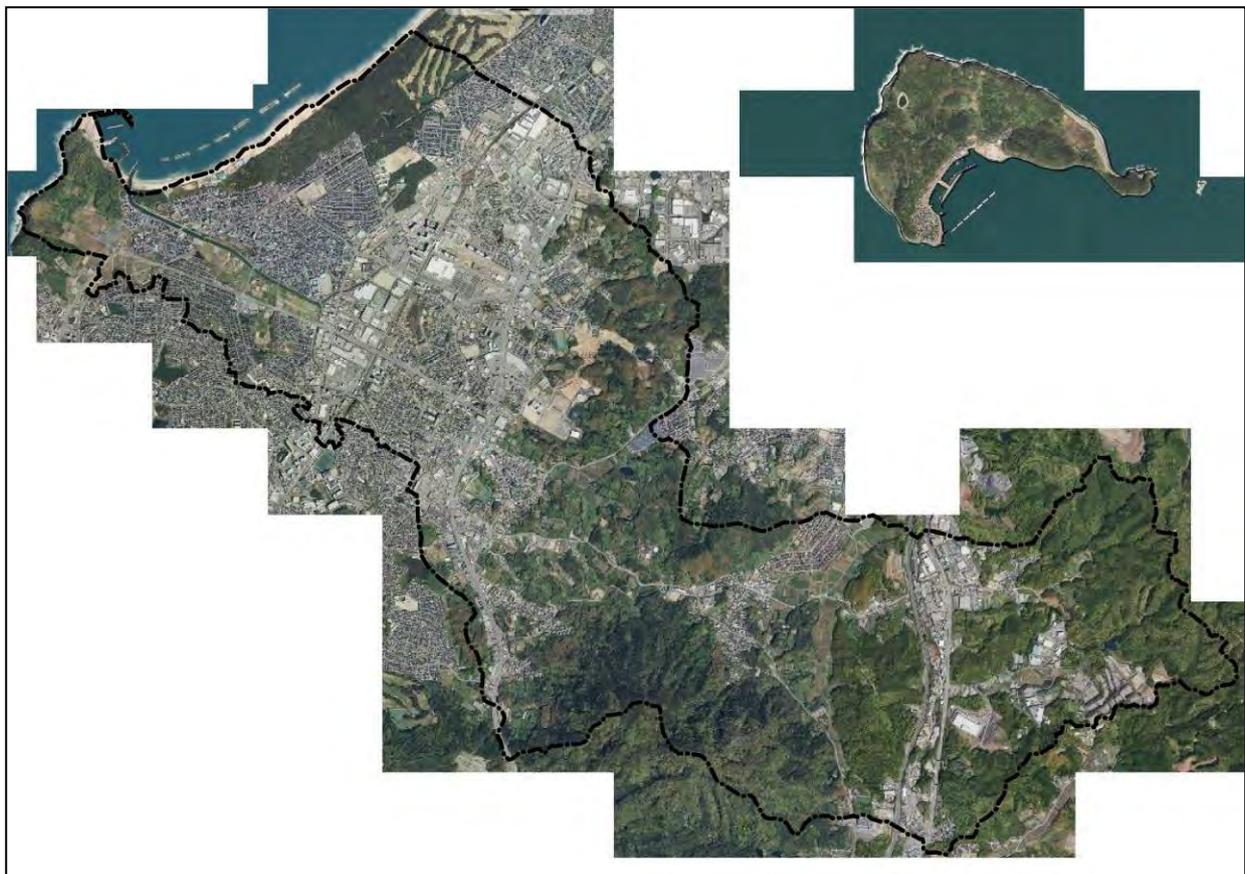
また、相島地域は都市計画区域外ですが、昭和50（1975）年代以降の離島振興策により、上下水道などの生活基盤施設及び漁港施設が整備されています。



【新宮町中心市街地（JR新宮中央駅周辺）】



【平成 14 (2002) 年 新宮町航空写真】



【令和 5 (2023) 年 新宮町航空写真】

イ 土地利用

(ア) 土地利用

市街化区域における土地利用の推移をみると、住宅用地や商業用地の宅地の面積が増加し、工業用地、公共施設等の面積が減少しています。

住宅用地、商業用地、工業用地の増減については、JR 新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業の完了による影響が大きく出ています。

なお、農地及び山林・水面等の面積も増加していますが、これは三代土地区画整理事業区域が新たに市街化区域に編入されたことによるもので、当該区域を除けば、減少しています。

表：市街化区域内の土地利用の推移

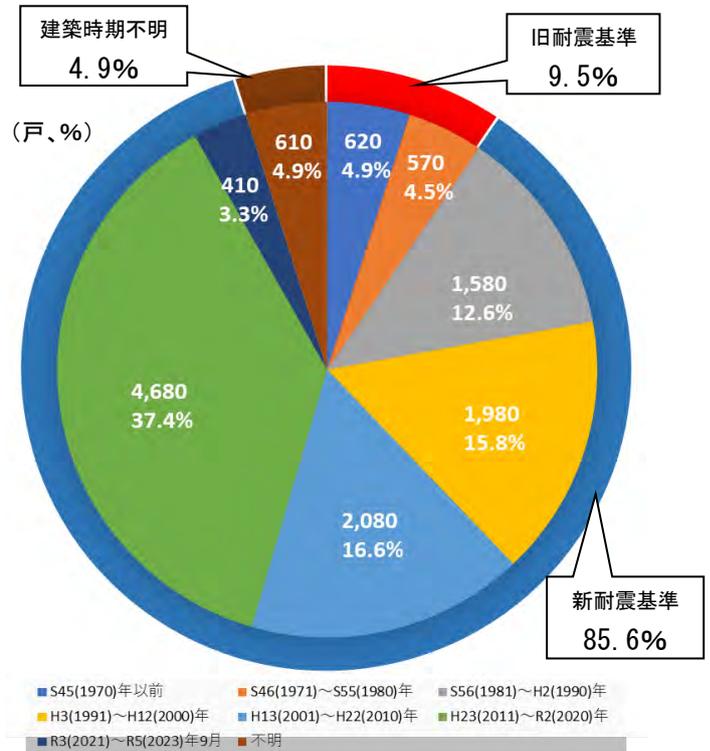
		平成 24 年 (2012) A		平成 29 年 (2017)		令和 4 年 (2022) B		増減率 A→B (%)
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
宅地	住宅用地	173.9	29.3	186.8	31.4	183.7	29.1	5.6
	商業用地	60.3	10.1	80.9	13.6	87.0	13.8	44.3
	工業用地	89.7	15.1	71.0	12.0	70.9	11.2	△21.0
	小計	323.9	54.5	338.7	57.0	341.6	54.1	5.5
公共施設等		199.0	33.5	186.9	33.5	179.9	28.5	△9.6
農地	田	3.5	0.6	2.8	0.6	5.6	0.9	60.0
	畑	16.6	2.8	14.4	2.8	19.8	3.1	19.3
	小計	20.1	3.4	17.2	3.4	25.4	4.0	26.4
山林・水面等		51.0	8.6	51.2	8.6	84.1	13.3	64.9
合計 (市街化区域面積)		574.0	100.0	594.0	100.0	631.0	100.0	9.9

出典：都市計画基礎調査（一部改変）

(イ) 住宅

住宅・土地統計調査による令和 5 (2023) 年時点の住宅総数は 12,530 戸となっています。建築時期別にみると、令和 5 (2023) 年までに建築された住宅総数のうち、建築基準法施行令による新耐震基準が定められた昭和 55 (1980) 年以前に建築された住宅は 1,190 戸 (約 9.5%) であり、大半の住宅は新耐震基準を満たした建物となっています。

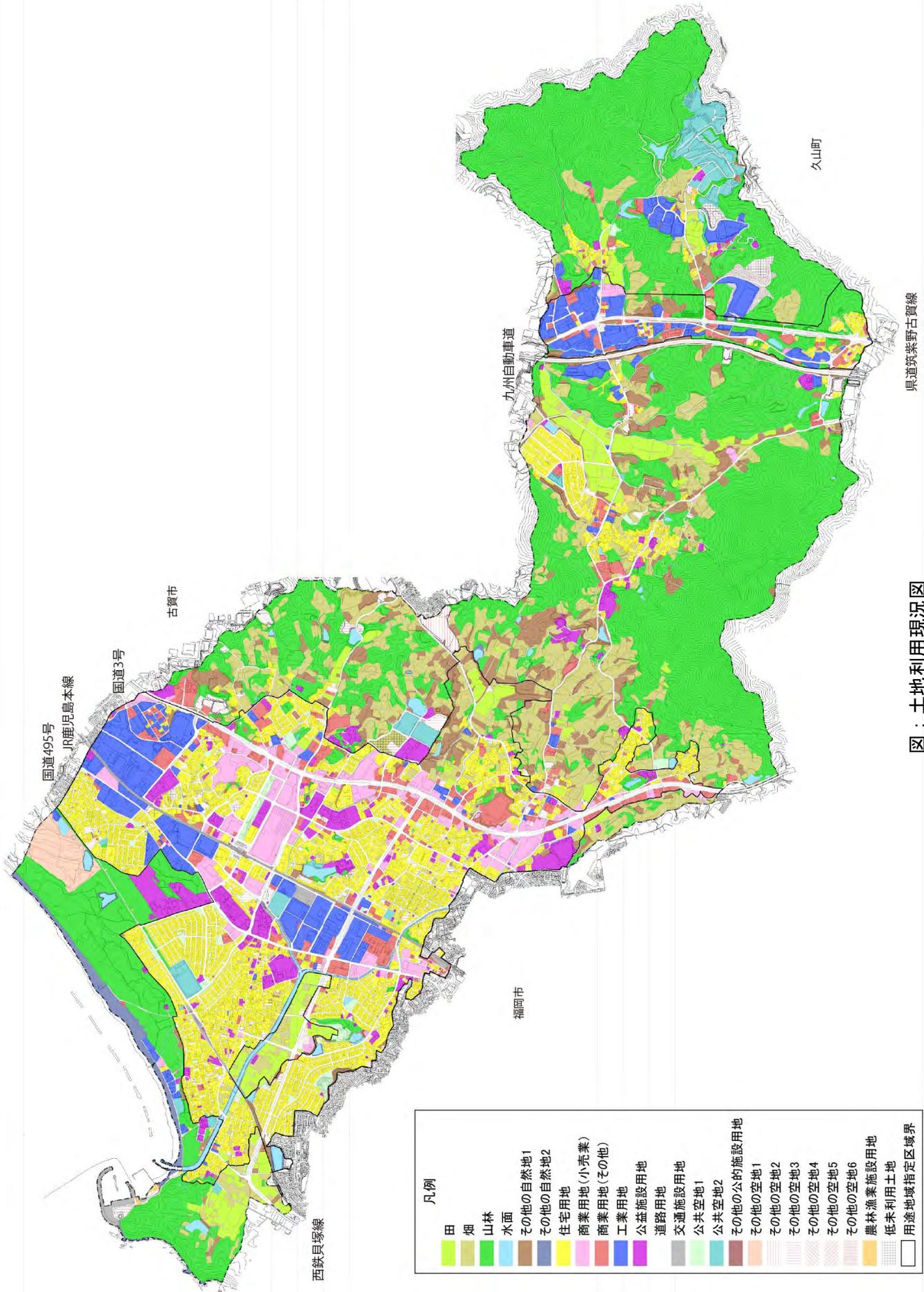
空き家についてみると、令和 5 (2023) 年時点の空き家戸数は、1,160 戸で住宅総数に占める空き家の割合は、9.3%で、福岡県の平均 14.3% (参考：住宅総数：2,351,800 戸、空き家総数：335,900 戸) に比べると低い水準となっています。



図：建築時期別住宅割合 (件数、全体に占める割合)

出典：令和 5 (2023) 年住宅・土地統計調査

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：土地利用現況図

出典：令和4(2022)年度都市計画基礎調査

ウ 都市計画

(ア) 区域区分

本町の都市計画区域は、離島の相島を除く 1,771ha で、「福岡都市圏都市計画区域マスタープラン」に基づき、区域区分（線引き）を行っています。このうち市街化区域面積は 631.0ha、市街化調整区域面積は 1,140.0ha となっています。

表：線引きの経過

令和 6（2024）年度末時点

	決定年月日	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	主な変更概要
当初	S45(1970).12.28	483.0ha (42%)	670.0ha (58%)	1,153ha	
第1回定期	S53(1978).3.30	462.0ha (40%)	691.0ha (60%)	1,153ha	湊・下府農地逆線引き
第2回定期	S60(1985).4.30	462.0ha (40%)	691.0ha (60%)	1,153ha	変更なし
第3回定期	H3(1991).12.20	466.0ha (40%)	687.0ha (60%)	1,153ha	上府深町地区編入
随時	H10(1998).2.20	541.0ha (31%)	1,222.0ha (69%)	1,763ha	東部地域編入
第4回定期	H13(2001).10.15	541.0ha (31%)	1,222.0ha (69%)	1,763ha	福岡市行政界の変更
随時	H16(2004).5.17	541.0ha (31%)	1,222.0ha (69%)	1,763ha	都市計画法改正
第5回定期	H18(2006).8.7	574.0ha (33%)	1,192.0ha (67%)	1,766ha	上府沖田地区編入
随時	H20(2008).10.10	593.0ha (34%)	1,173.0ha (66%)	1,766ha	社の宮地区編入
第6回定期	H23(2011).4.25	594.0ha (34%)	1,172.0ha (66%)	1,766ha	三代地区一部編入
第7回定期	H29(2017).10.27	599.9ha (34%)	1,171.1ha (66%)	1,771ha	国道3号原上地区編入
第8回定期	R3(2021).4.30	631.0ha (36%)	1,140.0ha (64%)	1,771ha	三代地区一部編入

出典：新宮町

(イ) 用途地域

13種の用途地域のうち、11種の用途地域が定められており、住居系が 450.0ha (71.3%)、商業系が 30.9ha (4.9%)、工業系が 150.1ha (23.8%) となっています。

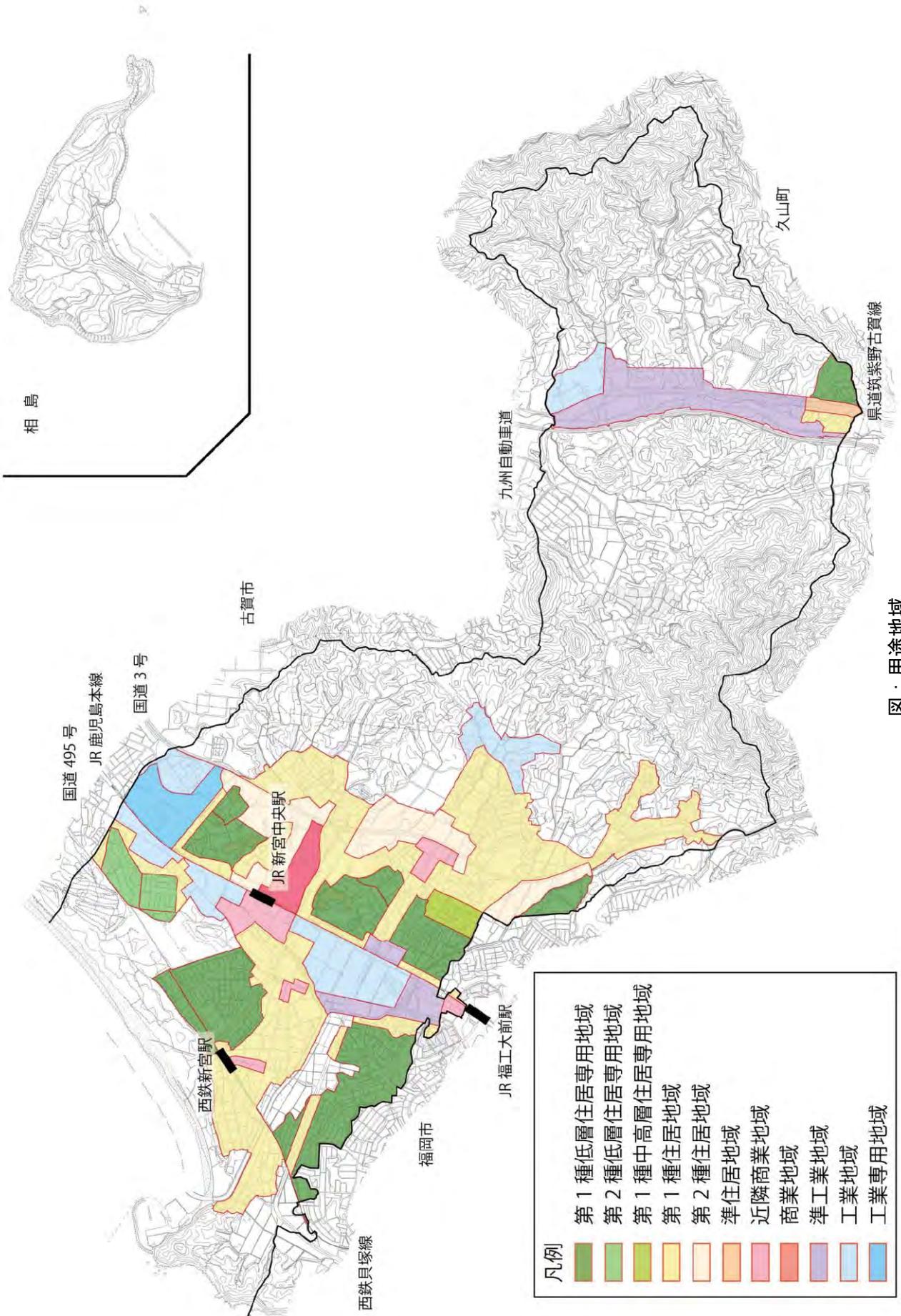
表：都市計画、用途地域面積

令和 6（2024）年度末時点

種 類	面積 (ha)		比率 (%)		
都市計画区域	1,771.0		100.0	—	
市街化調整区域	1,140.0		64.4	—	
市街化区域	631.0		35.6	—	
			100.0		
第一種低層住居専用地域	450.0	124.0	71.3	19.7	
第二種低層住居専用地域		16.4		2.6	
第一種中高層住居専用地域		6.2		1.0	
第二種中高層住居専用地域		—		—	
第一種住居地域		245.2		38.9	
第二種住居地域		54.6		8.7	
準住居地域		3.6		0.6	
田園住居地域		—		—	
近隣商業地域	30.9	18.9		4.9	3.0
商業地域		12.0			1.9
準工業地域	150.1	65.0	23.8	10.3	
工業地域		73.1		11.6	
工業専用地域		12.0		1.9	

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：用途地域

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(ウ) 地区計画

地区計画は、19地区で計画決定されており、うち6地区が市街化調整区域内にあります。

本町は、秩序あるよりきめ細やかな土地利用の誘導を図るため、多くの地区計画を決定しています。

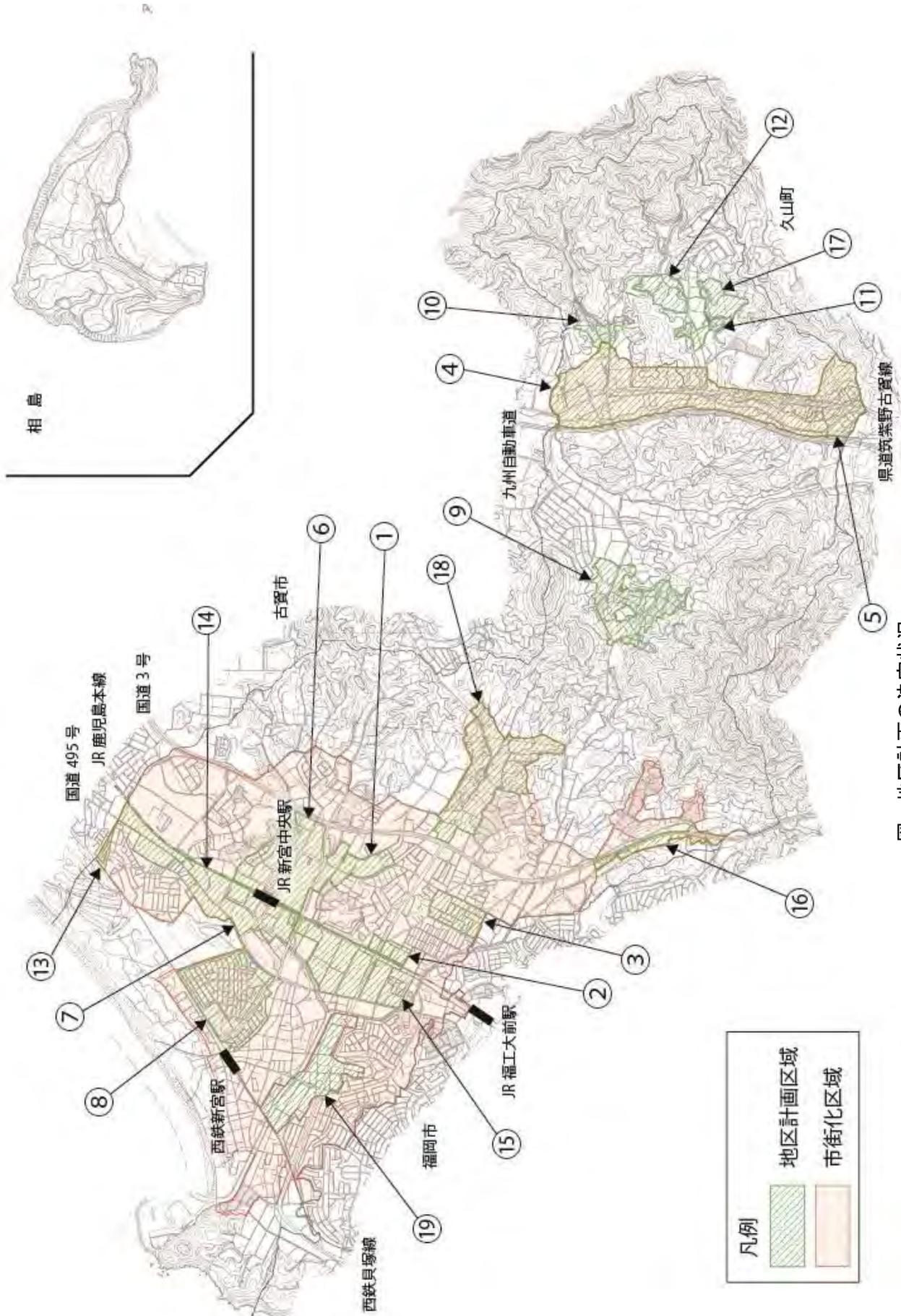
表：地区計画

令和6(2024)年度末時点

No	名称	位置	面積 (ha)	地区計画 の種類	指定地区 の区域区分
1	中原・深町地区	新宮東四丁目、五丁目の各一部	4.0	住居系	市街化区域
2	夜臼地区	新宮東二丁目、夜臼二丁目の各一部	3.0	工業系	市街化区域
3	高松地区	夜臼五丁目	6.2	住居系	市街化区域
4	的野・寺浦地区	大字的野、大字立花口の各一部	59.1	工業系	市街化区域
5	佐屋地区	大字立花口字佐屋	16.0	住居系、工業系	市街化区域
6	沖田地区	中央駅前地内、新宮東一丁目、四丁目の各一部	30.1	住居系、商業系	市街化区域
7	緑ヶ浜地区	緑ヶ浜四丁目の一部	11.4	住居系、商業系	市街化区域
8	杜の宮地区	杜の宮一丁目、二丁目、四丁目、杜の宮三丁目の一部	27.9	住居系	市街化区域
9	立花口集落地区	大字立花口の各一部	21.3	住居系	市街化調整区域
10	的野集落地区	大字的野の各一部	4.6	住居系	市街化調整区域
11	寺浦集落地区	大字立花口の各一部	3.1	住居系	市街化調整区域
12	立花口・山ノ口工業団地地区	大字的野、大字立花口の各一部	5.9	工業系	市街化調整区域
13	緑ヶ浜北地区	緑ヶ浜二丁目の一部	1.1	住居系	市街化区域
14	緑ヶ浜工業地区	緑ヶ浜一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の一部	16.9	工業系	市街化区域
15	下府工業地区	下府二丁目及び美咲一丁目の一部	24.1	工業系	市街化区域
16	原上国道3号沿道地区	大字原上の各一部	5.7	商業系、工業系	市街化区域
17	寺浦工業団地地区	大字立花口の各一部	5.8	工業系	市街化調整区域
18	三代地区	大字三代の各一部	33.3	住居系、商業系、工業系	市街化区域
19	下府・湊地区	大字下府、大字湊、下府四丁目、美咲三丁目の一部	20.9	住居系、商業系	市街化調整区域

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：地区計画の決定状況

出典：新宮町

エ 都市施設等

(7) 道路

道路は、16路線約24.9kmが都市計画決定されており、整備済み延長は約14.0kmで、整備率は56.1%となっています。(令和5(2023)年度末)

本町では、平成23(2011)年度から、長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性の観点から2路線を再検証し、その内、平成25(2013)年にひばりヶ丘・太郎丸路線、延長約0.9kmの1路線を廃止しました。

本町の東西をつなぐ重要な三代・的野線は、平成10(1998)年に都市計画決定して以降、事業開始の目処が立たず長期未着手の路線となっていました。三代地区土地区画整理事業地内の約890mについては、土地区画整理事業の進捗に併せて整備が進んでいます。

新宮国道バイパス線、上府・下府線は、都市計画決定上の計画幅員どおりに整備した整備率は低いですが、暫定的な拡幅や歩道設置工事はおおむね完了しています。しかし、上府・下府線の緑ヶ浜地区については、JR新宮中央駅周辺の土地利用の変化に伴い、早期の歩道拡幅整備が求められています。

表：都市計画道路 令和5(2023)年度末時点

種別	都市計画道路名	一般道路名	計画幅員(m)	計画決定延長(m)	整備済み延長(m)	整備率(%)	備考
国道	新宮国道バイパス線	国道3号	32	4,950	0	0.0	未整備
	上府・下府線	国道495号	16	2,810	1,780	63.3	事業中
県道	久山・新宮線	筑紫野古賀線	25	2,210	2,210	100.0	整備済
	湊・三代線	山田新宮線 湊下府線	25	3,020	3,020	100.0	整備済
	上浜・馬場線	小竹下府線	16	1,150	1,150	100.0	整備済
市道	海の中道海浜公園線		40	270	0	0.0	未着手
町道	三代・的野線		23.25	3,650	0	0.0	事業中
	雨堤・高松線	下村～夜臼線 北尾2号線	12	2,700	1,660	61.5	一部供用
	沖田公園通り線	沖田公園通り線	16	580	580	100.0	整備済
	西口駅前通り線	西口駅前通り線	16	290	290	100.0	整備済
	東口駅前通り線	東口駅前通り線	16	420	420	100.0	整備済
	夜臼線	夜臼6号線	9	590	590	100.0	整備済
	蓮池線	蓮池野入線	9	370	370	100.0	整備済
	新開・卯戸線	新開～卯戸線	12	1,380	1,380	100.0	整備済
	緑ヶ浜1号線	駅西口1号線	14	240	240	100.0	整備済
	緑ヶ浜2号線	駅西口2号線	12	310	310	100.0	整備済
合 計				24,940	14,000	56.1	

出典：新宮町

※「整備済」・・・全区間が計画幅員どおりに整備され、事業が完了している。

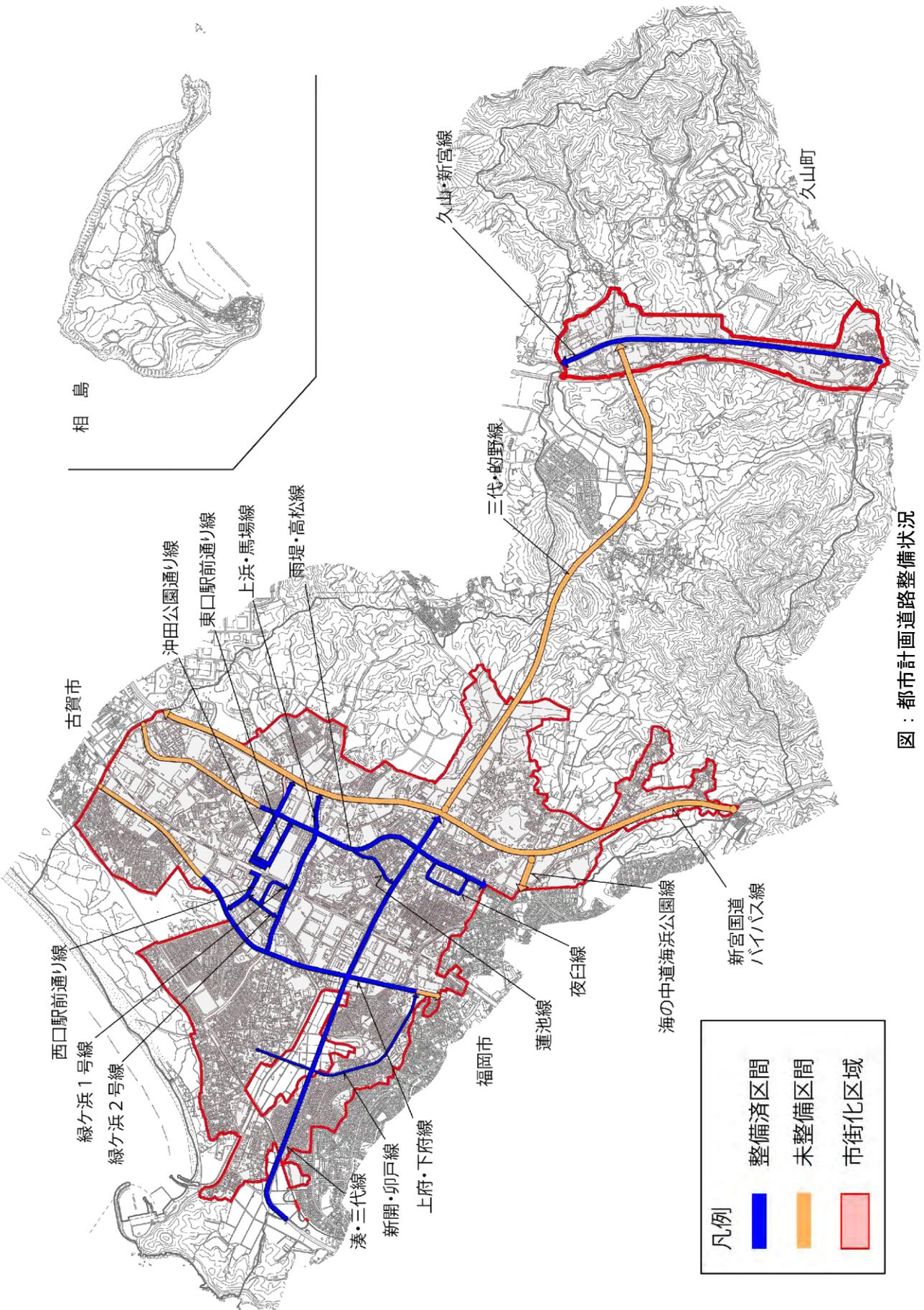
「事業中」・・・現在、新設または改良整備工事を実施している。

「未整備」・・・一部区間は新設または改良整備工事が実施され供用を開始しているが、計画幅員どおりに整備されていない区間が存在する。

「一部供用」・・・一部区間は計画幅員どおりに新設または改良整備工事が完了し供用を開始しているが、今後の整備計画が立っていない他の区間が存在する。

「未着手」・・・事業に着手しておらず、整備計画も立っていない。

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：都市計画道路整備状況

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(イ) 公共交通

a 鉄道

町内には、JR 鹿児島本線の JR 新宮中央駅と西鉄貝塚線の西鉄新宮駅が立地しています。

JR 新宮中央駅の乗降客数は平成 22 (2010) 年 3 月の開業以来、年々増加しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 (2020) 年度に減少しました。その後増加し、令和 5 (2023) 年度は、10,354 人/日で、JR 九州管内の駅別乗車人員上位 300 駅ランキングでは 37 位になっています。

西鉄新宮駅は、平成 19 (2007) 年 4 月に西鉄宮地岳線の古賀ゴルフ場駅から津屋崎駅間の廃止により終点駅となり、路線名は西鉄貝塚線に改名されました。乗降客数は、周辺の杜の宮住宅開発や駅前広場等の環境整備により増加傾向にありましたが、JR 新宮中央駅開業後は学生の利用等が減少し、平成 22 (2010) 年度には 1,381 人/日まで減少しました。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 (2020) 年度に一時減少しましたが、利用促進の取組から若干ですが増加傾向にあります。

また、美咲地区に隣接する福岡市東区和白丘 1 丁目には JR 福工大前駅があります。以前から住民の利用も多く、近年の乗降客数は安定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 (2020) 年度に一時減少し、その後増加しています。令和 5 (2023) 年度の乗降客数は 21,844 人/日で、JR 九州管内の駅別乗車人員上位 300 駅ランキングでは 12 位になっています。



図：各駅の1日当たりの平均乗降客数の推移

出典：新宮町地域公共交通計画、九州旅客鉄道（株）、西日本鉄道（株）



【JR 新宮中央駅】

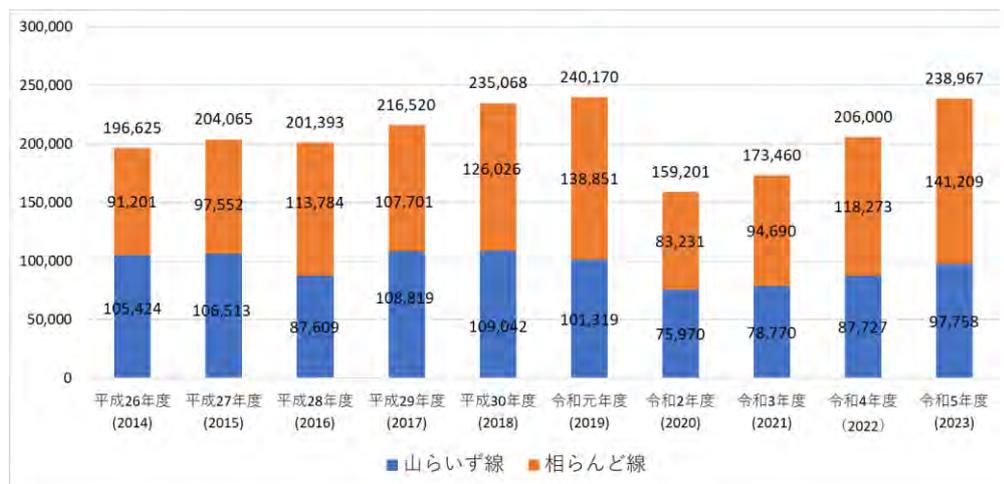
第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

b バス

路線バスは、主に国道3号及び国道495号に福岡市方面に連絡する路線があり、運行本数も多くあります。また、JR新宮中央駅開業後は駅前広場に直結する路線も整備され、福岡市中心部への運行は充実しています。

また、平成15(2003)年4月に運行を開始した町内を巡回する町営のコミュニティバス(マリンクス)は、現在2路線が整備されています。乗車人数は主に東部地域を巡回する「山らいず線」で多い状況が続いていましたが、近年、西部地域の人口や相島への観光客の増加から「相らんど線」が増加しています。2路線合計の乗車人数は、令和元(2019)年度に過去最高の240,170人/年となるまで増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度に減少し、その後年々増加しています。

(人)



図：コミュニティバスの年間乗車人数の推移

出典：新宮町

c 渡船

本町では、離島相島と本土を結ぶ町営渡船を運行しています。平成26(2014)年に老朽化に伴い現在の渡船しんぐうを建造し、旅客定員数は減ったものの、相島の観光客が増加し、令和元(2019)年度の乗船人数は198,818人/年で、平成26(2014)年度に比べると96%増加しています。また、行楽シーズンや土日祝日などは、臨時便を運行しなければならないほど乗船人数が増加しており、令和元(2019)年10月からは運行ダイヤの一部変更による増便を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度に一時減少したものの、その後増加しています。

(人)



図：渡船の年間乗船人数の推移

出典：新宮町

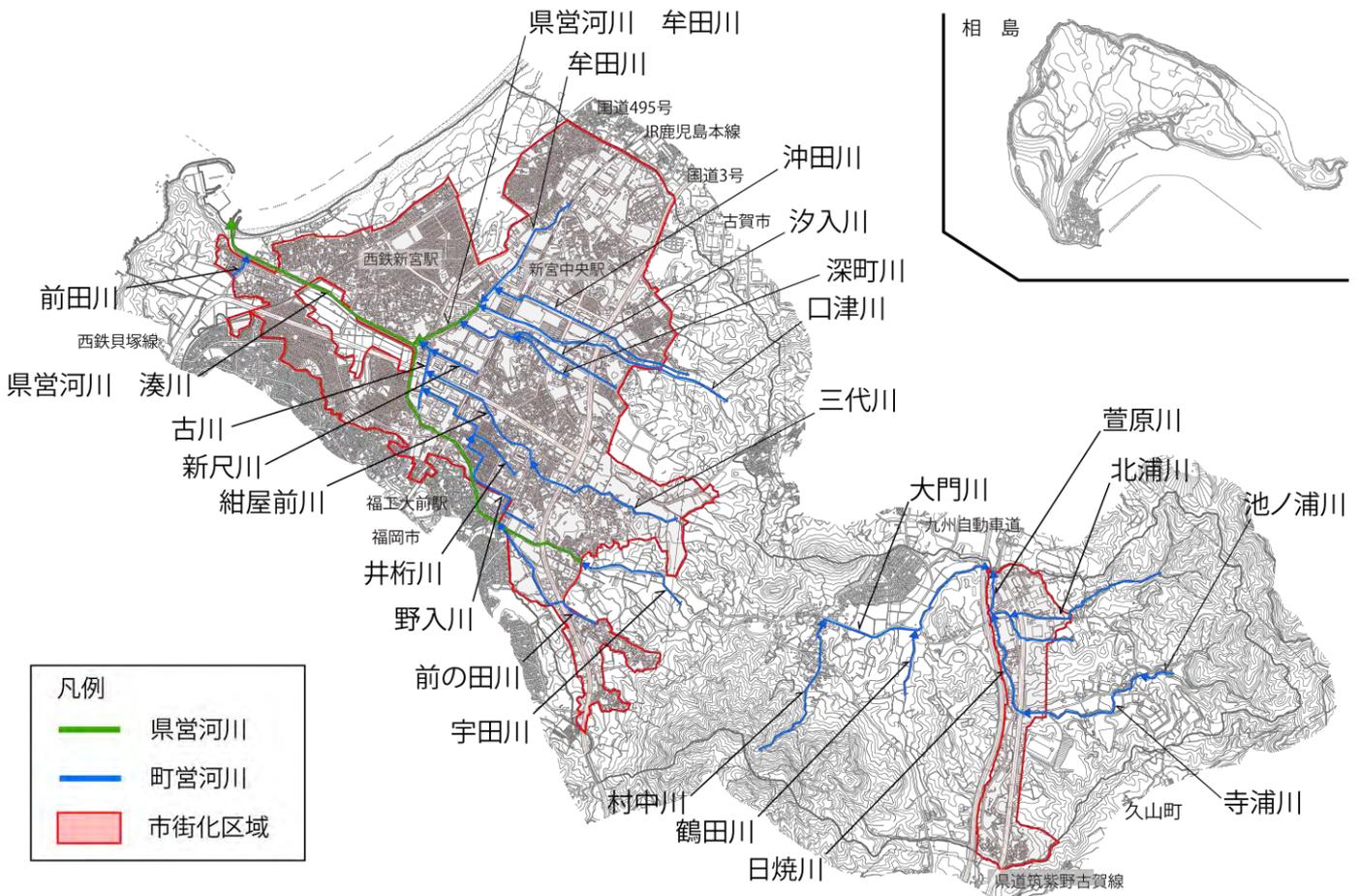
第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(ウ) 河川・水路

本町の主要河川には、二級河川の県営河川湊川と牟田川があります。平成 14 (2002) 年に福岡県により策定された湊川水系河川整備計画に基づき、おおむね 10 年に 1 回の確率で発生すると予想される洪水を安全に流下させるよう河川の改修が進み、平成 22 (2010) 年度までに県管理区間 4,630m のうち湊川の上流部の 530m を除く 4,100m、88.5% の工事が完了しました。これにより、浸水被害は大きく減少しています。しかし、湊川水系河川整備基本方針では、将来的にはおおむね 30 年に 1 回の確率で起こりうると予想される洪水を安全に流下させるよう河川の改修を行うこととされていますが、現在のところ新たな整備計画は立てられていません。

また、湊川河口付近の湊地区では、以前からプレジャーボートの違法係留による流水の阻害や護岸の損傷などが問題となっていました。令和 2 (2020) 年度から福岡県がプレジャーボートの撤去に向けた取組に着手し、令和 5 (2023) 年度までに全て撤去されました。

町営河川は、22 河川あり、これまでに順次、護岸等の改修工事を進めてきました。現在はそれらの維持・保全に努めています。



図：河川分布図

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(I) 公園・緑地

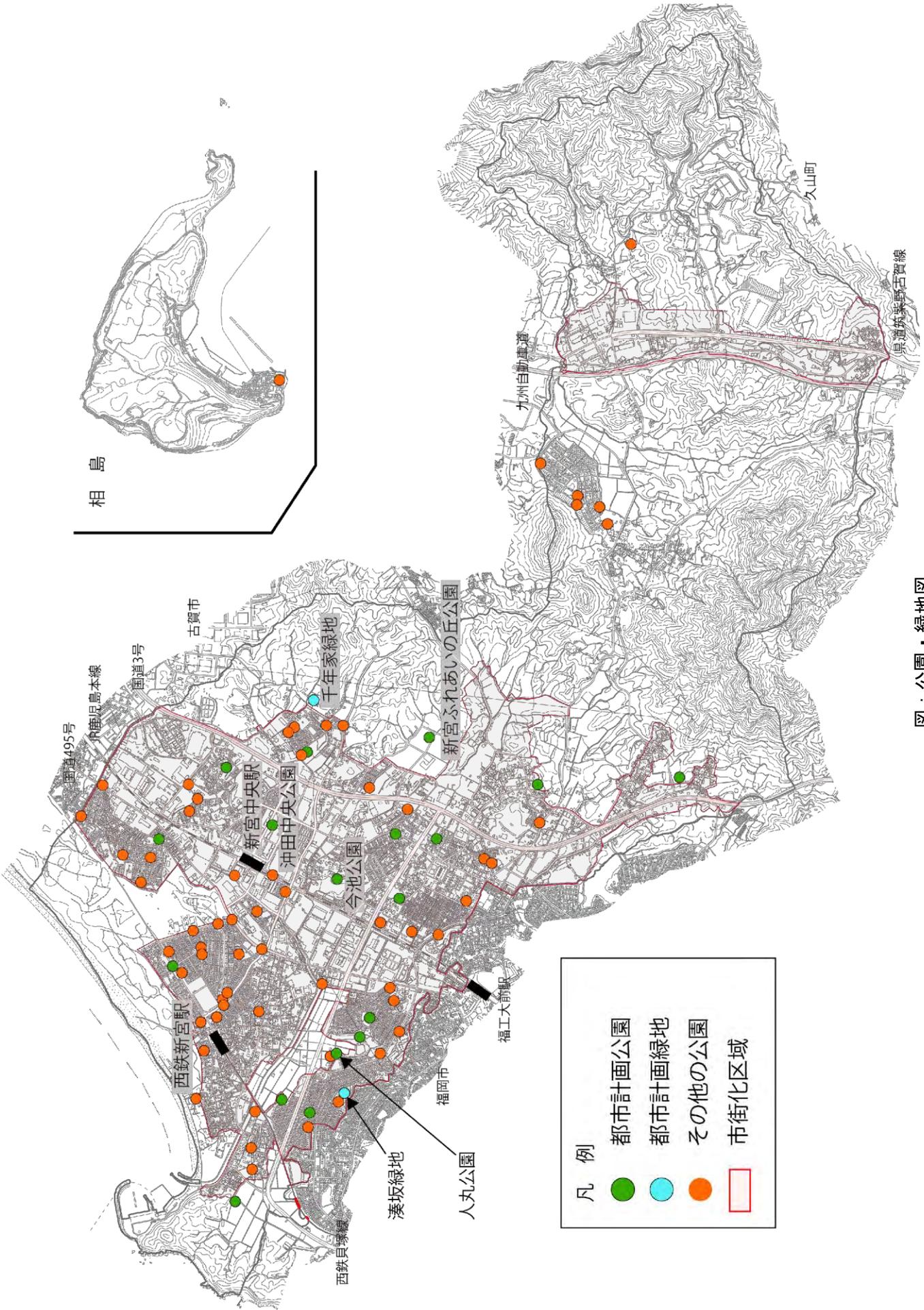
都市計画公園及び都市計画緑地は、令和6(2024)年度末時点で、20箇所、23.11haを決定しており、18.49ha、80.0%が供用されています。多くが西部・中部地域の市街化区域に配置されており、東部地域には配置されていません。近年、近隣公園、地区公園の整備を重点的に実施してきた結果、その他公園を含む住民一人当たりの公園面積は、令和5(2023)年度末で7.04㎡になり、平成25(2013)年度末の4.67㎡から大きく増加しています。

表：都市計画公園及びその他公園

区分	種別	公園名	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
都市計画公園	街区公園	裏田公園	0.10	0.10	100.0
		上府1公園	0.54	0.55	101.9
		夜臼公園	0.15	0.16	106.7
		三代公園	0.10	0.11	110.0
		原上公園	0.53	0.53	100.0
		緑ヶ浜公園	0.16	0.16	100.0
		大森貝塚公園	0.10	0.10	100.0
		中原公園	0.10	0.10	100.0
		やしの木公園	0.10	0.10	100.0
		りんご公園	0.18	0.18	100.0
		すもも公園	0.25	0.25	100.0
		桜山手公園	0.58	0.58	100.0
		西ノ浦公園	0.34	0.34	100.0
		新宮浜中央公園	0.29	0.24	82.8
	14箇所計	3.52	3.50	99.4	
	近隣公園	人丸公園	3.10	3.08	99.4
		沖田中央公園	1.80	2.33	129.4
		今池公園	2.50	2.50	100.0
		3箇所計	7.40	7.91	106.9
	地区公園	新宮ふれあいの丘公園	8.59	5.35	62.3
1箇所計		8.59	5.35	62.3	
計	18箇所	19.51	16.76	85.9	
都市計画緑地	緑地	湊坂緑地	1.70	1.73	101.8
		千年家緑地	1.90	0.00	0.0
		2箇所計	3.60	1.73	48.1
計	20箇所	23.11	18.49	80.0	
その他公園	その他	60箇所	4.76	4.76	100.0
合計		80箇所	27.87	23.25	83.5

出典：新宮町（令和6(2024)年3月末現在）

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：公園・緑地図

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(オ) 下水道

本町の公共下水道事業は、湊地区の新宮ポンプ場を經由して福岡市に処理を委託している新宮処理区と、平成 22 (2010) 年 3 月中央駅前地区に新宮中央浄化センター (アクア新宮) が完成し、下水処理を開始した中央処理区に分けられます。

令和 5 (2023) 年度末時点において新宮処理区は 83.5% が供用を開始し、中央処理区は 67.2% が供用を開始しており、今後も計画的な面的整備が求められています。また、雨水幹線の整備も順次進めています。

相島地区では漁業集落環境整備事業により下水道を整備し、昭和 57 (1982) 年から供用を開始しています。施設の老朽化に伴い処理施設の改修を行いました。今後も適切な維持管理が求められています。

公共下水道の事業計画区域外は、平成 3 (1991) 年度から補助金制度を導入し、浄化槽の設置を促進しています。

町全体の下水道処理 (汚水) 人口普及率は令和 5 (2023) 年度末で 86.5% となっています。

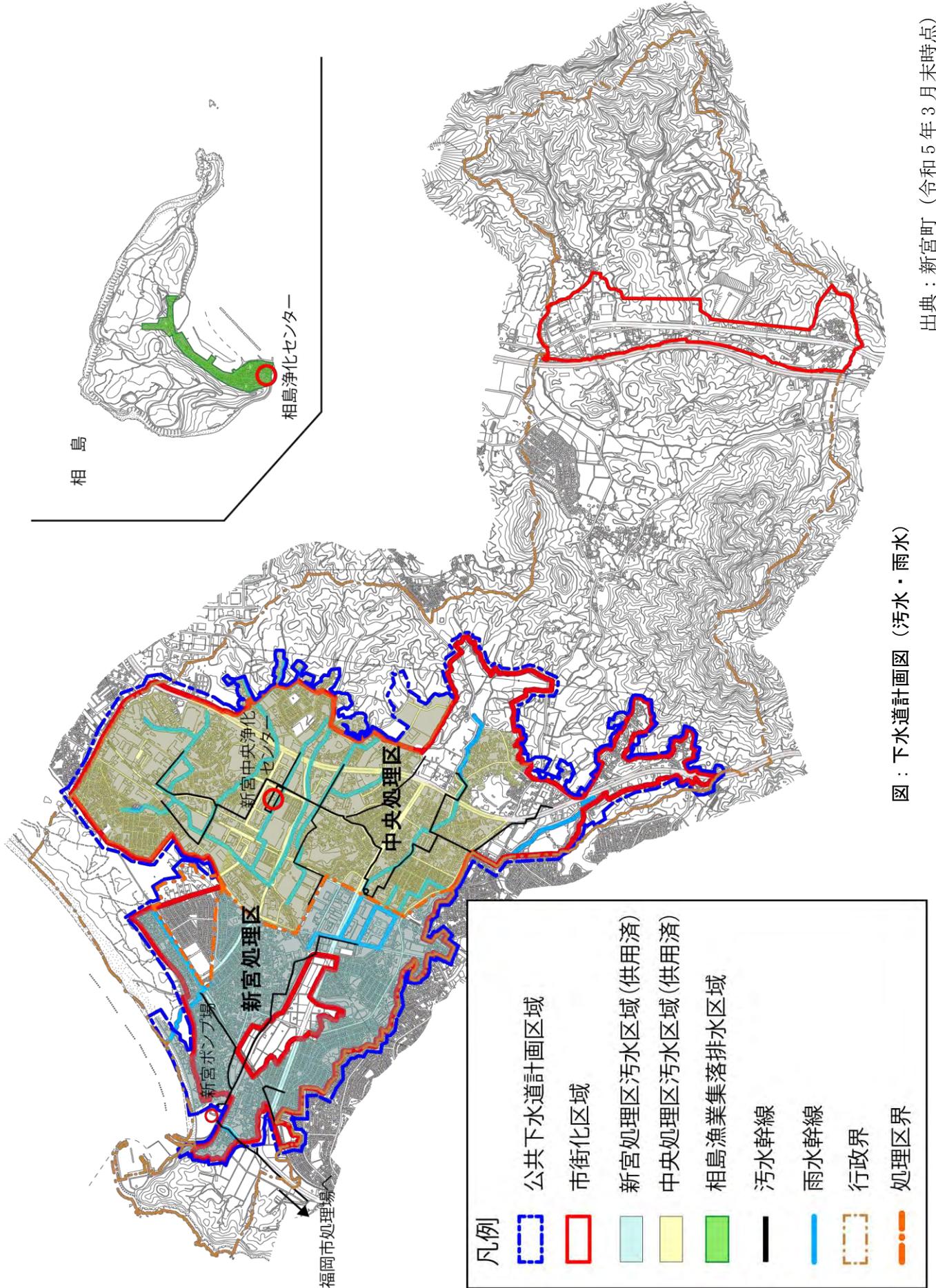
表：下水道 (公共下水道)

令和 5 (2023) 年度末現在

処理区名	内 容		計 画	整 備 済	供 用	備 考	
新宮処理区	分流式 (一部合流)	排水区域	汚水	197ha	164.49ha	164.49ha	整備率 83.5%
			雨水	197ha	169.34ha	169.34ha	整備率 86.0%
		幹線延長	汚水	4,251m	4,251m	4,251m	一部雨水 含む
			雨水	10,199m	9,261m	9,261m	
	ポンプ場	新宮 ポンプ場	汚水	6,600 m ³ /日	6,600 m ³ /日	供用済	一部雨水 含む
中央処理区	分流式	排水区域	汚水	422.3ha	283.77ha	283.77ha	整備率 67.2%
			雨水	422.3ha	257.51ha	257.51ha	整備率 61.0%
		幹線延長	汚水	8,374m	7,170m	7,170m	
			雨水	28,989m	22,343m	22,343m	
	処理場	中央浄化 センター	汚水	7,800 m ³ /日	6,240 m ³ /日	供用済	
	ポンプ場	夜臼中継 ポンプ場	汚水	2,968 m ³ /日	2,565 m ³ /日	供用済	
相島漁業 集落排水	分流式	管渠延長	汚水	2,800m	2,800m	2,800m	
	処理場	相島浄化 センター	汚水	200 m ³ /日	200 m ³ /日	供用済	

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



オ その他施設

(ア) ごみ処理施設

本町のごみ処理施設は、玄界環境組合（古賀市、福津市、宗像市、新宮町）で運営する古賀清掃工場があり、広域処理を行っています。

相島においては、相島じん芥処理場で処理していましたが、施設の老朽化により平成 30（2018）年 3 月に閉鎖し、現在は島外へ搬出し、古賀清掃工場で処理しています。

古賀清掃工場は、令和 14（2032）年度までは現有施設を稼働させて、ごみ処理を行う予定ですが、老朽化や修繕費高騰などのため、新ごみ処理施設について、令和 15 年度の施設稼働を目指し、かつ、効率的な施設運営を図るための検討が行われています。

ごみの分別収集やリサイクルの取組、家庭におけるごみ減量化の実践によって、全体のごみ処理量及び一人当たりの年間ごみ処理量は僅かですが減少傾向にあります。



図：一人当たりごみ処理量と可燃・不燃別処理量の推移

出典：新宮町

(イ) 上水道等

本町の上水道の普及率は 99.3%で、給水基盤はおおむね整っていますが、地理的に自己水源に乏しく、水源開発には長年にわたり苦慮してきました。そこで本町では、福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業からの受水により水の安定供給を図ってきました。

令和 5（2023）年度末現在の給水人口は 32,251 人、一日最大給水量は 8,863m³、このうち約 9 割が受水、残りの 1 割が自己水源からの配水となっています。令和 2（2020）年度に五ヶ山ダム（那珂川市）が供用開始され、受水量が増加し、さらなる安定供給が図られています。

水道施設は、老朽化した部分から必要に応じて改良していますが、現在町内に埋設されている約 160km の配水管については、法定耐用年数の 40 年を超過するものが増えていくため、更新が必要な延長は今後、増加する見込みです。

また、相島の簡易水道事業についても施設の老朽化が課題となっており、配水管の更新や貯水池の大規模改修を実施しましたが、浄水場の大規模な施設改修等が必要となっています。



【相島第 1 貯水池】

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(ウ) 漁港施設

本町には、本土の新宮漁港と離島の相島漁港の2つの漁港があります。新宮漁港は平成15（2003）年までに、相島漁港は平成9（1997）年までに防波堤や岸壁などの施設整備は完了しています。両漁港とも本土と相島間の町営渡船の発着場もあり、島民の生活基盤として、また、相島への観光の玄関口としても重要な役割を果たしています。その一方で、漁業者の減少から施設の有効利用が求められています。

(I) 公共公益施設

a 教育施設

本町では、町立幼稚園2園と私立認定こども園（旧幼稚園を含む）2園による幼児教育や小学校5校、中学校3校による義務教育を推進しています。近年の児童・生徒数の増加を受け、平成28（2016）年4月に新宮北小学校を、平成31（2019）年4月には新宮東中学校を新たに開校しました。

幼稚園の園児数は、保育所の需要増から減少傾向にあり、新宮東幼稚園は令和6（2024）年3月に新宮幼稚園に統合しました。

近年、長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎の屋上や壁面等の改修工事を進めています。今後は老朽化した体育館の改修に併せて体育館空調機設置、また校舎の空調機更新にも取り組む必要があります。

また、町内には、福岡県立新宮高等学校、福岡県立福岡特別支援学校があります。

表：学校教育施設の現況

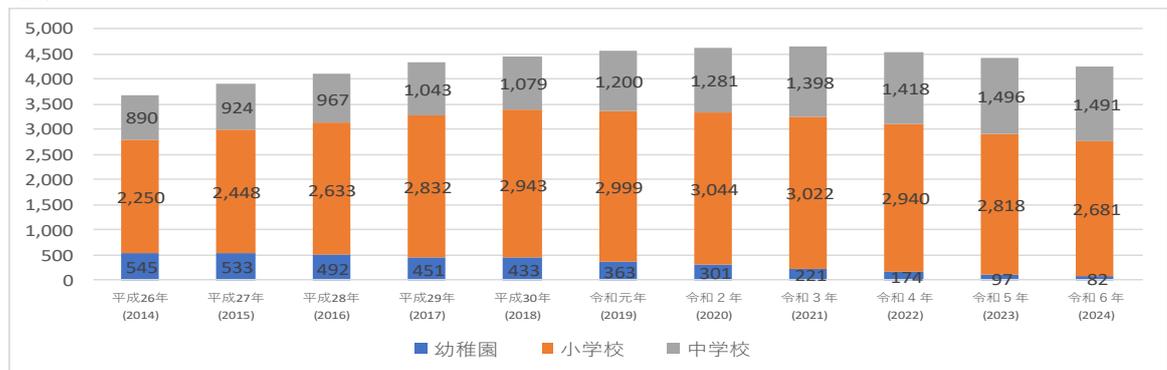
(単位：人)

	名 称	区 分	園児・児童・生徒数
幼稚園	新宮幼稚園	町立	67
	立花幼稚園	町立	15
	認定こども園博多東幼稚園※	私立	124
	認定こども園上府あおぞらこども園※	私立	7
小学校	新宮小学校	町立	876
	新宮東小学校	町立	759
	新宮北小学校	町立	887
	立花小学校	町立	139
	相島小学校	町立	20
中学校	新宮中学校	町立	1,032
	新宮中学校 相島分校	町立	12
	新宮東中学校	町立	447

出典：学校基本調査、新宮町こども計画（令和6（2024）年5月1日現在）

※認定こども園の園児数は、幼稚園部の人数

(人)



図：町立幼稚園園児数・小学校児童数・中学校生徒数の推移

出典：学校基本調査（令和6（2024）年5月1日現在）

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

b 社会教育等施設

住民の文化活動の拠点として、大ホールを備えたそびあしんぐうがあり、また、保健館と図書館、歴史資料館の複合施設として、シーオーレ新宮があります。いずれも本町の中中部地域に位置しています。

各施設とも経年劣化に伴う施設や設備の不具合等が発生してきており、新宮町公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修工事を行っています。

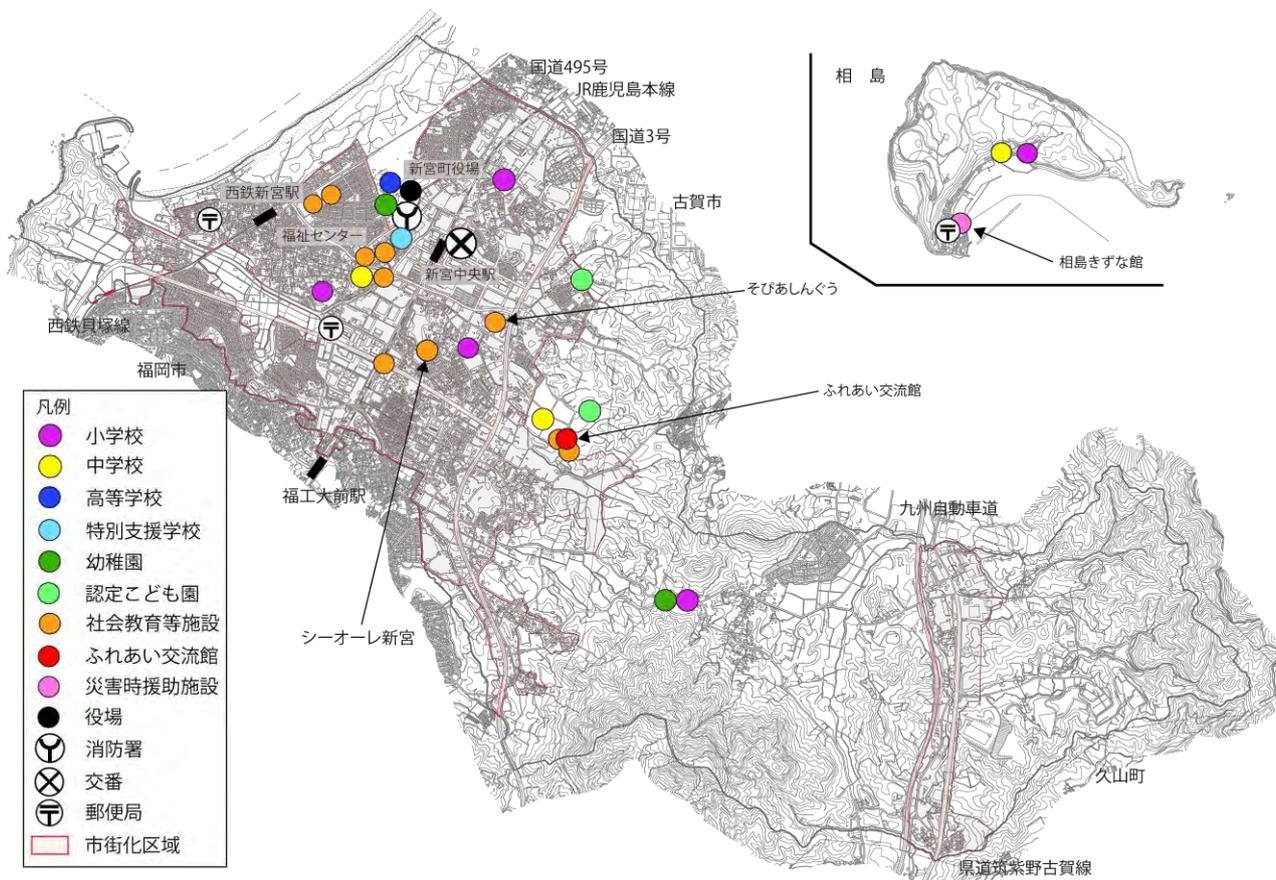
また、住民のスポーツ・レクリエーション活動を振興するため、町民体育館1箇所をはじめグラウンド2箇所、テニスコート2箇所、相撲場1箇所、ゲートボール場1箇所を開設しています。なお、本町は運動施設が少ないため、小中学校の体育館や運動場も社会体育施設として位置付けて活用しています。

このうち、町民体育館は、耐震補強工事は実施済みですが、建築後約60年以上が経過しており、再整備に向けた検討を進めています。

c その他公共公益施設

町西部の北側に役場が立地しており、役場に隣接して消防署があります。そのほか町内には、郵便局が3箇所、交番が1箇所設置されています。

また、令和2(2020)年3月、新宮ふれあいの丘公園区域内に住民の交流施設として「ふれあい交流館」を設置しました。多世代間の交流の場や健康増進を図る施設として活用されています。



図：公共公益施設の分布図

出典：新宮町

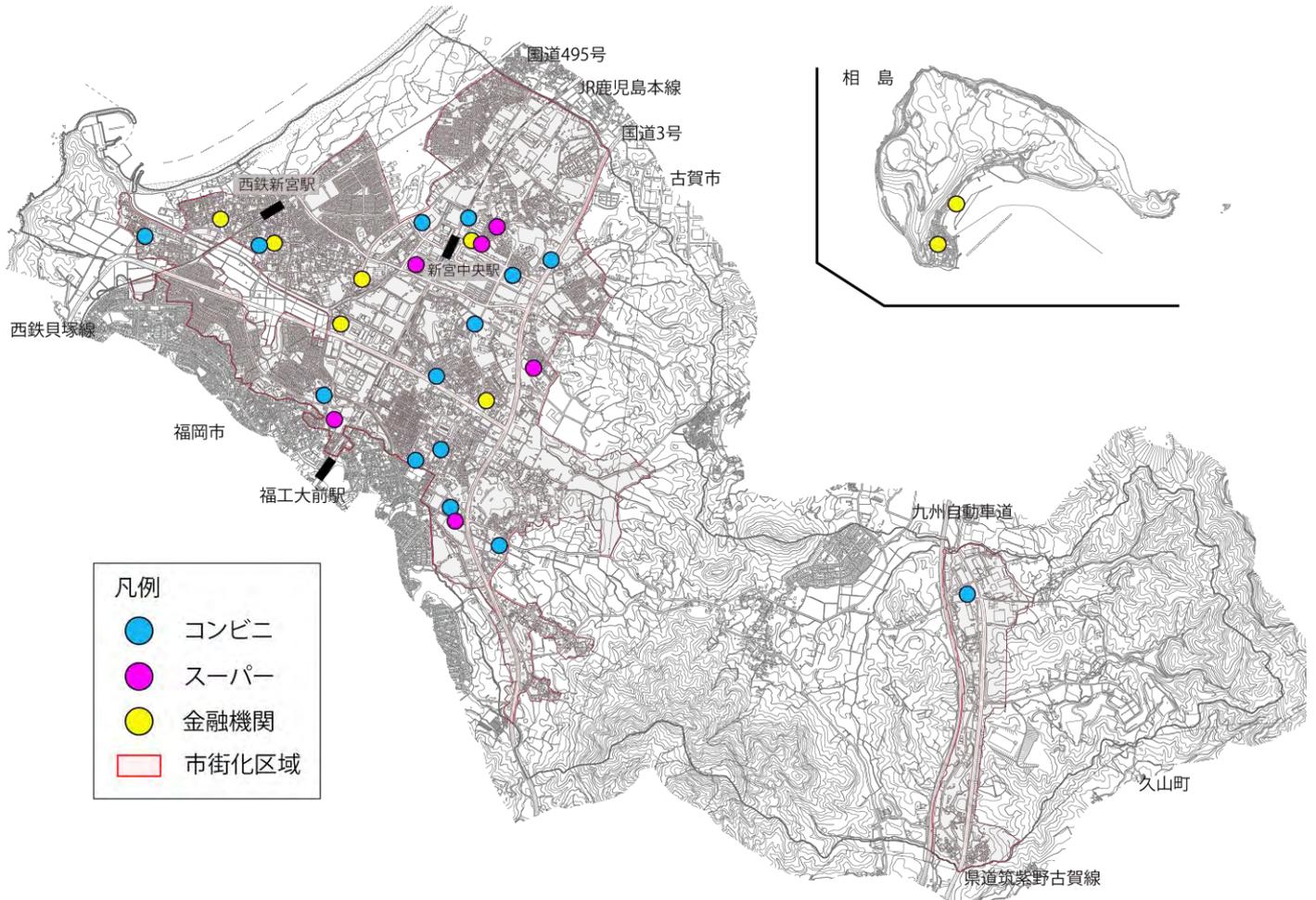
第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(オ) 生活利便施設等

本町における生活利便施設の立地状況を見ると、多くが西部地域や中部地域に集中しています。生鮮スーパーは、国道3号の西側に多く立地し、東側には国道3号に隣接する三代地区に1箇所立地しているのみです。

コンビニエンスストアについても、多くは西部・中部地域に立地し、東部地域は1店舗のみの立地となっています。

銀行・信用金庫などの金融機関は、西部地域と中部地域にしか立地していません。



図：生活利便施設等の分布図

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(カ) 保健・福祉・医療施設

保健・福祉や医療サービスの行き届いた安心して暮らせる町にしていくため、次表のとおり各種の保健福祉医療施設がありますが、多くは西部地域や中部地域の市街地に設置されています。

近年、子育て世代の転入に伴う未就学児の増加や高齢化の影響により、保育所等の児童福祉施設やデイサービス等の高齢者福祉施設が増加してきました。

一方、公共施設であるシーオーレ新宮や新宮町福祉センターは、施設の老朽化が進んできており、改修を実施または計画しています。

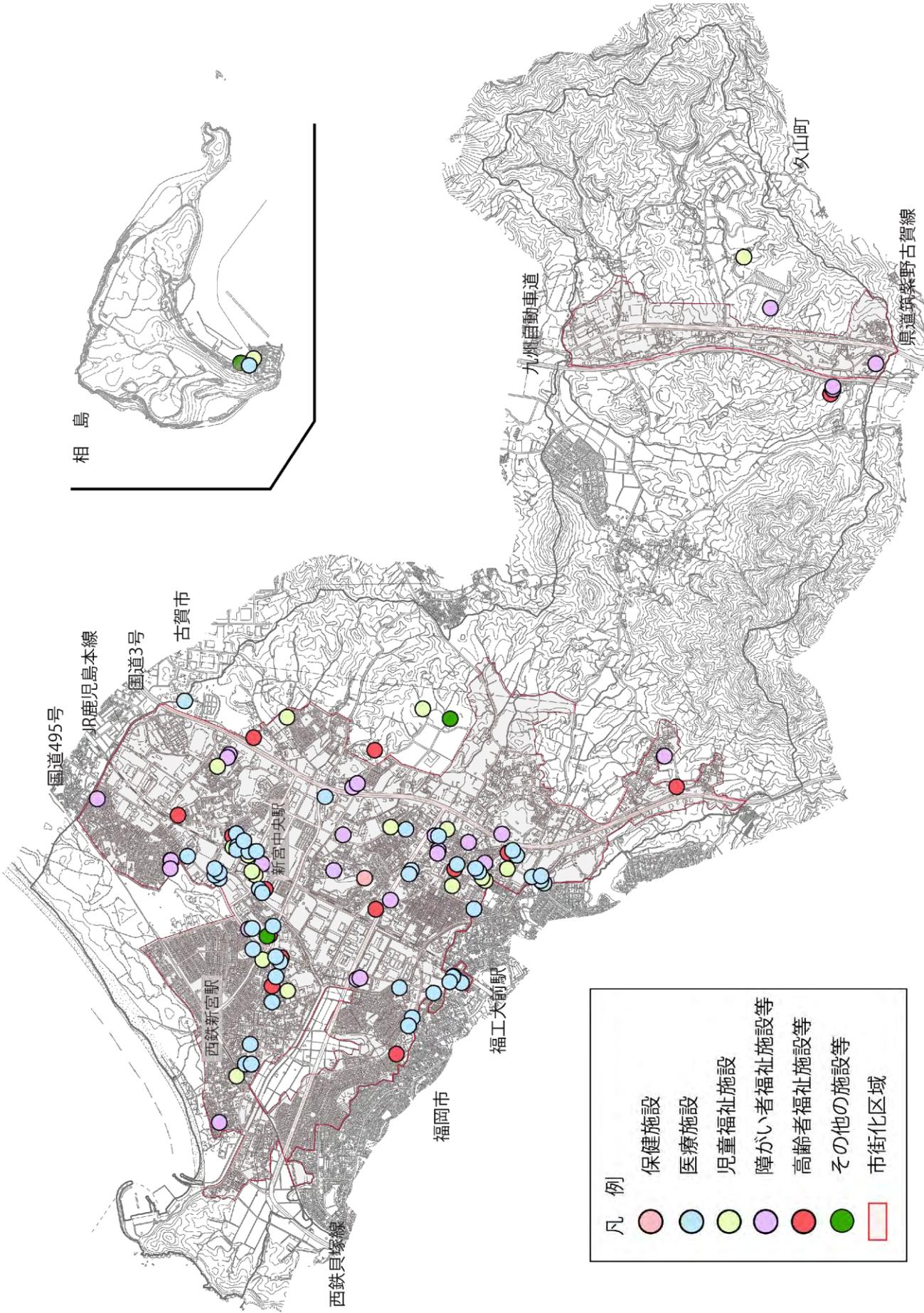
表：保健・福祉・医療施設一覧表

(令和6(2024)年度末)

施設区分		箇所数	内容
保健施設		1	シーオーレ新宮
医療施設	病院	2	
	一般診療所	26	
	歯科診療所	16	
社会福祉施設			
児童福祉施設	町立保育所	1	相島保育所
	私立保育所	13	・認可保育所(4箇所) ・届出保育施設(9箇所)
	私立認定こども園	3	
障がい者福祉施設等		40	・相談支援事業所(4箇所) ・短期入所事業所(5箇所) ・施設入所支援事業所(1箇所) ・就労移行支援事業所(1箇所) ・就労継続支援A型事業所(4箇所) ・就労継続支援B型事業所(6箇所) ・生活介護事業所(3箇所) ・共同生活援助施設(3箇所) ・障がい児通所支援事業所(13箇所)
高齢者福祉施設等		24	・新宮町地域包括支援センター ・特別養護老人ホーム(2箇所) ・養護老人ホーム(1箇所) ・軽費老人ホーム(1箇所) ・デイサービス(7箇所) ・グループホーム(2箇所) ・居宅介護支援事業所(3箇所) ・有料老人ホーム(6箇所) ・サービス付き高齢者向け住宅(1箇所)
その他の施設等		3	・新宮町福祉センター ・相島ふれあい館 ・ふれあい交流館

出典：新宮町

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：保健・福祉・医療施設の分布図

出典：新宮町

カ 防災

近年、全国各地で集中豪雨・台風などによる風水害、大規模地震が発生しています。本町は、沿岸部や河川周辺では津波・高潮・洪水、山間部では土砂災害、周辺には警固断層、宇美断層、西山断層に加え、海域断層があるため、いづれどこで自然災害が発生してもおかしくありません。

新宮町地域防災計画によると本町では、下表のとおり災害危険指定箇所等が示されています。

表：災害危険指定箇所等一覧表

災害形態	危険区域等	箇所数
水害	重要水防箇所	1 箇所
土砂災害	砂防指定地指定箇所	3 箇所
	土石流危険溪流	10 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	1 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	8 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	16 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	4 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	2 箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	8 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	5 箇所
水害・土砂災害等	道路危険箇所	12 箇所

出典：新宮町地域防災計画、福岡県地域防災計画

新宮町地域防災計画における想定風水被害については、県営河川湊川下流域の沿岸部や上府地区の一部で大雨や集中豪雨となった場合、下流方向の排水能力の不足のため、内水型の氾濫・浸水被害をもたらす危険性が大きいと想定されています。直近で被害が発生した令和 7（2025）年 8 月の大雨では、降り始めからの雨量が 400mm を超え、22 棟の床上浸水、9 棟の床下浸水に見舞われました。暫定断面での湊川河川改修が平成 22（2010）年度におおむね完了しましたが、引き続き早期に河川改修が完了するよう福岡県に働きかけていく必要があります。

また、平成 30（2018）年 3 月に福岡県が作成した本町における高潮浸水想定区域図では、想定最大規模の台風（昭和 9（1934）年室戸台風、昭和 34（1959）年伊勢湾台風など）に伴う高潮が発生した場合、最大高潮水位は標高 5.9m と想定され、湊地区、新宮地区、湊川沿いの下府地区などが浸水区域に想定されています。令和 4（2022）年 5 月には、福岡県が想定しうる最大規模の降雨によって県営河川湊川及び牟田川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を作成し、これによると河川周辺の多くの地域が浸水区域に想定されています。

さらに、土砂災害に対応するために、上表に示すとおり、福岡県では土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定が進められています。本町の指定状況をみると東部の中山間地域や相島に多く指定されており、人家も多数含まれています。

地震災害については、平成 17（2005）年に福岡県西方沖（福岡市の北西約 30km）を震源とする地震が発生し、震源に近い福岡市東区、中央区と前原市では震度 6 弱を観測、本町においても震度 5 強を観測しました。この地震による津波は観測されていませんが、町内での被害報告は、軽傷者 2 名、建物被害 216 棟、道路被害 93 箇所、がけ崩れ 1 箇所となりました。

自然災害はいづれどこで発生するか分からないため、日頃から災害リスクの軽減、防災減災のまちづくりに取り組むことが重要となっています。

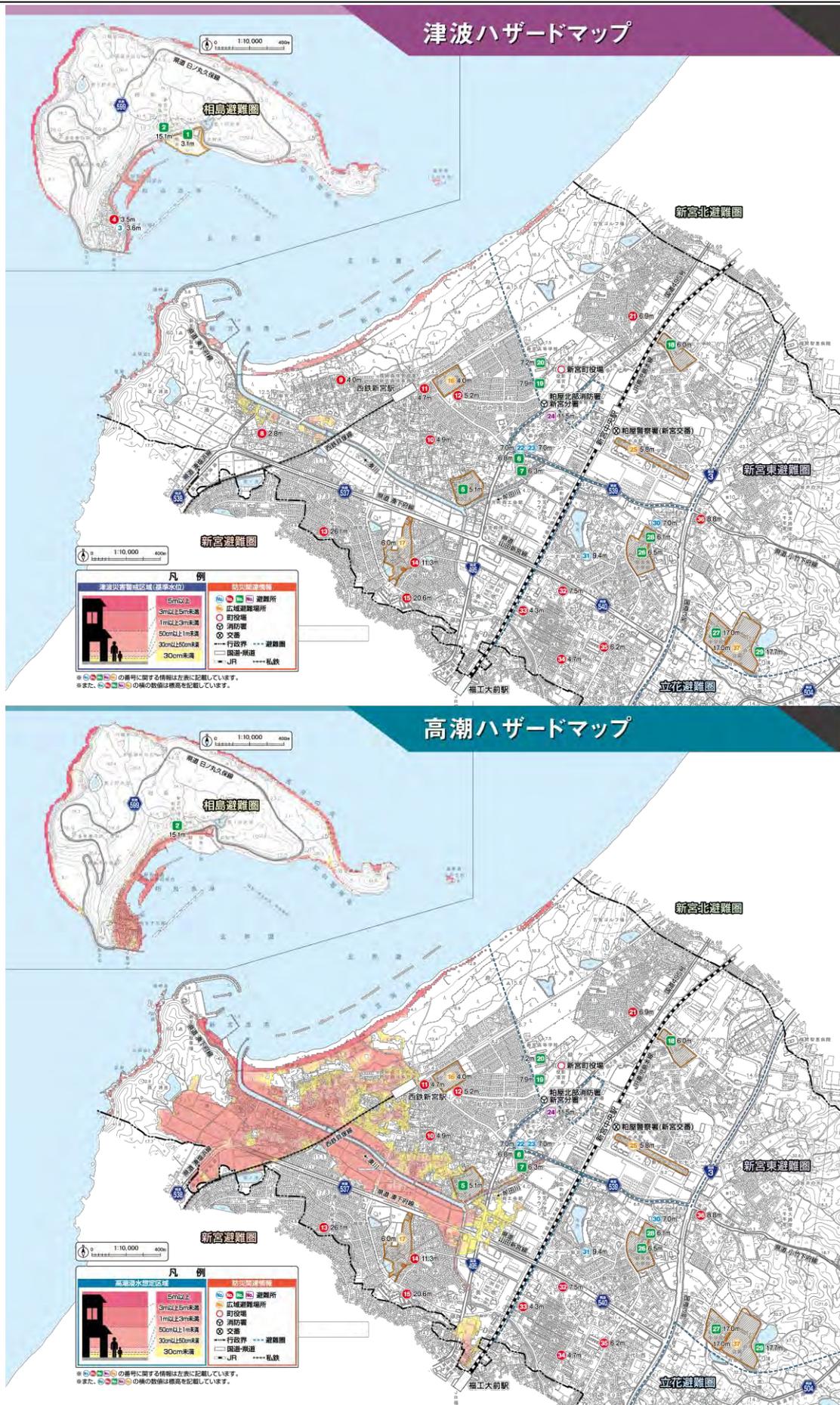
一方、本町では、三代地区に町の防災活動拠点として、新宮ふれあいの丘公園の整備を実施しており、災害時における避難活動の拠点、支援物資の提供や受け入れ拠点に位置付けています。また、町内の各地区の収容避難所である小中学校には防災備蓄倉庫を設置しています。

また、本町では新宮町地域防災計画において災害時の対応について定めています。町内各地に指定緊急避難場所、指定避難所の指定を行っているほか、「新宮町ハザードマップ」を作成し、地域

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

の災害リスクや避難方法などを示し、自分の命は自分で守る自助の強化や自主防災組織を結成し地域防災活動を行うことで災害に強いコミュニティを目指す共助の取組も推進しています。

第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題



図：新宮町ハザードマップ（津波・高潮）

出典：新宮町

2 住民のまちづくりに関する意識

(1) 住民アンケート調査の結果

本町では、平成 31 (2019) 年 2 月に第 6 次新宮町総合計画の策定に当たり、新宮町がさらに住みよい魅力のあるまちになるよう、住民の意見を把握し、まちづくりのニーズを分析するためにアンケート調査を実施しています。

ア 調査の概要

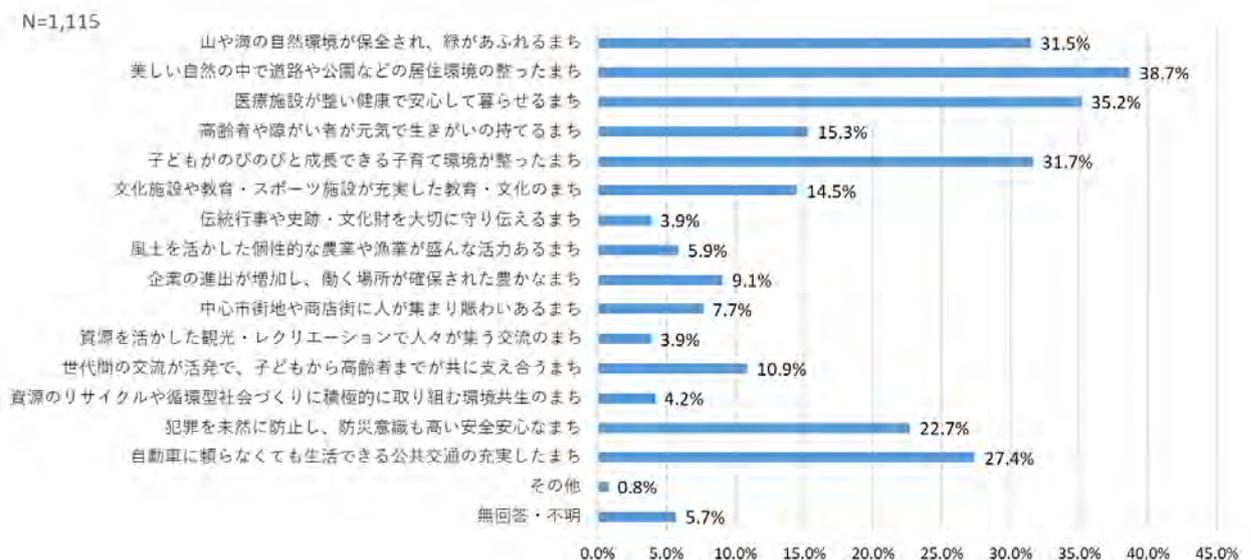
対象地域：新宮町全域
 調査対象：町内に居住する 16 歳以上の新宮町民
 配布数：2,500 人
 抽出方法：無作為抽出
 調査方法：郵送配布・回収による郵送調査法
 調査時期：平成 31 (2019) 年 2 月 7 日～2 月 20 日
 回収結果：1,115 人 (回収率 44.6%)

イ 調査結果の概要

(ア) 新宮町の将来像について

以下に挙げる町の将来像であなたが望むものはどれですか？

- 「美しい自然の中で道路や公園などの居住環境の整ったまち」が 38.7% で最も高くなっています。次いで「医療施設が整い健康で安心して暮らせるまち」が 35.2%、「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち」が 31.7% で続いています。
- 相島地域では、「風土を活かした個性的な農業や漁業が盛んな活力あるまち」「医療施設が整い健康で安心して暮らせるまち」の割合が高くなっています。西部地域や中部地域では、「美しい自然の中で道路や公園などの居住環境の整ったまち」「医療施設が整い健康で安心して暮らせるまち」「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち」の割合が高くなっています。東部地域では、「自動車に頼らなくても生活できる公共交通の充実したまち」「山や海の自然環境が保全され、緑があふれるまち」の割合が高くなっています。



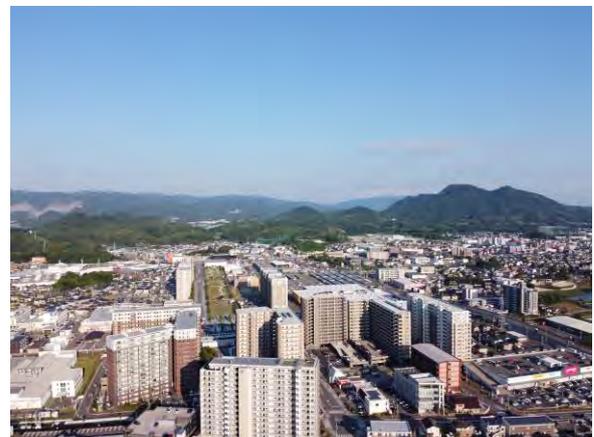
(イ) 新宮町全体の土地利用について

これからのまちづくりを進めるうえで、新宮町にとって重点的に推進すべき土地利用はどれだと思いますか？

- 「医療施設や高齢者が利用する福祉施設などの施設用地の整備」が20.1%で最も高くなっています。次いで「公園・スポーツ施設などのレクリエーション施設用地の整備」が18.7%、「現状のままでよい（これ以上の開発は望まない）」が12.6%で続いています。
- 年代別にみると、10歳代から40歳代までの若い世代において「公園・スポーツ施設などのレクリエーション施設用地の整備」の割合が高く、50歳代以上の世代では「医療施設や高齢者が利用する福祉施設などの施設用地の整備」の割合が高くなっています。



【立花山】



【JR新宮中央駅周辺】

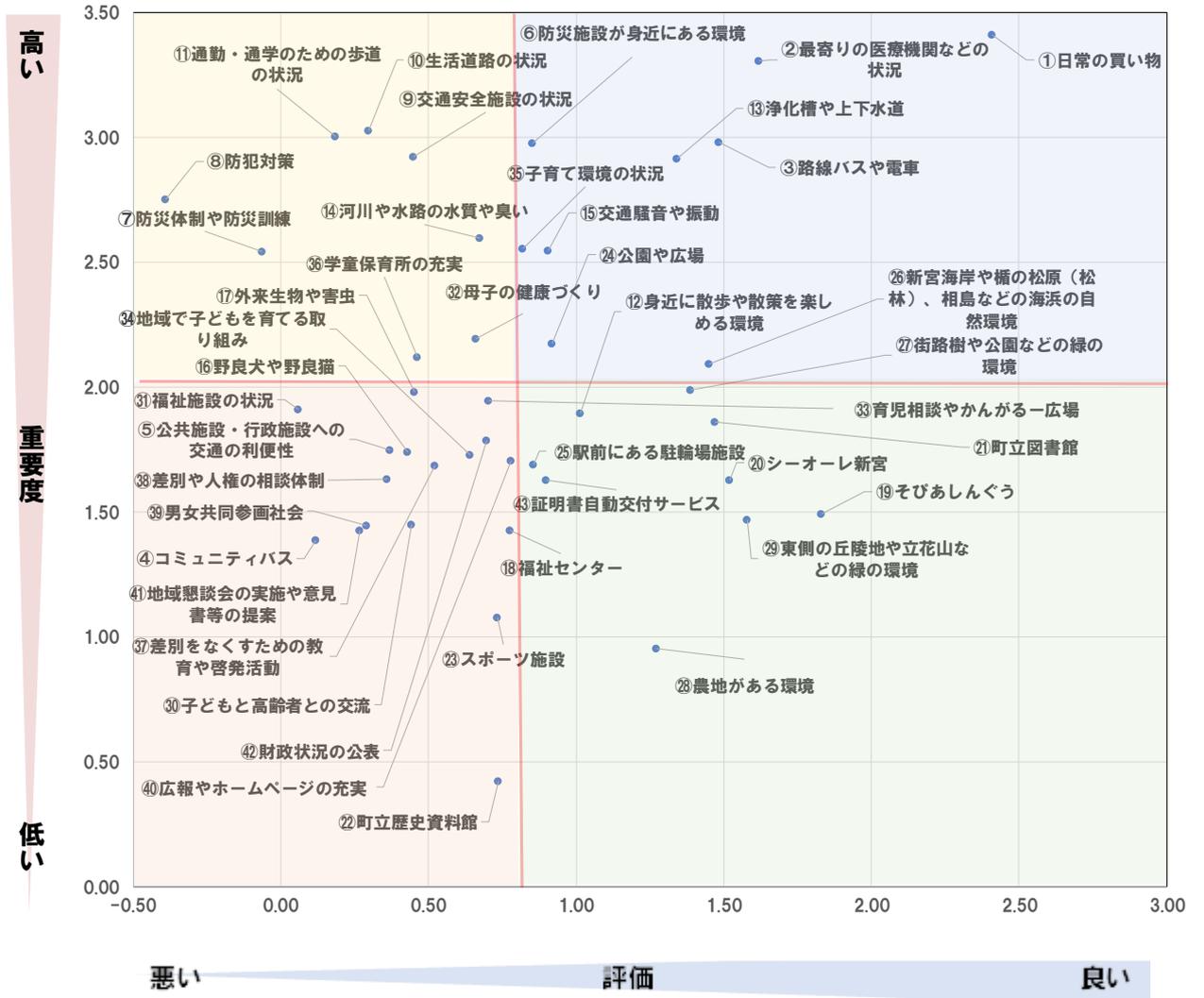
第2章 新宮町の都市整備に関する現況と課題

(ウ) 身の回りの環境に対する評価と重要度について

身の回りの「暮らしの便利さ」、「安全・安心な居住空間」、「環境衛生」、「公共施設の利用」、「自然環境」、「高齢者支援・子育て支援」、「人権」、「行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり」について、評価と重要度を調査し、その結果を散布図にして分析しました。

- 評価と重要度の点数が平均より高くなっている（表右上）のは、買い物や最寄りの医療機関などの状況、公共交通機関の利便性、自然や公園の状況、子育て環境の状況、上下水道などの普及・整備状況などとなっています。
- 評価の得点が平均より低く、重要度が平均より高くなっている（表左上）のは、防犯や防災に関係すること、歩道や生活道路の状況、交通安全施設の状況、河川や水路の水質や臭いに関する事などとなっています。

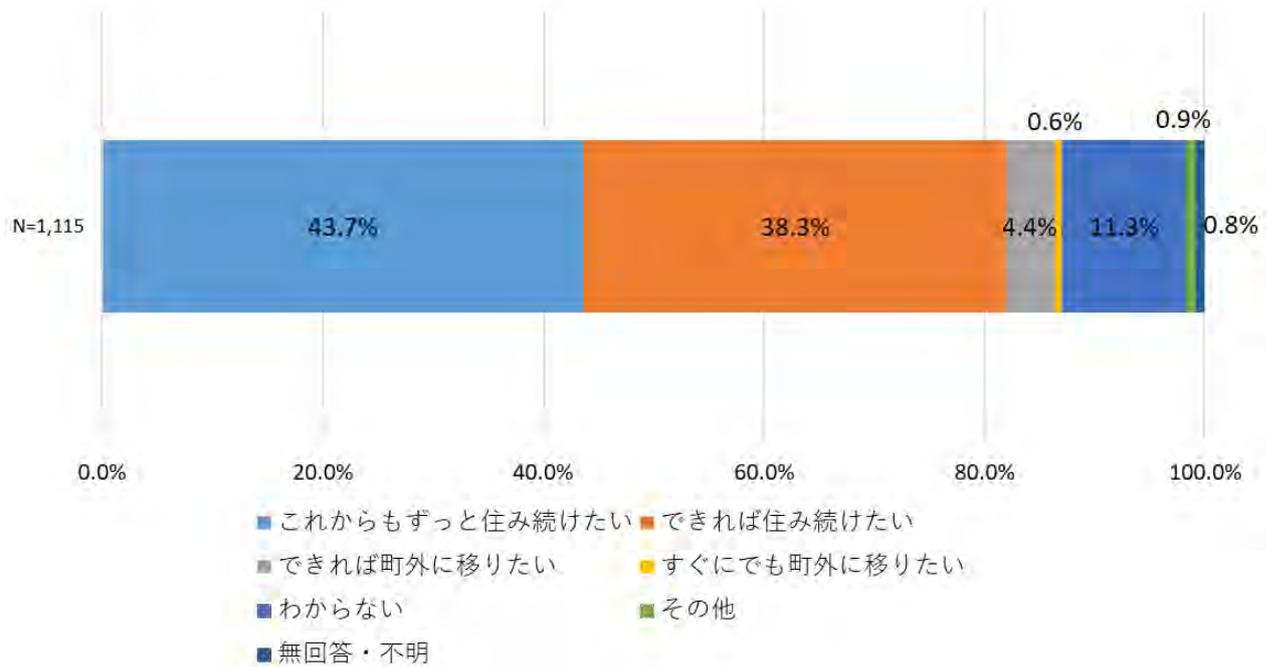
【評価と重要度の散布図】



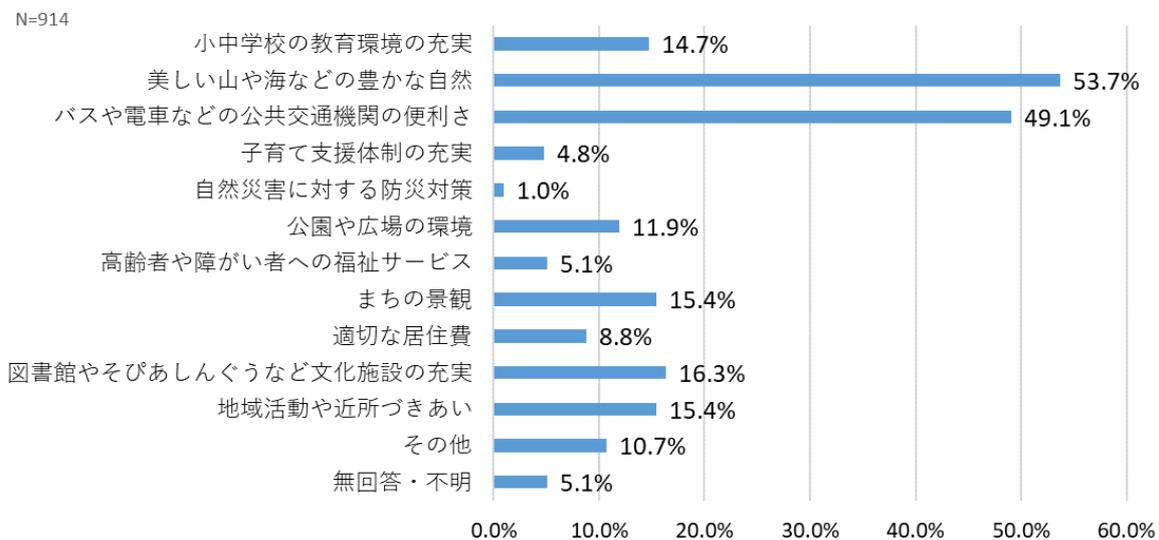
(I) 新宮町への定住意向について

これからも新宮町に住み続けたいと思いますか？

- 「これからもずっと住み続けたい」が43.7%で最も高くなっています。次いで「できれば住み続けたい」が38.3%、「わからない」が11.3%が続いています。
- 住み続けたい（これからもずっと住み続けたい+できれば住み続けたい）の割合が8割を超えています。
- 新宮町の魅力について、約半数が「美しい山や海などの豊かな自然」「バスや電車などの公共交通機関の便利さ」と回答しています。逆に町外に移りたいと回答した人にその理由を聞いたところ、「買物が便利な場所に移りたいから」「交通が便利な場所に移りたいから」「福祉サービスがよい場所に移りたいから」といった割合が高くなっています。



【新宮町の魅力】



3 都市づくりに向けての本町の課題

ここまでに整理した本町の現況を踏まえ、これからの本町の都市づくりにおける課題を次のとおり整理します。

(1) 安全・安心に暮らせる都市環境の形成

巨大地震やゲリラ豪雨をはじめ、多様化、激甚化する自然災害への備えが求められています。都市施設の耐震化、安全な避難場所・避難路の確保など、災害に強い都市基盤の形成などのハード対策とともに、情報伝達手段の充実や住民への防災意識の醸成、自主防災組織の設置などのソフト対策を実施する必要があります。

特に整備が進んでいる防災活動拠点周辺の市街化検討区域については、防災活動拠点と連携した災害対策支援のための都市機能の集積を図っていく必要があります。

(2) 都市機能の維持・充実と地域特性を活かした土地利用の展開

令和 12（2030）年頃には本町の高齢化率が 20%を超えることが予想されますが、高齢者を支える世代人口に大きな変動は無いと想定しています。しかし、今後 10 年間で 20 年～30 年後の人口減少、超高齢社会に対応できる都市づくりが求められます。

そのため、本町のコンパクトな都市環境を活かし、多様なライフスタイルとライフステージに対応できるよう、鉄道 3 駅を中心とした都市機能の集積を図る地域、良好な居住環境の形成を図る地域、地場産業を中心とした産業を振興する地域、複数の機能が調和しながら共存を図る地域、物流需要の増加を背景とするスマートインターチェンジ周辺や広域幹線道路等沿線の地域など、それぞれの地域にふさわしい土地利用の実現を図る必要があります。

また、新たに市街化を進める地区については、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、環境共生の理念に基づき適正な土地利用に向けた誘導が求められます。

(3) 東部地域の発展

都市基盤整備が進んだ西部地域に対し、国道 3 号以東の東部地域は、都市計画道路久山・新宮線（主要地方道筑紫野古賀線）の整備は進んだものの、都市基盤整備の遅れから土地利用が進まない状況が続いています。このため、新宮スマートインターチェンジ（仮称）及び都市計画道路三代・的野線の早期整備を図るとともに、東部地域の振興と定住促進の実現に向け、地域の特性を最大限に活かしつつ、生活道路、公園の整備などの都市施設を適正に配置し、計画的な土地利用の実現を図っていく必要があります。

(4) 都市環境と自然環境が調和した魅力的な景観形成

都市の魅力を高めていくため、自然や歴史などの地域特性を活かした個性ある魅力的な都市環境の構築や景観形成が求められます。JR 新宮中央駅周辺を中心とした市街地の都市環境、立花山周辺や新宮海岸などの自然環境、これら本町が有する特徴を活かし、調和させた魅力的な景観の形成・保全を図っていく必要があります。

また、自然環境は、土地保全、水資源保全、生態系保全、景観保全など、多様な環境保全機能を有しており、近年、「グリーンインフラ」の概念として注目されています。自然環境の価値や役割について理解と認識を深め、自然環境の保全を図るとともに、活用に当たっては、その多様な機能に十分に配慮する必要があります。

(5) 良好な都市基盤施設の整備推進

定住環境の向上のためには、都市基盤の整った良好な市街地の形成が必要です。都市計画道路や地域間を結ぶ道路ネットワークの整備をはじめ、安全な歩行空間の確保について、早期実現を図り、国道3号などの慢性的な渋滞緩和のために新たな道路ネットワークの構築を図る必要があります。

また、公共用水域の水質保全と生活環境の向上及び浸水防止のため、下水道未整備区域の計画的な整備をはじめ、雨水渠や雨水調整池の整備を進めるとともに、農業用ため池の利活用を検討する必要があります。

(6) 公共施設等の効率的なストック活用への転換

現在、本町の人口は令和2（2020）年をピークに横ばいとなっており、今後人口が減少した際に財政の負担や供給過大とならないよう適正な規模の公共施設等の整備が必要です。

公共施設等の整備においては、既存の施設の利活用も念頭に置き、既存施設の統合化、多機能化等の機能的な施設整備を図る必要があります。また、適正な維持管理を行い、できる限りの財政負担軽減を図る必要があります。

(7) 公共交通を中心とした交通環境の形成と充実

高齢化が進み、自家用車を利用できない住民が増加すると、移動手段としての公共交通の重要性が高まるものと想定されます。そのため、駅前広場などの交通結節機能の維持・強化を行い、住民の利便性の向上を図る必要があります。また、公共交通での移動環境の向上だけでなく、徒歩や自転車でも移動しやすい、人にも環境にもやさしい交通環境を形成していく必要があります。

(8) 農地の保全と活用

優良農地を保全していくため、担い手育成の支援を行うほか、特産品や高付加価値農産物の研究を進めていく必要があります。また、利用されていない荒廃農地を活用して、農業を体験できる仕組みづくりや新たな農業の在り方とその総合的な支援体制を検討する必要があります。

(9) 循環型社会の構築

地球温暖化などの地球環境問題への対策は必要不可欠なものです。温室効果ガスの排出抑制や5R活動の推進、公害防止対策などを行い、地球環境への負荷の軽減を図り、持続可能な循環型社会を実現する必要があります。

第3章 全体構想

1 将来都市像

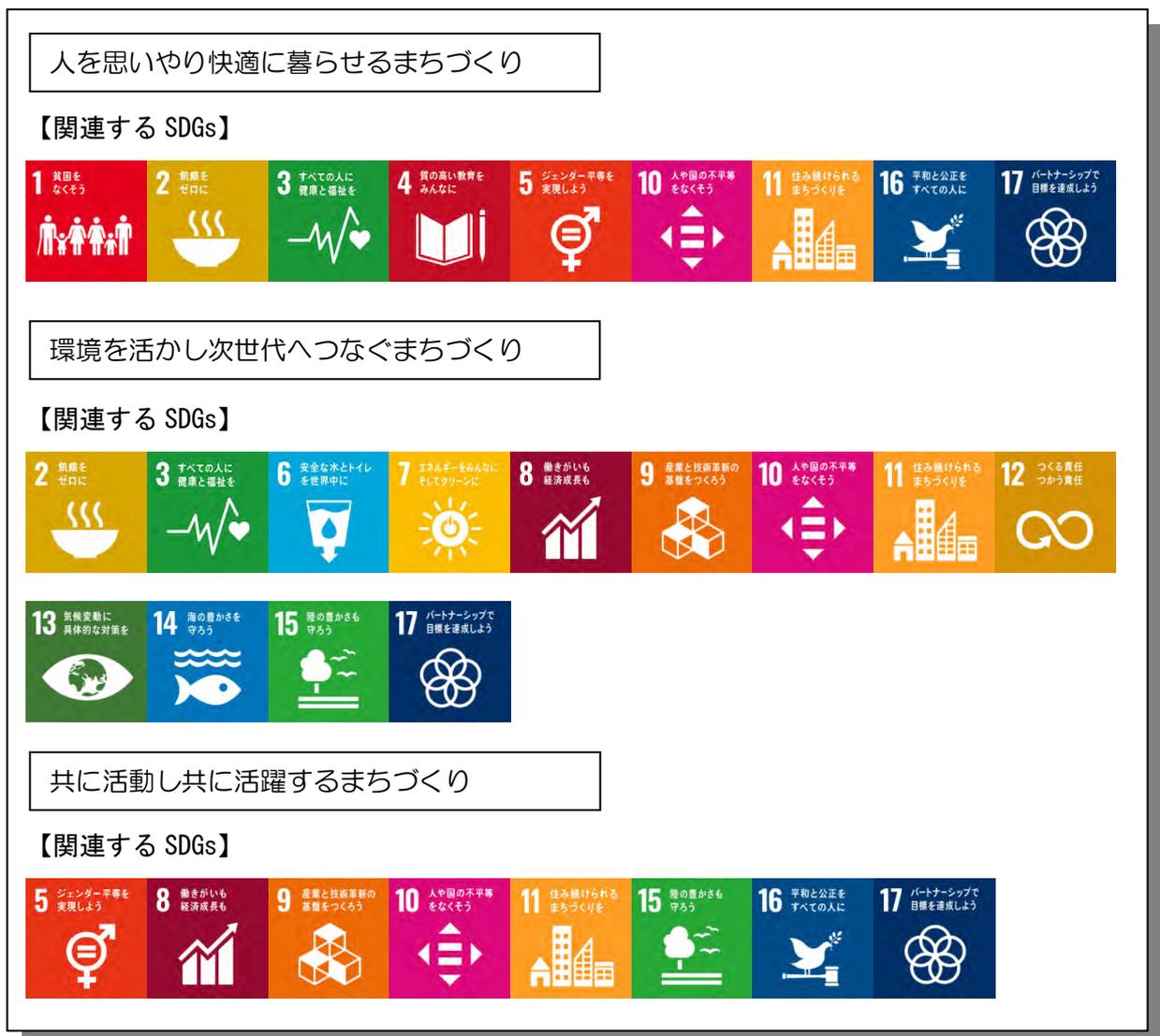
(1) 都市づくりのテーマ（将来都市像）

第6次新宮町総合計画のまちづくりビジョンに基づき、本計画での「都市づくりの基本的な考え方 = テーマ」を定めます。

第6次新宮町総合計画では、まちづくりの基本理念を、20年後、30年後の社会情勢の大きな変化においても変わらないまちづくりの根幹と捉え、「人を思いやり快適に暮らせるまちづくり」、「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」、「共に活動し共に活躍するまちづくり」の3つを掲げています。この基本理念を実現するために、計画期間の10年間の目指すべき将来像として、「人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう」を掲げています。

なお、基本理念は、SDGs（持続可能な開発目標）と関連させています。

《基本理念》



《将来像》

人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう

この中で都市づくりに密接に関連する「人を思いやり快適に暮らせるまちづくり」、「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」を基本的な考え方として、本町の目指す都市の姿は、自然環境と共生し、活かしながら次世代へつなぐ「自立・持続型の、安全・快適で、潤い豊かな、美しい都市づくり」であると言えます。

一方、国においては喫緊の課題である地球温暖化問題に対応するため、「低炭素都市づくり」として、住宅の環境性能向上などの単体対策のみならず、市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせて「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指し、国全体の「生産性」を高める国土構造とすること、建物の更新を面的に推進し併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ること、あるいは吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進することなどの都市分野の対策を総合的に推進してきました。しかし、これだけでは拠点都市への一極集中による混雑の悪化や周辺地域の衰退、拠点都市の機能停止による周辺都市の機能不全などの課題が発生する可能性があるということから、近年、未来社会の姿「Society5.0」として「自律分散型」の都市づくり、「スマートシティ」の取組が推進されています。これは、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させ、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会の構築を目指す取組です。

この「スマートシティ」の取組は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を進める上での推進力として期待されており、それぞれの都市または地区全体の最適化が図られる持続可能な「自立分散型」の新しい都市づくりを推進するものです。

このような状況を踏まえ、本町の都市づくりを表現するものとして次のように定めます。

■都市づくりのテーマ(将来都市像)

環境共生 次世代へつなぐ

スマート・コンパクトシティ 新宮

- まちの宝物である海・山・川の自然的要素と、生活に必要な職・住・遊・学の都市的要素を持ち備え、人々とそれら要素が密接につながりを持ち、自己完結性の高い、コンパクトな暮らしやすい都市空間を目指します。
- 都市づくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティの実現を目指します。

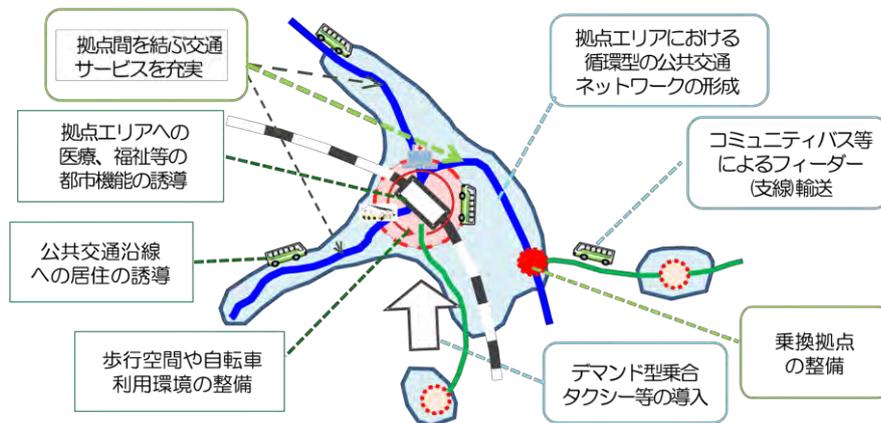
(2) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」

「都市の発展を人口の増大やそのための市街地面積の増大に求めるのではなく、都市が将来にわたって維持できる人口や産業の規模を設定し、効果的なインフラ整備や既成市街地の充填と改善、自然環境保全によって、地域全体の環境を成熟させ、コンパクトな空間にアメニティある環境を獲得」という「成熟型のまちづくり」の理念を具体的に都市像として描いたものが「コンパクトシティ」の考え方（概念）です。この「コンパクトシティ」の理念には、持続可能な社会の実現と魅力ある街並みの形成を目指すための知恵が結集しており、これは「低炭素都市づくり」の考え方にもつながっています。本計画がスタートした平成 14（2002）年度から、本町ではこの「コンパクトシティ」の考え方を基に都市づくりに取り組んできました。

しかし、コンパクト化だけでは都市圏域やマーケットが縮小してしまいます。このため道路・公共交通と情報通信による「ネットワーク」で周辺を支え、複数の集落などの地域間の「連携」を強化し、人・モノ・情報の交流を促進し、各地域が都市の「多様性」を再構築して発展していくこと、これが「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりです。

また、さらに、この取組の推進力として新たに提唱されているのが「スマートシティ」の取組です。フィジカル空間（現実世界）からセンサーと IoT を通じてあらゆる情報が集積（ビッグデータ）され、人工知能（AI）がビッグデータを解析して、高付加価値を都市づくりに活かし、住民が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間（住民）中心の社会を目指すものです。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」の融合するまちづくりは、「持続可能なまちづくり」、「未来へ挑戦するまちづくり」を掲げる本町にとっては、まさに目指すべき都市像と言えるでしょう。



図：コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ図

出典：国土交通省



図：スマートシティのイメージ図

出典：国土交通省

2 将来目標人口の設定

「新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」によると、本町の将来人口は、今後の土地区画整理事業など市街地開発の状況を踏まえ、令和 17 (2035) 年の 35,175 人まで増加が見込まれており、その後は緩やかに減少に転じ、令和 42 (2060) 年には 33,296 人と現在の人口を若干上回ると推計されています。

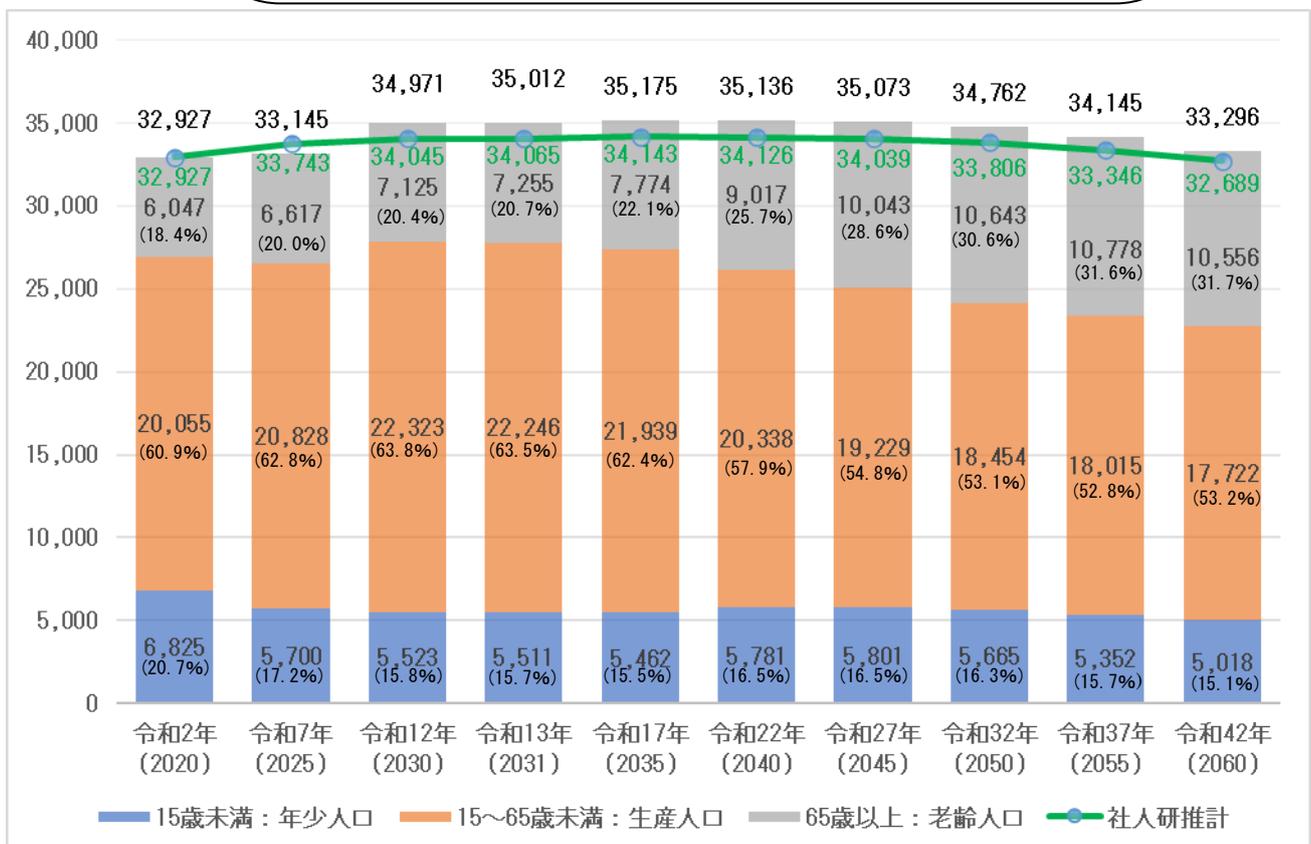
目標年次である令和 13 (2031) 年の将来人口は 35,012 人と想定します。

なお、本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の値を参酌して推計しています。

■将来人口及び年齢別構成の推計

将来人口の想定	令和 12 (2030) 年	34,971 人
	令和 13 (2031) 年	35,012 人
	令和 17 (2035) 年	35,175 人
	令和 22 (2040) 年	35,136 人
	令和 32 (2050) 年	34,762 人
	令和 42 (2060) 年	33,296 人

(人)



図：将来推計人口と年齢別 (3 区分) 構成

出典：新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

3 将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、都市活動を支えるための都市機能の配置とネットワークの形成が重要となることから、将来都市構造としての機能が集積する拠点（範囲、機能）及びネットワークを構成する軸について、次のように設定し、将来都市構造図として示します。

(1) 拠点の設定

都市活動を支える拠点については、集積または担うべき機能等の違いから、中心拠点、防災拠点、交通拠点、文化・交流拠点、憩いの拠点、緑の拠点、歴史拠点の7つを設定します。

ア 中心拠点

本町の主要な交通結節点である JR 新宮中央駅周辺地区に、町全域からの利用が見込まれる医療・福祉、商業、行政等の高次都市機能を集積することにより、生活利便性を高める機能だけではなく、都市全体の活動をけん引し、都市イメージを向上させる役割を目指します。

イ 防災拠点

災害発生時の防災活動拠点となる機能を有した新宮ふれあいの丘公園や、この公園と連携した中長期の避難活動に対応できる機能を配備した新宮東中学校といった公的施設と、避難時の生活支援物資の提供やストックヤード、あるいは健康維持等の支援機能を備えた民間企業が進出予定の三代地区新市街地周辺、また、東部地域に点在する土砂災害警戒区域を考慮し、緊急時の避難や中長期の避難活動に対応できる施設として立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業予定地の一部を防災拠点と設定し、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

ウ 交通拠点

鉄道、バス等の公共交通機関が集まり、交通結節点となっている鉄道駅を交通拠点と位置付け、交通手段を円滑かつ快適に利用できる環境整備・維持を目指します。また、九州自動車道に接続する新宮スマートインターチェンジ（仮称）についても自動車の交通結節点として交通拠点に位置付けます。

エ 文化・交流拠点

シーオーレ新宮やそびあしんぐうを中心に文化や住民の交流機能が集積する地区に設定し、住民の文化的な都市活動や交流の向上を目指します。

オ 憩いの拠点

新宮ふれあいの丘公園、人丸公園、沖田中央公園、今池公園、杜の宮グラウンド、三代地区新市街地及び立花口地区に設置を検討している観光・歴史・交流広場を憩いの拠点と設定し、住民が集えるレクリエーション活動の場、憩いの空間として整備・保全を目指します。

カ 緑の拠点

立花山一帯、新宮海岸の松林、相島の自然を緑の拠点と設定し、次世代へ引き継ぐべき緑地空間として維持・保全を図ります。

キ 歴史拠点

国指定重要文化財の横大路家住宅周辺や国指定史跡の相島積石塚群、また、戦国時代に脚光浴びた立花山城跡は、本町の由緒ある史跡・文化財であり、これらを歴史拠点と設定し、郷土の歴史に親しめる整備・保全を目指します。

(2) 軸の設定

生活の場と拠点とを結ぶ軸の配置については、まちの骨格軸、広域交流軸、生活圏構成軸の3つの軸を設定します。

ア まちの骨格軸

相島地域から中心拠点、防災拠点を經由し、東部地域の的野地区までをつなぐ軸を重要なまちの骨格軸に設定し、相島地域・西部地域・中部地域・東部地域の町全体を、海・まち・山とつなぎ、多様な交流による町のにぎわいと、安全・安心な魅力ある都市形成を図ります。

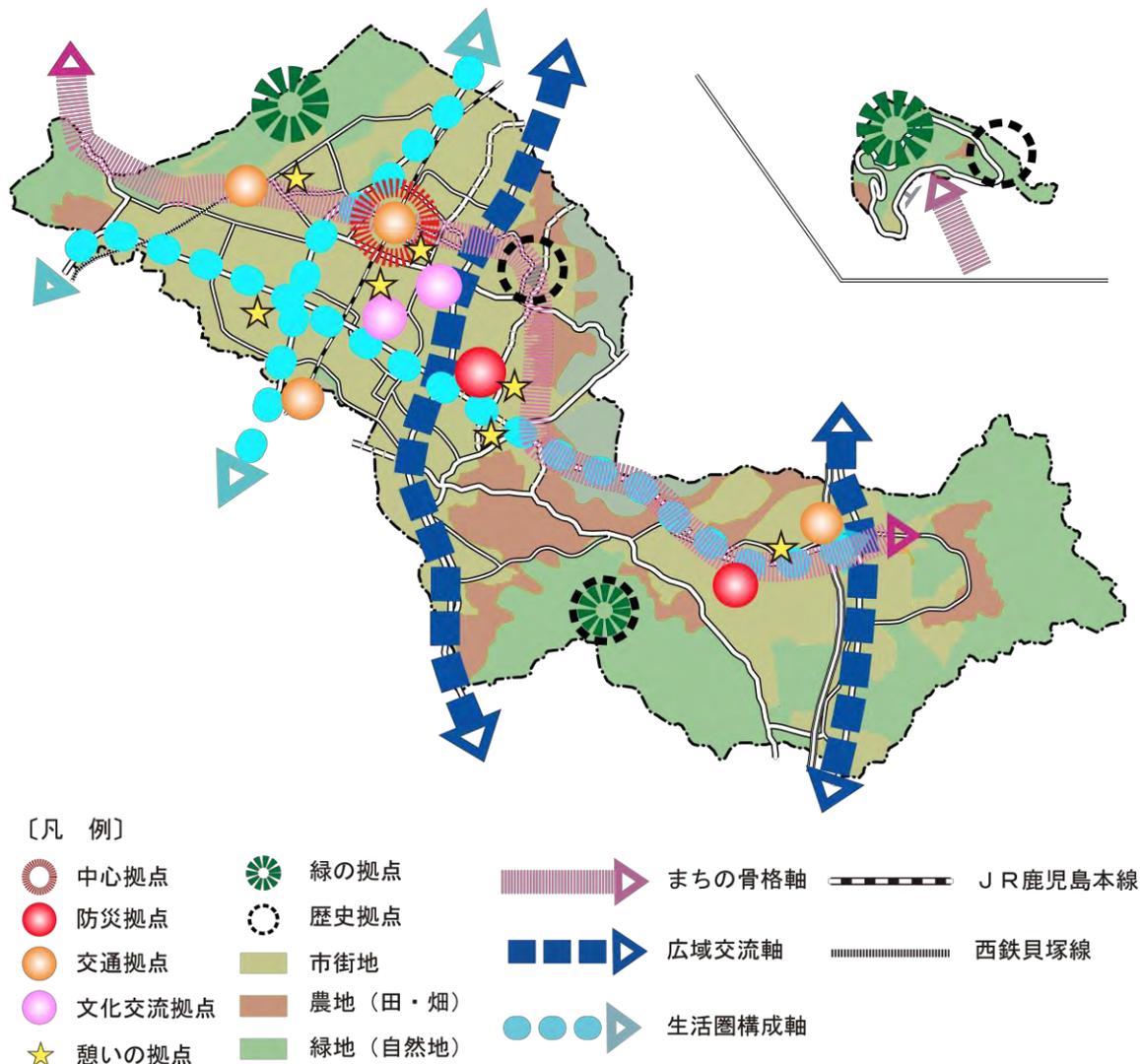
イ 広域交流軸

国道3号、主要地方道筑紫野古賀線は、広域的な道路軸として交通処理機能を担います。また、軸上での沿道型の商業・サービス施設や工業・流通施設の誘導を図ります。

ウ 生活圏構成軸

地域間の交流と生活圏における日常生活の利便性向上を図るため、町内の地域間を結び、主要幹線道路となっている国道495号、都市計画道路三代・的野線及び湊・三代線を住民の日常生活を支える生活圏構成軸として位置付けます。

(3) 新宮町将来都市構造図



4 市街化区域の規模

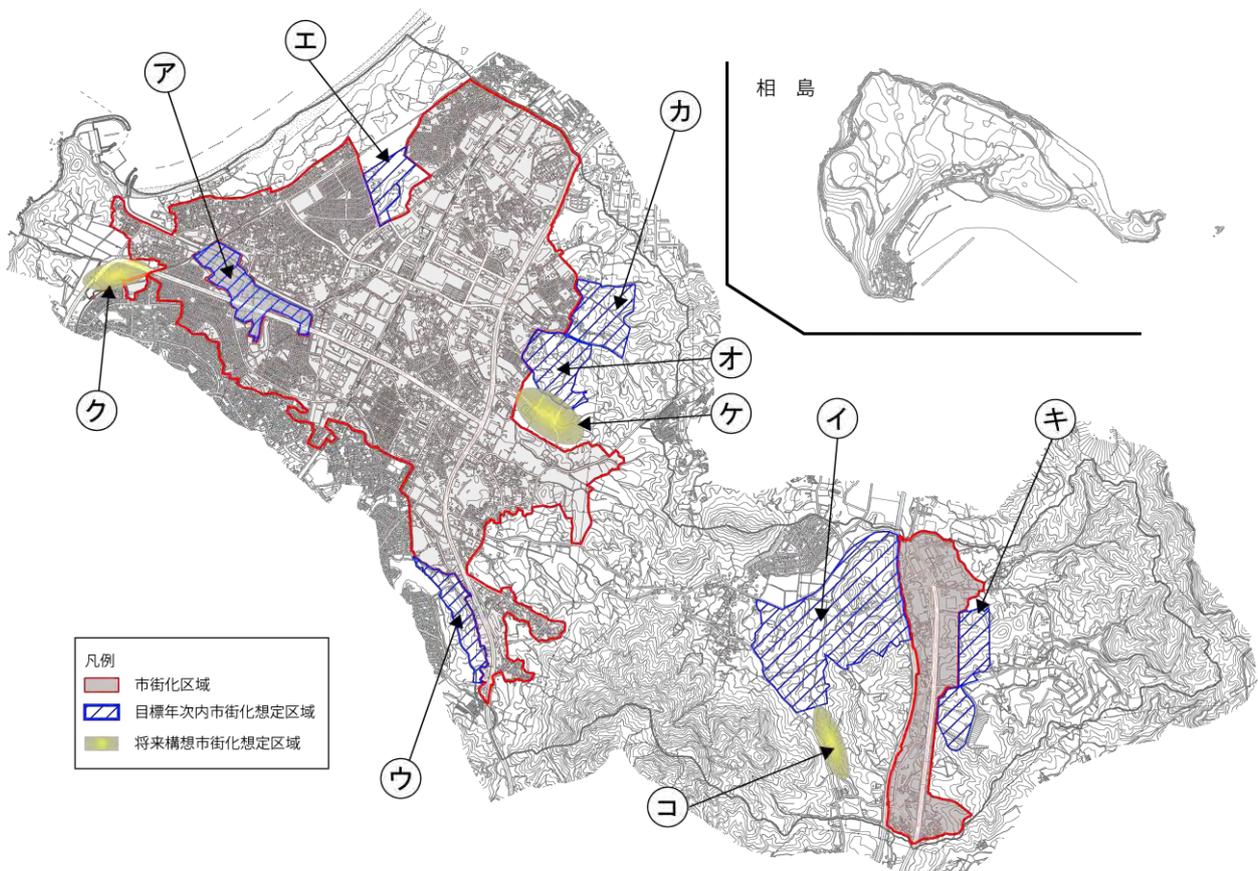
既存の市街化区域（631.0ha）の維持保全に努めるとともに、近年の開発動向や新しい市街地開発計画等を踏まえ、目標年次までに市街化を想定している区域及び将来構想として市街化を検討している区域は次のとおりです。

(1) 目標年次までに市街化を想定している区域

- ア 下府土地区画整理事業区域及び隣接農地
- イ 立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業検討区域周辺
- ウ 国道3号沿線 原上カマト地区
- エ 国道495号沿線 新宮町役場周辺
- オ 新宮ふれあいの丘公園北側 上府灰カフリ地区
- カ 県道小竹下府線沿線 上府北東部地区
- キ 県道筑紫野古賀線沿線 的野寺浦地区

(2) 将来構想として市街化を検討している区域

- ク 県道湊塩浜線沿線 湊地区
- ケ 新宮ふれあいの丘公園周辺地区
- コ 立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業検討区域南西側



図：市街化想定図

出典：新宮町

(3) 本計画における重要な都市づくりの取組

新宮町将来都市構造図及び市街化想定図に示すとおり本町の都市づくりを実現するため、今後の本計画における重要な都市づくりの取組を次のとおりとします。

ア 安全・安心の都市づくり

～三代土地区画整理事業（新宮町災害支援活動拠点市街地整備事業）～

町の防災活動拠点として位置付けられた新宮ふれあいの丘公園と新宮東中学校を含めた三代地区新市街地周辺は、災害時の避難活動に必要な支援機能を備えた市街地を整備するとともに、避難や救援のための道路ネットワークの整備を図り、早期に整備・充実させ、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの核とすることを目指します。また、この防災活動拠点を基盤として、町内全域へ安全・安心を広げていくまちづくりを実現します。



【三代土地区画整理事業区域】

イ 暮らしやすさを実感できる都市づくり ～下府土地区画整理事業～

町の東西の生活圈構成軸に位置付けられた都市計画道路湊・三代線沿道の下府地区は、交通拠点である西鉄新宮駅周辺に位置しますが、地区内に店舗・医療施設などの生活利便施設がほとんど無く、このままでは今後、高齢化と人口減少による地区の衰退が予想されます。よって、幹線道路沿線で周りを良好な住宅地に囲まれた農地を土地区画整理事業等により、生活利便施設と住宅を中心とした市街地整備を進め、歩いて暮らせるまちづくり、暮らしやすさを実感できるまちづくりを実現します。



【下府土地区画整理事業区域】

ウ 東部地域の振興を図る都市づくり

～立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業～

東部地域の交通拠点に位置付けられた新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺は、旧立花口ゴルフ場計画地内にあり、東部地域の振興を目的に、以前より新たな土地利用を検討している地域です。現在、新宮スマートインターチェンジ（仮称）整備計画に併せて、立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業が検討されています。この事業の推進により、東部地域の振興につながるまちづくりを実現します。

また、東部地域には、山間部の地形による土砂災害警戒区域や特別警戒区域が点在しています。緊急時の避難先として、安全に避難活動ができる防災拠点を開発事業と連携して整備し、安全・安心なまちづくりの実現に努めます。



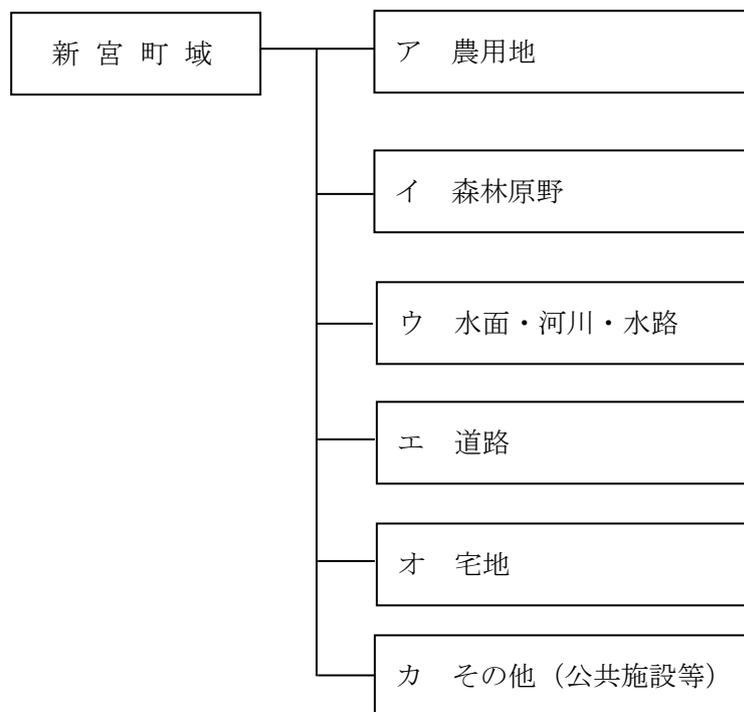
【新宮スマートインターチェンジ（仮称）計画区域周辺】

5 町土地利用の方針

(1) 町土地利用の基本的な考え方

これまでの新宮町国土利用計画では、「今ある町土は、住民全てのかげがえのない公有財産であり、共に守り有効かつ適正に活用していき、次世代の子どもたちにも町土地利用の選択肢を残しつつ健全な状態で次の世代に引き継いでいくものである。」との認識に立ち、「持続可能な発展」の考え方を基本として、地域特性に応じた適正な土地利用の実現を図ってきました。

今後も基本的にこの考え方を継承し、持続可能な人口や産業の規模を設定し、効果的なインフラ整備や既成市街地の充実を図るとともに、本町の豊かな自然や文化、産業、人材など、地域の資源や特性を活かした発展を目指します。そのため、JR 新宮中央駅前に創出された新たな都市機能を最大限に活用するとともに、従来から有する貴重な自然環境の保全や活用を図るなど、「持続可能な発展」を基本として、地域の特性に応じた魅力と秩序ある土地利用の実現を図ります。



図：町土地利用体系図

出典：新宮町

(2) 町土地利用の基本方針

ア 循環型のまちを目指す土地利用

環境負荷を減らすとともに、地域資源の有効利用や活用を図ろうとする考え方であり、森林・水辺・農地の連続性の確保による生態系や水の循環の維持など、自然環境と都市環境とが調和した土地利用を目指します。

イ 成熟型のまちを目指す土地利用

身近な自然環境や地域資源が活かされた潤いある風土をつくっていくとともに、魅力ある土地利用を誘導することにより、成熟した快適な居住環境を創出していくことを目指します。

ウ 交流型のまちを目指す土地利用

地域の特性や地域資源を活かした特色や付加価値のある土地利用を進めることにより、地域間の交流や地域の活性化に結びつく土地利用を目指します。

エ 安全・安心のまちを目指す土地利用

災害に対する安全性を高める防災対策の充実や防災拠点の整備、また、災害時の避難活動に必要な支援機能を備えた市街地整備や道路整備を進めることにより、災害に強く、住民の安全・安心につながる土地利用を目指します。また、災害リスクをできる限り回避させるため、安全な地域への居住誘導に取り組みます。

(3) 利用区分別の町土地利用の基本方針

ア 農用地

農用地は農産物を生産する場のみならず、雨水の保水機能や自然景観の保全機能をはじめ、多様な生態系を育むとともに、人々に安らぎを提供する場でもあります。また、今日では安全・安心な農作物の生産や、地産地消による農業振興が求められており、本町においても地域特性に応じた営農環境の整備や農地の利活用が必要です。

このため、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、その有効利用を促進します。農用地の整備に当たっては、意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農作業の集約化・効率化を推進します。

さらに、福岡市に隣接する好立地を活かした都市近郊型の農業として、小規模で集約的な農地活用を推進するとともに、これまでの高収益型園芸産地育成事業の拡充や、農地の有効利用としての市民(体験型)農園や観光農園、さらには直販施設の充実など多面的に営農環境の充実を図ります。

一方、耕作放棄地の把握を進めるとともに、地域に調和し、地域のニーズに応じた土地活用を検討し、耕作放棄地解消に努めます。また、都市的土地利用の可能性の高い農地は、周辺農業環境との調和を図りながら、転用など土地利用の検討も行います。

イ 森林原野

森林は木材生産機能のみでなく、土砂崩壊防止機能、水源かん養機能、景観保全機能、二酸化炭素吸収機能、レクリエーションの場の提供など多面的機能を有しており、人々の生活を支える大切な資源です。

このため、これらの機能を最大限に発揮させるために適切な維持管理を行うとともに、人々が憩える場として多面的な活用を図っていくことを検討していきます。

また、都市的土地利用を進める場合は、周辺の自然環境との調和を図りながら適切な土地利用方法を検討します。

ウ 水面・河川・水路

町内に点在するため池などは、農業用水としての利水機能のみならず、災害を防止する調整池の機能を有していることから、計画的な改修を推進するとともに適切な維持管理を図ります。また、親水レクリエーションの場として地域における貴重な水辺環境を創出していきます。

河川・水路については、洪水や浸水などを防止し、地域住民の安全性を確保するための整備を進めます。その際、河川が本来有している様々な機能を考慮しながら、河川空間におけるレクリエーションの場、憩いの場として周辺環境に配慮した整備と活用に努めます。

また、水質浄化を図るため、公共下水道の整備を図るとともに、良好な水辺環境の確保に努めます。

エ 道路

安全で快適な生活環境を確保し、地域の特性を活かした特色ある発展を目指すため、南北の広域交通網と東西の主要交通網との有機的な連携を図り、都市計画道路をはじめ、幹線道路から生活道路に至るまで、総合的な交通体系を確立します。

また、車両交通の安全性を確保するとともに、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性を確保するため、ゆとりある歩道空間の整備やバリアフリー化などにより、人にやさしい道路空間を形成します。

また、狭あい道路（幅員 4m未滿の狭い道路）については、セットバックによる道路幅員の確保を推進します。

オ 宅地

人口減少、少子高齢化や環境負荷の軽減に対応した機能的でコンパクトな市街地の形成を目指すため、環境にやさしい都市環境の形成に努めるとともに、地域の特性を活かしながら適切で秩序ある土地利用を誘導します。

住宅地については、快適で良好な住環境を形成するため、基本的に公共交通の利便が良い箇所において、地域の実情に応じた適切な都市計画法上の手法を導入し推進していくとともに、都市景観を踏まえた街並みを形成します。

商業地については、幹線沿いの秩序ある沿道環境の保全に努めます。また、新たな商業機能の集積については、周辺住環境へ配慮するとともに、駅周辺などの利便性の高い施設の立地を誘導します。

工業及び物流用地については、周辺環境との調和を図り、秩序ある工業環境の保全に努めるとともに、一部、立地条件に応じた適切な他用途への転換について検討します。また、インターチェンジ周辺など地域の優位性や特性に応じた新たな工業及び物流用地の整備を検討します。

カ その他

住民が幸福で文化的な生活を営むため、地域内外の交流機会の充実など多様化する住民ニーズを的確に把握し、文化活動や憩いの場の確保に努めます。

このため、住民のための公共施設、レクリエーション施設の充実と有効活用を図っていきます。

公共施設については、既存の公共施設の有効利用を前提として、宅地化の進展や人口動態を勘案しながら必要に応じて施設整備を計画的に進めます。

史跡を含む指定文化財などについては、周辺地区を含めた一体的な環境整備を計画的に進めます。

レクリエーション施設については、PFI 事業など民間の資金や技術力の活用も視野に入れ、自然環境や周辺環境に配慮した整備に努めるとともに、地元の意向を踏まえた施設の整備を進めます。

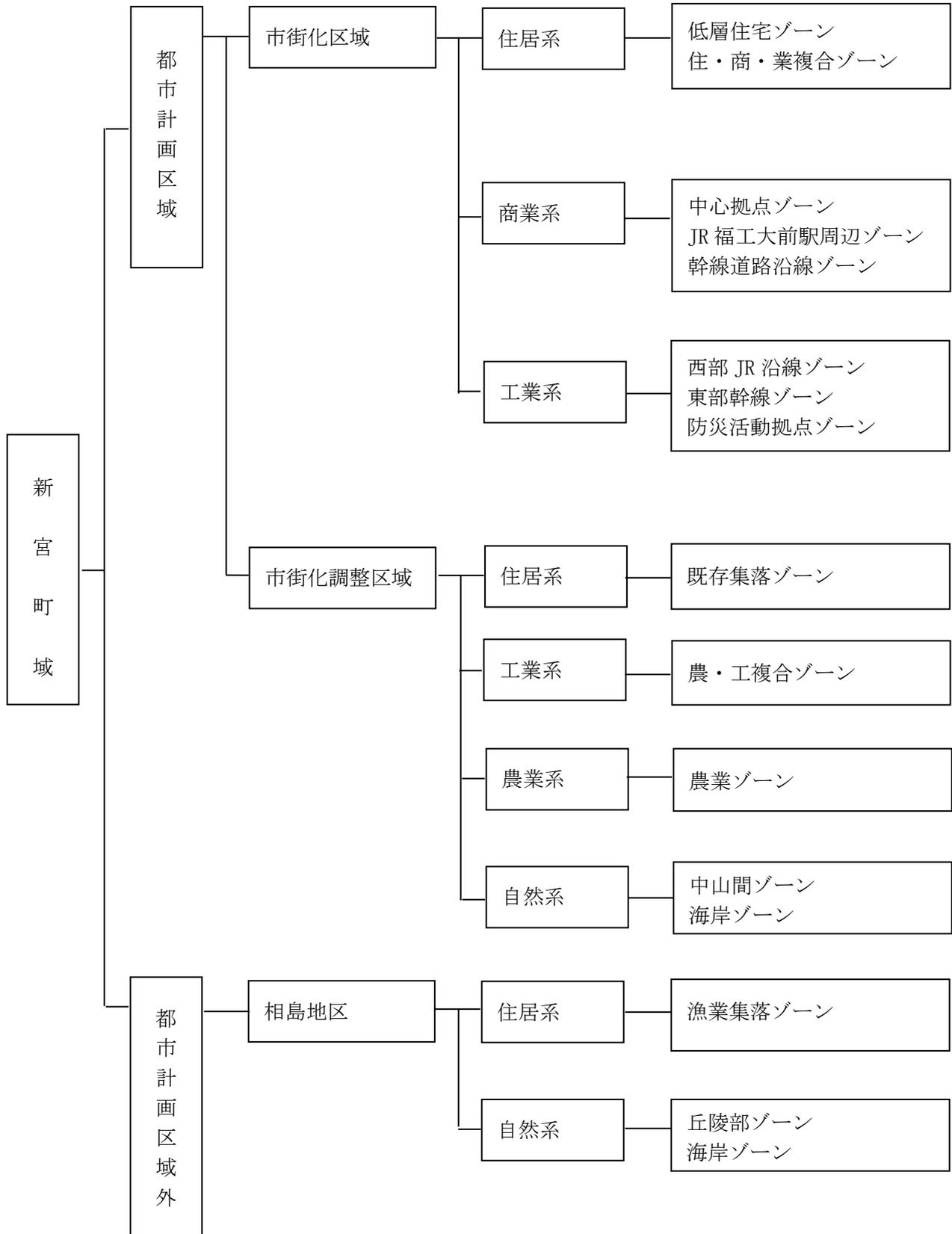
その他の施設地については、霊園、鉄道敷き、民有林に指定されていない山林、道路や造成宅地の法面、耕作放棄地となった原野などがあり、その機能を考慮し維持保全を図ります。

6 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

ア 土地利用の体系

本町の土地利用の体系は以下のとおりとします。



イ 土地利用の基本的な考え方

本町では、環境共生の理念に基づき、区域区分制度を活用しながら自然的要素と都市的要素との共生を基本とし、樹林地・農地の適正な保全・活用と市街地形成のための開発とのバランスがとれた魅力と秩序ある計画的な土地利用の展開を図ります。

市街地形成に当たっては、極力市街地の拡大を行わず、既存市街地の成熟を基本とし、コンパクトシティの考え方（概念）に基づく土地利用を図ります。

また、良好で活力ある市街地を形成するため、土地区画整理事業や地区計画等の整備手法を積極的に導入します。

さらに、都市全体の構造を見渡しながらか新宮町立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導、これらと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します。

- (ア) 市街化区域においては、住居、商業・業務、工業等の各用途において魅力ある良好な市街地形成を目指し、現況の土地利用や今後の市街地整備等を踏まえ、用途規制をはじめ地区計画や条例・要綱等の各種制度を活用し、それぞれの地域特性を活かしながら、適切な土地利用を進めます。
- (イ) 住居と住居以外の用途が混在している地区では、地域特性を踏まえながら、調和を図るとともに、必要に応じて地区計画等の制度を活用し、良好な環境形成を進めます。
- (ウ) 市街化区域に隣接する市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制を前提としながらも、土地利用の状況に応じて、地区計画等を活用し、良好な居住環境や工業環境の形成を図ります。
- (エ) 市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、良好な田園環境や森林環境の保全を図ります。
- (オ) 相島地区においては、漁業集落は現状の住宅地としての土地利用を維持し、山林や海岸などの自然環境は、景観及び生態系保全、災害防止、水源涵養などの観点から貴重な自然空間として保全・活用していきます。

【関連する SDGs】



ウ 土地利用の方針

将来都市構造を基本として、それぞれのゾーンで行われる都市活動を支える拠点及び軸の配置を踏まえた土地利用を促進するため、土地利用を次のように区分し、適正に誘導します。

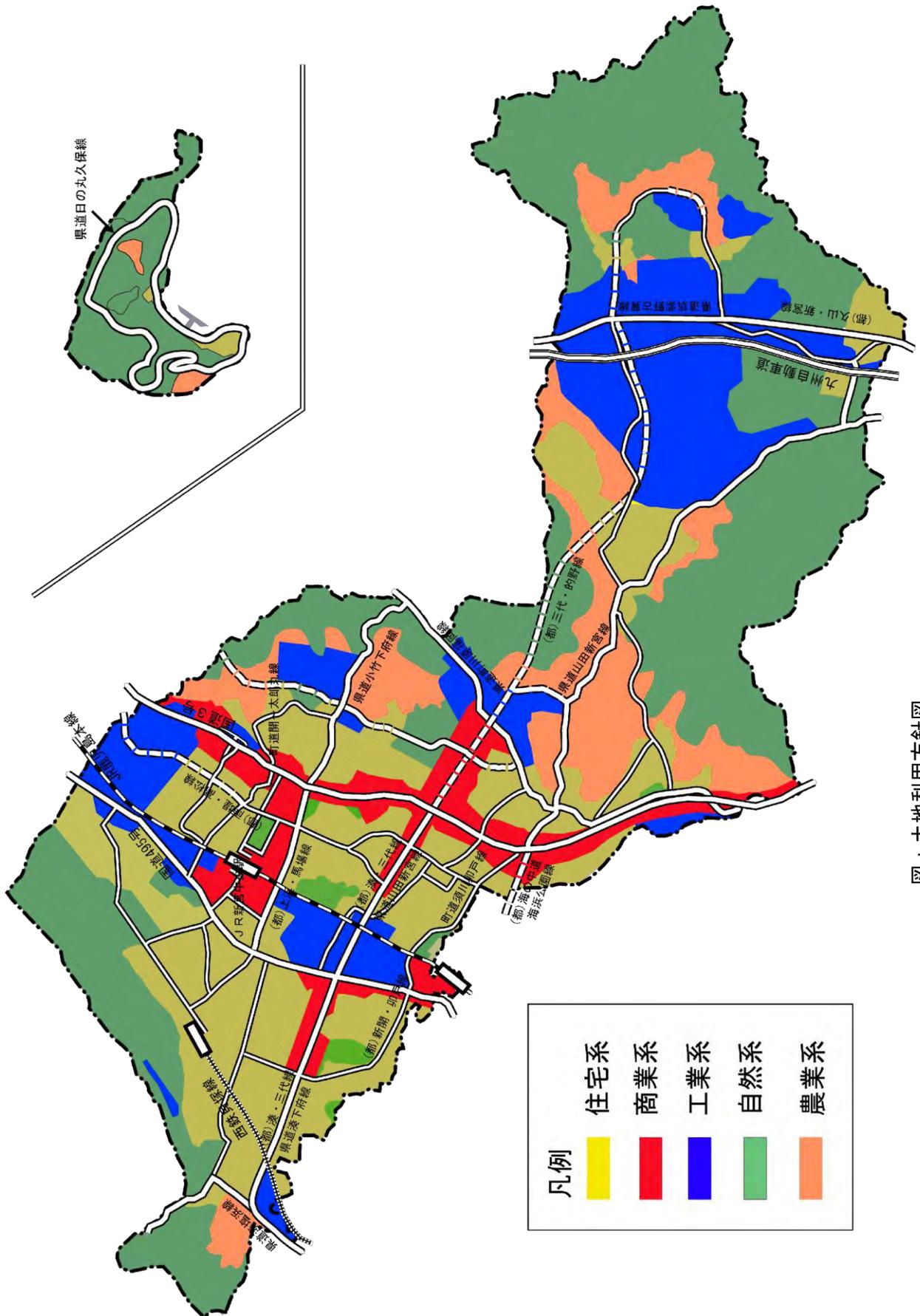
土地利用ゾーン		土地利用の方針
市街化区域	住居系	定住環境を確保するため、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備、充実を図りつつ、都市空間に潤いや賑わい、安らぎ、ゆとり、美しさといった、多様な都市の魅力を提供する良好な居住環境を有した市街地を形成します。
	低層住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● コモンライフ、湊坂、桜山手、杜の宮、シンプレット新宮などの計画的に開発・整備された住宅地においては、緑豊かでゆとりと潤いのある居住環境の維持・形成を図ります。 ● 緑ヶ浜、上府、夜臼地区などの戸建住宅の多い既成住宅地は、緑のある良好な居住環境の実現を目指し、低層住宅地を中心とした土地利用を推進します。 ● 原上地区など昔ながらの集落が残る地区は、建造物の保全を検討するとともに、集落環境と調和した土地利用を図ります。 ● 下府農地や湊農地は、便利で快適な住宅地としての土地利用を推進します。
	住・商・業複合ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅周辺の住宅と商業・業務施設が混在して立地している地区では、商業機能の充実を図りながら、利便性の高い、良好な居住環境の形成を図ります。 ● 下府、夜臼、上府、三代地区などの既成住宅地は、適切な高度利用によるオープンスペースの有効利用など、商業・業務施設と調和した良好な居住環境を推進します。
	商業系	<p>中心拠点に交流機能の充実を図りつつ、住民生活の利便性を高め、地域環境と調和した魅力ある商業・業務地の形成を推進します。</p> <p>また、三代地区の災害支援活動拠点市街地には、災害発生時に防災活動拠点と連携する商業施設等の立地を目指します。</p>
	中心拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR新宮中央駅周辺地区は、商業・業務、サービス、医療、福祉、文化、居住等の各種都市機能を複合的に集積するとともに、駅周辺の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅による都市型居住を進め、上質な都市型の洗練されたライフスタイルを実現できる利便性の高いまちづくりを進めます。
	JR福工大前駅周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR福工大前駅及びその周辺地は、住宅と商業・業務施設等が調和した複合系の商業地の形成を推進します。
	幹線道路沿線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道3号及び国道495号の沿線は、背後の住宅地との調和を図りながら、幹線道路の特性を活かした沿道型の商業施設やサービス施設の誘導を図ります。 ● 整備予定の都市計画道路三代・的野線沿線は、中長期の避難活動時の生活支援物資の提供やストックヤード、あるいは健康維持等の支援機能を備えた防災活動拠点と連携する商業施設の立地を目指します。 ● 都市計画道路湊・三代線沿線の下府農地は、生活利便施設など商業施設の立地を目指します。

第3章 全体構想

	工業系	<p>産業振興策等と連携しながら、本町の立地条件を活かした都市型産業、物流施設の立地など、工業・物流機能の強化を図る一方、周辺環境との調和を図るための敷地内緑化等の環境整備を進め、良好な操業環境の維持・向上を推進します。</p> <p>また、三代地区の災害支援活動拠点市街地には、災害発生時の防災活動拠点と連携する工業・物流施設の立地を目指します。</p>
	西部 JR 沿線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 鹿児島本線と国道 495 号に挟まれた下府・緑ヶ浜地区及び上府雨堤地区は、本町の中心的な工業地として、良好な工業環境の保全を図るとともに、周辺環境との調和を図ります。
	東部幹線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要地方道筑紫野古賀線沿線は、流通業務施設及び工業施設を適切に配置するとともに、周辺の住宅地と調和した良好な工業地の形成を図ります。 ● 都市計画道路三代・的野線沿線の新宮スマートインターチェンジ（仮称）計画地周辺は、周辺環境に配慮しつつ、日常生活に必要な都市機能や流通業務施設等の土地利用を検討し推進します。
	防災活動拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害支援活動拠点市街地には、中長期の避難活動時の支援物資の提供やストックヤード等の機能を備えた防災活動拠点と連携する工業・物流施設の立地を目指します。
市街化調整区域	住居系	<p>集落のコミュニティ維持のため、地区計画制度や特別指定区域制度を用いて必要な開発誘導や建築許可による定住環境の確保を図り、緑豊かな住環境の保全を目指します。</p>
	既存集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 花立花地区は、東部地域の定住化を推進する住宅地として、良好な居住環境を備えた低層住宅地としての土地利用を促進します。 ● 的野、立花口などの集落地区は、現状の良好な集落環境を保全するとともに、定住化を推進します。
	工業系	<p>市街化区域内にまとまった規模の工場適地を配置することが困難であることから、産業誘致施策との連携の下、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落や自然環境との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、計画的な土地利用を図ります。</p>
	農・工複合ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 立花口工業団地及び山ノ口工業団地については、周辺環境に配慮した良好な工業環境を保全していきます。 ● 寺浦農工団地とその周辺地については、良好な工業環境の保全のため、地区計画等を活用し、周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。 ● 市街化区域縁辺部においては、農地の無秩序な市街化の抑制を前提としながらも、市街化が見込まれる場合には、地区計画等を活用し、周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。 <p>上府北東部地区においては、良好な交通アクセス性を活かした工業系の土地利用を推進します。その際、隣接する国指定の重要文化財である横大路家住宅（千年家）や農地などの周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。</p>

第3章 全体構想

	農業系		集落地での良好な住環境の保全に努めるとともに、農産物の加工、販売等と一体化した6次産業化やスマート農業を通して農業の活性化を図り、優良農地の保全、荒廃農地を再生し、営農環境の維持を図ります。
		農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 農用地（湊、上府、三代、原上、立花口、的野地区）は、農産物を生産する場のみならず、雨水の保水機能や自然景観の保全機能をはじめ、多様な生態系を育むとともに、人々に安らぎを提供する場でもあります。また、今日では安全・安心な農作物の生産や、地産地消による農業振興が求められています。このため、農業振興地域制度などの適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、貴重な自然環境や田園環境として保全します。 ● 福岡市に隣接する好立地を活かした都市近郊型の農業（小規模で集約的な農地活用等）を推進するとともに、これまでの高収益型園芸産地育成事業の拡充や、市民（体験型）農園、観光農園、さらには直販施設の充実など多面的に営農環境の充実を図ります。 ● 地元農産物の販売拡大支援や地産地消の促進、土地持ち非農家が所有する耕作放棄地の生産普及などにより、農地の有効活用を図ります。 ● レクリエーション的土地利用、または都市的土地利用の可能性の高い農地は、周辺の環境や地域農業との調和を図りながら適切な土地利用を検討します。 ● 荒廃農地の再生については、「営農」、「観光」、「交流」、「低炭素都市づくり」といった様々な視点から、環境共生のモデルとなる新たな取組を検討します。
	自然系		本町の有する貴重な自然環境は、保全を図りつつ、身近に自然と触れ合える場として、適切な利用を図ります。
相島地区	自然系	中山間ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道3号東部の丘陵地、東部の立花山一帯、的野・寺浦の林地については、自然環境及び土砂崩壊防止、水源涵養、レクリエーションの場など多面的機能をもつ観点から貴重な緑地空間として保全していきます。 ● 河川やため池は、農業用の利水機能のみならず、調整池としての災害防止機能を有していることから、計画的な改修を推進するとともに、適切な維持管理を図っていきます。
		海岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 玄海国定公園の一角をなす新宮海岸や松林などの自然環境は、自然景観及び生態系保全、親水、レクリエーションの場など多面的な機能を有することから貴重な水辺空間や緑地空間として保全していきます。
		住居系	漁業集落ゾーン
	自然系	丘陵部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 丘陵部の景観及び生態系保全、災害防止、水源涵養などの観点から貴重な緑地空間として保全していきます。
		海岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 相島積石塚群などの史跡を含む海岸は、自然景観及び生態系保全、親水、レクリエーションの場など多面的な機能を有することから貴重な水辺空間として保全していきます。



図：土地利用方針図

出典：新宮町

(2) 都市施設等の方針

ア 道路・交通体系の方針

(ア) 道路・交通体系の基本的な考え方

本町では、将来の更なる高齢化を見据え、人にやさしい、歩いて暮らせるまちの実現に向けて、公共交通の充実と都市計画道路の早期整備により、交通ネットワークの充実を図るとともに、安全で快適な道路環境の整備を図ります。

なお、道路整備においては、環境への配慮、財政負担の軽減から、できるだけ現存する道路の拡幅などの整備を優先します。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現のため、交通ネットワークの充実を図ることで、町内の拠点ごとの役割分担にあった必要な都市機能の整備・充実と相互補完を図り、拠点間の連携を強化します。

【関連する SDGs】



(イ) 道路の整備方針

a 歩行者・自転車ともに利用しやすい道路環境整備

歩行者や自転車利用者が安心して快適に移動できるように、まちの骨格軸や生活圏構成軸を中心とした歩行者・自転車ネットワークを形成します。

歩行者・自転車ネットワークの形成に当たっては、歩行者と自転車の空間分離、道路空間の再配分等による歩道の拡幅、車の速度を抑制する工夫等を行うことで、誰もが安全に安心して移動できる道路空間の整備を進めます。

道路空間の整備に当たっては、関係機関と通学路合同点検などを行い、快適で楽しく歩ける工夫、交通安全への配慮、無電柱化の検討に努めるなど、景観的な配慮も行います。

b 幹線道路網等の整備

幹線道路の渋滞緩和や防災機能の向上を図るため、都市計画道路など道路ネットワーク全体の検証を行い、計画ルートの新設・見直し・廃止について検討します。

また、町内の幹線道路を広域幹線道路、主要幹線道路、補助幹線道路に区分し、各道路が担う役割を明確にするとともに、整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。

各道路の役割及び整備方針は次のとおりです。

(a) 広域幹線道路

主として広域の自動車交通を円滑に処理する機能とともに、沿道における広域的な都市活動を誘導する機能、延焼遮断帯、物流の効率化による企業立地の促進、観光・商業の活性化等の役割を担います。

慢性的な交通渋滞を緩和するための円滑な交通処理等を国や福岡県に働きかけていきます。

(b) 主要幹線道路

町内外または町内の地域間を連絡し、各種交通を処理する機能とともに、沿道における都市活動を誘導する機能を担います。このうち広幅員の道路は、延焼遮断帯、緑化による緑の軸の形成等の役割も担います。

都市計画道路三代・的野線については、東西連携を強化する重要な連絡軸として、また、防災活動拠点へのアクセスに無くてはならない重要な幹線道路として、土地区画整理事業等に併せて計画的に整備を推進します。

(c) 補助幹線道路

広域幹線道路、主要幹線道路を補完するとともに、住民生活に身近な施設へのアクセス等の機能を担います。

歩行者などの安全性、利便性、快適性の確保や、地区の防災性の向上を図るため、歩道の改良や路側帯の確保などを考慮した生活道路としての改良・整備を進めます。また、道路パトロールにより、各路線の状態を把握し、計画的な補修を行い、効率的で効果的な維持管理を行います。

c 新宮スマートインターチェンジ（仮称）の整備

東部地域の振興のため、国や福岡県等と協議・連携しながら九州自動車道接続の新宮スマートインターチェンジ（仮称）の整備を推進します。

d 低炭素都市づくりの視点からの道路整備

バイオスウェールの整備による雨水の地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装など、低炭素都市づくりの視点からの道路整備を進めるとともに、街路樹や植栽帯の適切な配置と維持管理を進めます。

(r) 公共交通や交通施設の整備方針

a 総合的な公共交通体系の推進

鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通における、情報・移動・運賃におけるシームレス化（継ぎ目の解消）を図り、利便性の向上を目指します。

また、自動車に頼りすぎない日常生活が送れるよう交通結節点の強化とともに、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドの普及に向けた駐車場・駐輪場の充実や、コミュニティサイクルの導入等について検討します。

b 公共交通の利用促進

(a) 鉄道駅・交通結節点

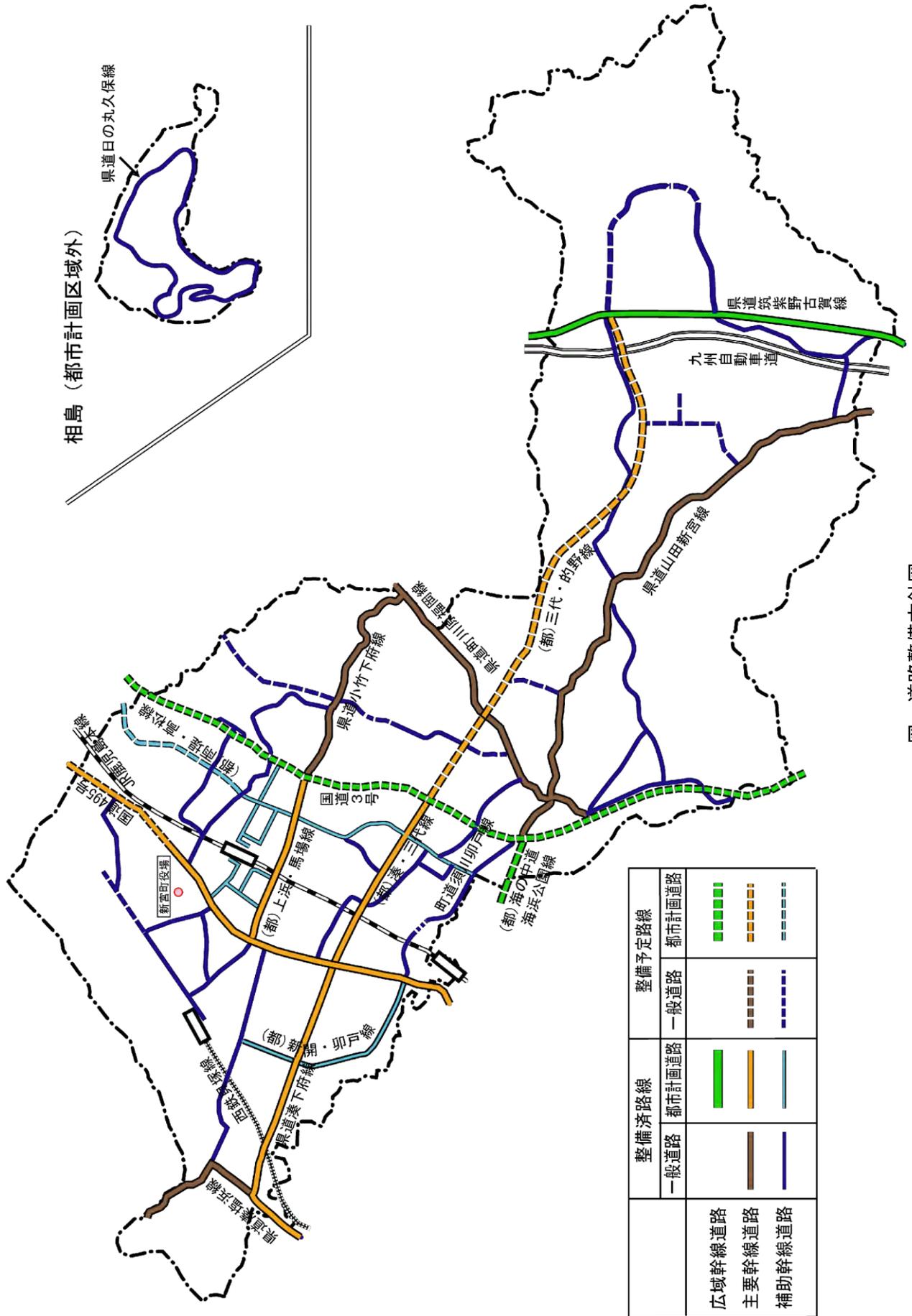
JR 新宮中央駅、JR 福工大前駅及び西鉄新宮駅においては、駅前広場や周辺整備は完了しており、今後も適切な維持管理を推進します。また、自転車利用者の利便性を向上するとともに、放置自転車を抑制するため、駐輪場の適正な管理運営を推進します。

(b) バス

コミュニティバスについては、公共施設の利用促進と高齢者・障がい者など交通弱者に対する交通手段の確保に向けて、路線や運行本数の見直し、広域連携による新規路線の検討等を行い、利便性の更なる向上を図ります。また、停留所周辺における段差解消等、利用者環境の向上を目指します。

(c) 町営渡船

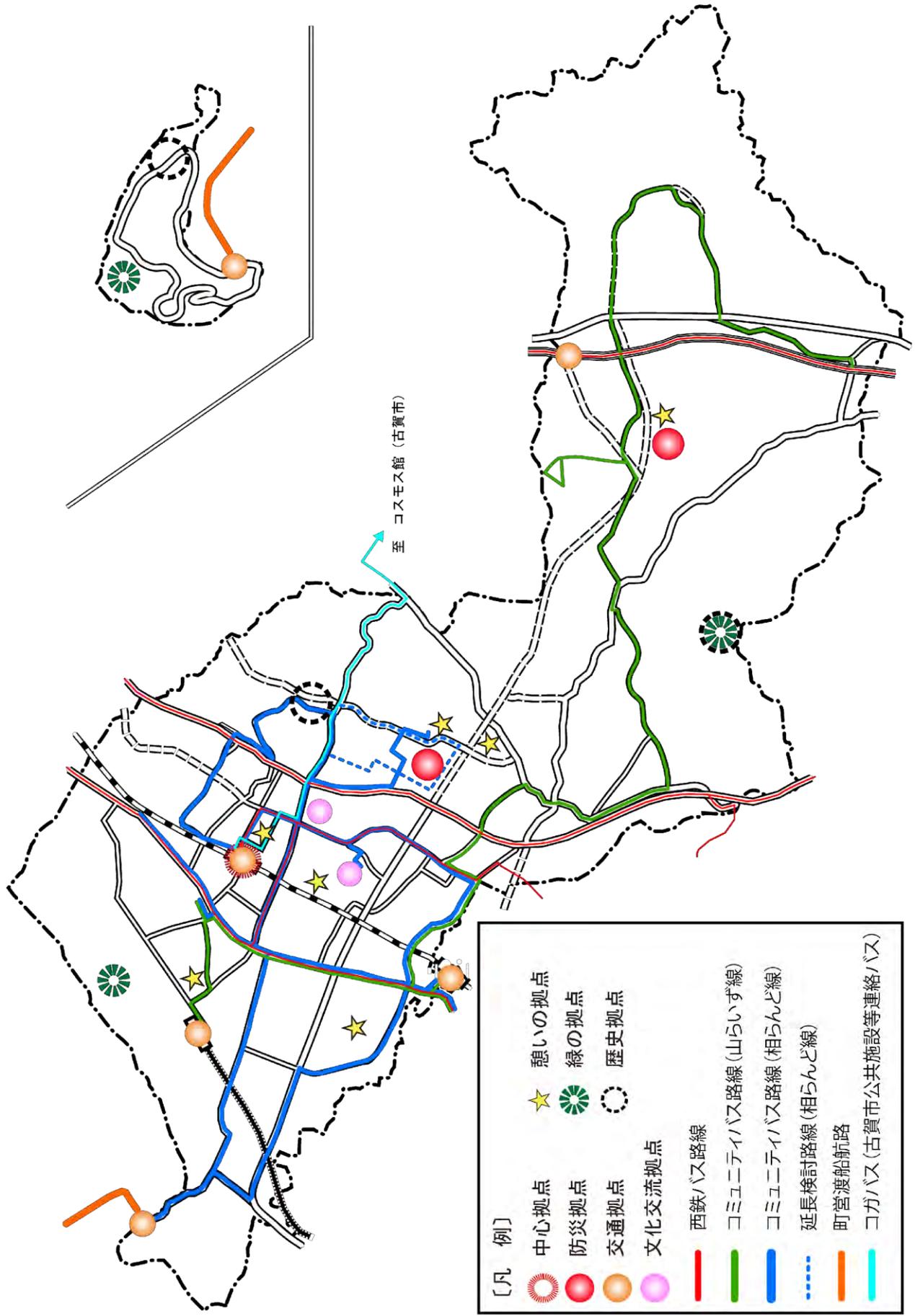
運行ダイヤの見直しや待合所のバリアフリー対応など、運航サービスの向上を推進します。



相島 (都市計画区域外)

図：道路整備方針図

出典：新宮町



図：交通ネットワーク図

出典：新宮町

イ 公園・緑地の方針

(7) 公園・緑地の基本的な考え方

都市基盤、グリーンインフラとして、多様化するレクリエーション需要への対応や、豊かな自然の活用、防災性を考慮した安全・安心な都市づくりなど、それぞれの目的に応じた公園・緑地の整備及び再整備を、民間活力の導入も視野に入れながら計画的に行います。

また、公園の管理運営に関しては、公園施設を計画的に更新・改修を行うとともに、住民や民間活力の導入も含めて、公園管理の充実を図ります。

【関連する SDGs】



(1) 公園・緑地の整備方針

a 公園・緑地の整備

- (a) 既存の市街地では、住民の健康増進や憩いと安らぎの場として、利用のしやすさに配慮しながら、既設公園の再整備や公園施設長寿命化計画の策定を行い、適切な維持管理に努め、公園施設の長寿命化を図ります。
- (b) 心身の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも利用できる、過ごしやすい公園、いわゆる「インクルーシブな公園」の整備に関するガイドラインの策定を検討します。
- (c) 河川、ため池等の水辺空間の自然環境や史跡等の歴史環境を活かした公園・緑地の整備に努めます。
- (d) 既設公園が地域の身近な公園となるよう、住民や団体等の参加・協力を得ながら適正な維持管理に努めます。
- (e) 防災公園である新宮ふれあいの丘公園については、安全・安心のまちづくりの核とすることはもちろん、こどもから高齢者まで幅広い世代が利用できるよう、民間活力の導入も視野に入れ、計画的な整備を推進します。また、地球温暖化の緩和（二酸化炭素吸収源対策）、ヒートアイランド現象緩和、生物の生息・生育環境の保存、雨水の浸透など、グリーンインフラとして都市環境の維持・改善に資するため、植栽帯、芝生広場など園内の緑化を推進します。
- (f) 東部地域の寺浦公共広場については、東部地域の振興につながる活用方法を検討し、民間活力の導入など様々な整備手法を検討します。

b 自然緑地の保全・整備

- (a) 玄海国定公園区域内の良好な自然が保たれている新宮海岸の松林や立花山一帯の森林、相島の自然環境などは、関係法令の厳正な運用などにより保全・整備を図ります。特に新宮海岸の松林や立花山一帯の森林については、多面的活用や荒廃対策として、森林セラピーロードの認定に向けた取組を推進します。
- (b) 市街地内に点在する樹林地やため池などの水辺と、市街地を取り巻く里山や農地などの緑地は、グリーンインフラとして生態系の保全、水資源の涵養など、環境保全機

能の高い貴重な資源であるため、風致地区・緑地保全地区・保存樹林・生産緑地の指定、市民緑地制度の適用などによって保全・活用を図るとともに、ウォーキングコース整備等により身近な自然とふれあい憩える空間の創出を推進します。

c 市街地緑地等の保全・活用

- (a) 市街地に残る貴重な農地は、農業振興施策と連携しながら営農を促進するとともに、市民農園などによる都市住民の交流の場として保全に努めます。
- (b) 市街地にある緑地は、グリーンインフラとして災害時の一時的な避難地や、被害発生を局所的に食い止める空間といった、建築物が建ち並ぶ都市における貴重なオープンスペースとしての役割を持つため、その保全と確保に努めます。

d 市街地緑化の推進

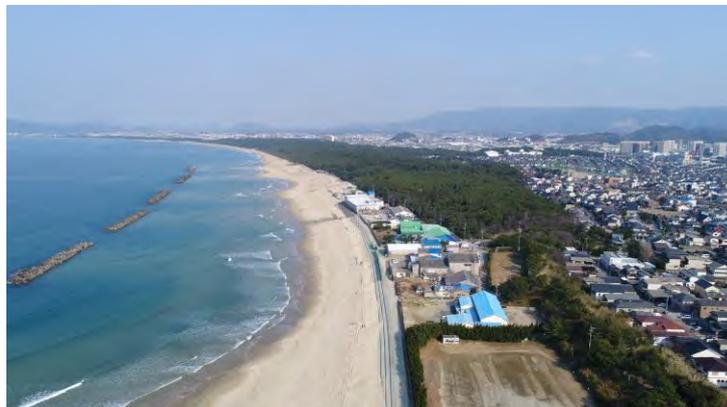
- (a) 道路や公園、学校などの公共施設の緑化においては、施設整備に合わせ十分な緑地を確保するとともに、既存公共施設においても、樹木の保護・育成に努めるなど、公共緑化を推進します。
- (b) 民有地の緑化については、開発団地での緑地協定の締結を促進するとともに、既成市街地においても、「新宮町生け垣づくり奨励事業」の推進により、緑被率を高めるよう誘導を図ります。また、商業地、工業地の緑化については、事業者との協定締結や地区計画により敷地内緑地や外周の緩衝緑地帯設置を促進します。



【沖田中央公園】



【人丸公園】



【白砂青松の新宮海岸】

ウ 河川・水路の方針

(ア) 河川・水路の基本的な考え方

頻発化・激甚化する自然災害に備え、河川の治水対策等のハード整備を行うとともに、避難のためのガイドラインの作成やハザードマップを活用した地域住民への周知などのソフト対策も併せて進めます。

また、湊川をはじめとする河川、水路等は、自然環境や生態系の保全、水質保全・浄化、水辺空間の整備など、生態系ネットワークの形成を図り、グリーンインフラとして市街地の貴重なオープンスペースとしての魅力向上を図ります。

【関連する SDGs】



(イ) 河川・水路の整備方針

- a 人口が集中する既成市街地を流れる県営河川湊川及び牟田川は、福岡県策定の湊川水系河川整備基本方針及び河川整備計画に基づいて、治水対策を促進します。
- b 福岡県策定の湊川水系河川整備基本方針では、将来的にはおおむね30年に1回の確率で起こりうると予想される大雨を安全に流下させるよう河川の改修を行うこととされています。よって、できるだけ早期に新たな河川整備計画が策定され改修が進むよう、福岡県に働きかけます。
- c 湊川の河川改修においては、治水・利水面との調和を図りつつ、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全とともに、多様な水際環境による地域住民の憩いの場、環境学習などの豊かなふれあいの場の創出について、グリーンインフラとして地域住民との協働による多自然川づくりの取組を福岡県と協力しながら促進していきます。
- d 湊川河口のプレジャーボート対策は、福岡県が撤去に向けた取組に本格的に着手し改善されたものの、今後も継続した監視を実施します。また、福岡県において重点撤去区域の指定に向けた準備が進められています。
- e 町内を流れる小河川や水路は、浸水対策及び貴重な水辺空間として計画的な改修整備を進めます。また、改修整備に合わせて、ある程度流水があればどこでも発電できる小水力発電の設置・活用により、周辺の道路・公園等の街路照明用電力として、さらに、小河川の水位計・水位センサーの電源として供給するなど、自然環境への負荷が少ないスマートシティの取組の一つとして検討します。

エ 下水道の方針

(7) 下水道の基本的な考え方

下水道は、生活環境の向上のみにとどまらず、河川・海岸等の公共用水域の水質を保全し、かつ、浸水を防止し、快適な生活と良好な環境を確保していく上で必要な都市の基盤施設であるため、本町の下水道計画に基づき公共下水道の整備を積極的に推進します。

また、公共下水道事業計画区域外の地区などについては、浄化槽の設置を促進します。

【関連する SDGs】



(1) 下水道の整備方針

a 下水道整備の推進

- (a) 公共下水道事業計画区域の早期概成を図るため、計画的な整備を推進します。
- (b) 公共下水道事業整備済み区域については、水洗化の促進に努めます。
- (c) 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全般の改築更新を計画的に実施し、公共下水道施設の適正な維持管理に努めます。
- (d) 福岡市に処理を委託している新宮処理区については、市街地の拡大計画に併せて中央処理区との区域の再編または新宮中央浄化センターでの処理など、福岡市とも協議しながら検討していきます。
- (e) 新宮中央浄化センターの機能増設時期については、下水道整備計画に基づく公共下水道事業計画区域の拡張による今後の汚水量の推移を注視しながら検討していきます。
- (f) 東部地域（的野・立花口・花立花地区）については、浄化槽設置等あらゆる下水道の整備方法について検討します。
- (g) 公共下水道事業計画区域外の地区における浄化槽については、補助制度に基づいて設置及び施設の適性な維持管理を促進します。
- (h) 相島地区は、既設の漁業集落環境施設である相島浄化センターの計画的な維持管理と機能維持を図ります。

b 浸水対策と雨水流出抑制施設整備の推進

- (a) 浸水被害軽減を図るため、対策の必要箇所では管渠整備やポンプ設置などの雨水施設整備を進めるとともに、避難のためのガイドラインの作成やハザードマップによる危険箇所周知などのソフト対策も併せて推進します。
- (b) 夜臼地区や新宮東地区などの一部で地形的に低地で浸水対策の必要な地区については、現況水路の改良による機能向上に努めるとともに、雨水調整池、雨庭やスウェールなど雨水流出抑制施設の整備を併せて検討していきます。
- (c) 新たな公共施設の建築、大規模な宅地開発行為等の際には、雨水の流出を抑制するため、雨庭やバイオスウェールなどグリーンインフラの取組として雨水の一時貯留や地下浸透施設の整備を進めるとともに、民有地においても、雨水貯留やバイオスウェールなどの雨水流出抑制型施設の設置を促進します。

オ その他公共施設等の方針

(7) その他公共施設等の基本的な考え方

住民に関わりの深いごみ処理施設、上水道や、教育・文化・福祉施設、漁港施設などについては、今後も計画的な整備・維持管理を行います。

【関連する SDGs】



(1) その他公共施設等の整備方針

a ごみ処理施設等

(a) ごみ処理施設については、玄界環境組合（古賀市、福津市、宗像市、新宮町）の古賀清掃工場において広域的に処理を行っています。今後も環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の適切な維持・管理に努めます。また、現施設の老朽化等に伴い、検討している新ごみ処理施設は、施設整備基本構想に基づき、令和15年度の施設稼働を目指します。

(b) 低炭素都市づくりへの配慮や循環型社会構築のため、廃棄物になるものの拒否（Refuse）、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、修理（Repair）、再生利用（Recycle）の5R活動を進めます。

b 上水道等

(a) 安全で良質な水の安定供給のため、広域的な水資源として福岡地区水道企業団や北九州市水道用水供給事業からの受水の確保と維持に努めます。

(b) 町内における上水道整備はおおむね完了しているため、今後は老朽管を含む施設を計画的に更新するとともに、災害に強い強靱な水道施設の構築及び安定的な経営を目指します。

(c) 相島簡易水道については、今後必要となってくる浄水場施設等の更新について、計画的に進めていきます。

c 漁港施設

(a) 漁業生産基盤としての漁港機能の充実、渡船場の施設の改善、湊川河口のプレジャーボートの不法係留対策としての係留施設の設置検討など、漁港関連施設の整備を図ります。

(b) 近年の海洋レジャー等の進展、相島観光客の増加などに対応するため、漁業者と十分調整しながら、漁業振興、地域振興につながる漁港施設の新たな活用方法を検討します。

d 公共公益施設

- (a) 教育施設については、こどもたちが安全・安心で快適に学習に取り組めるよう施設の安全対策等に努めます。
- (b) 図書館については、住民が生涯にわたり学習の場、憩いの場として利用することができるよう、住民ニーズに応じた図書資料等の充実や施設環境の維持に努めます。
- (c) 社会体育施設については、住民が生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、関係団体と協議しながら施設の充実を図ります。また、老朽化し更新を検討しなければならない施設の整備・改修に当たっては、民間活力なども活用しながら進めていきます。
- (d) 医療施設については、良質な医療サービス及び政策的医療（救急医療、小児医療、災害時医療）の提供や災害時の体制強化を図るため、関係機関等によるネットワーク強化を図ります。
- (e) 介護・福祉施設については、これらの機能の更なる連携や地域における支えあいの体制づくりを進めるため、地域包括支援センターの機能充実や関係機関等によるネットワークの強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- (f) 子育て支援施設については、待機児童の解消、変化し続ける幼児教育・保育ニーズに対応するとともに、町立施設としての役割を踏まえ、幼稚園、保育所等において、その提供体制を再考しながら整えます。また、地域における子育て支援など、こどもの居場所づくりや病児保育などの支援施設の充実を推進します。
- (g) 地域の集会所などコミュニティ施設については、地域における防災・防犯活動等の拠点として機能の充実を図ります。
- (h) 新宮ふれあいの丘公園内のふれあい交流館については、多世代間の交流の場や健康増進を図る施設として活用することはもちろん、高齢者の就労支援の場や災害時の避難場所など幅広く活用方法を検討し活用していきます。
- (i) スマートシティの取組として、災害発生時の緊急情報伝達手段の確保、また、町政情報や観光情報等の発信力強化の観点から、公共公益施設等に公衆無線 LAN 環境の整備を検討します。



【玄界環境組合 古賀清掃工場】



【新宮北小学校】



【新宮東中学校】



【ふれあい交流館】

(3) 市街地の開発・整備の方針

ア 市街地の開発・整備の基本的な考え方

市街地の開発・整備に当たっては、コンパクトシティの考え方に基づき、都市施設の方針との整合を図りながら、地域の特性、市街地形成の経緯等を踏まえた事業手法等を柔軟に適用することで、誰もが住み続けたいと思える良好な住環境の形成と、産業が立地しやすい活力ある都市空間の形成を目指します。その際に地区計画制度、建築協定、緑地協定等の法律に基づく制度の活用を図り、地区住民等に対して、制度の紹介や支援を行います。

【関連する SDGs】



イ 市街地の開発・整備の方針

(ア) 土地区画整理事業等の推進

- a 都市計画道路三代・的野線沿線の三代地区については、隣接する新宮東中学校・新宮ふれあいの丘公園等の防災活動拠点と連携した災害支援活動拠点市街地として、新たな市街地形成を目指します。また、この市街地には、避難活動に必要な支援物資の提供やストックヤード、あるいは避難者の健康維持のための支援機能を有する施設の立地誘導を図ります。
- b 都市計画道路湊・三代線沿線の湊・下府地区については、沿道に周辺住宅地の生活利便施設の立地誘導を図りつつ、良好な市街地の形成を目指します。

(イ) 地区計画等の手法による市街地整備の推進

- a 三代地区及び湊・下府地区については、土地区画整理事業に加え、地区計画に基づく市街地整備を進め、計画的な秩序の下に安全で良好な住環境の形成を図ります。
- b 新宮ふれあいの丘公園北側から県道小竹下府線までの上府地区については、まちの骨格軸の形成として、防災活動拠点と連携した新たな市街地形成を検討します。
- c 都市計画道路三代・的野線沿線の立花口谷口地区（旧立花口ゴルフ場計画地）については、主要地方道筑紫野古賀線沿線、また、新宮スマートインターチェンジ（仮称）の設置区域に隣接することから地区計画に基づく市街地整備を進め、日常生活に必要な都市機能や工業・流通業務施設等の立地を目指します。また、立地に当たっては、周辺の営農環境や景観にも十分に配慮し検討します。
- d 国道3号沿線西側丘陵地の福岡市に隣接する原上地区は、幹線道路沿いのポテンシャルを活かし、地区計画に基づく、大規模流通業務施設等の立地を目指します。

- (ウ) 中心市街地（中心拠点）における都市機能の誘導・集積
- a JR 新宮中央駅周辺は、まちの中心拠点として、日常生活における利便性の維持・向上のため、都市機能の誘導・集積を図るとともに、その周辺における居住の誘導についても併せて推進します。
- (I) 良好な居住環境の形成
- a 安全で快適な居住環境形成の推進
- (a) 住環境や防災機能の向上を図るため、地域の実情に応じて、狭あい道路の改善や公園の確保、建物の耐震化等を促進します。
- (b) コモンライフ、湊坂、桜山手、花立花、杜の宮等をはじめとする良好な住宅地は、今後も建築協定や緑地協定の延長や新設を誘導するとともに、地区計画制度の活用を図ることにより、個性ある美しい低層住宅地の維持・保全を図ります。
- b 高齢者、障がい者などにやさしい住まいづくり
- (a) 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の基礎となる住宅の改善などを支援するとともに、関係機関と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- (b) 高齢者が増加する中で、戸建住宅に比べて管理がしやすい共同住宅への住み替えニーズの増加、住宅の確保が困難な高齢者の増加等も想定されることから、民間事業者等との連携による居住支援の仕組みづくりや高齢者が暮らしやすい住宅の供給を促進します。
- c 空き家対策
- (a) 既存の住宅地においては、今後増加することが想定される空き家等の活用を促進するため、所有者と利用希望者をマッチングする仕組みを構築し、また管理不全な空き家や特定空き家等の所有者への適切な助言や指導の実施など、住宅ストックの有効活用と空き家の適正管理を進めます。
- (b) 空き家の中には、歴史的建造物として価値の高いものも存在するため、観光振興や地域の交流拠点として整備・活用を推進します。
- (オ) 企業・商業施設の誘致
- a 商工業の活性化により、雇用機会の拡大を図るため、土地利用方針に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、企業の新規立地に対する支援に取り組むなど企業誘致を推進します。



【三代地区から望む市街地】

(4) 景観形成の方針

ア 景観形成の基本的な考え方

豊かな水や緑の景観資源が市街地と近接しているという、本町の特徴を活かした魅力ある都市景観を住民・事業者・行政との連携により形成していきます。

【関連する SDGs】



イ 景観形成の方針

(ア) 良好な都市景観の形成

- JR 新宮中央駅周辺は、本町の顔となる中心拠点であることから、これを中心に魅力ある都市景観を形成し、本町の賑わいの創出につなげます。
- 地域のシンボルとなる公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設が、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう、周辺環境と調和した質の高いデザインを目指すとともに、良好な景観を維持します。
- コモンライフ、湊坂、桜山手、杜の宮地区の住宅地は、建築・緑地協定が締結され、住民が主体的に美しい街並み景観づくりに努めている住宅地です。また、花立花や中央駅前地区などの低層の住宅地も緑の多い良好な街並み景観を見せています。このため、今後もこの街並み景観の保全に対して住民とともに取り組みます。

(イ) 地域資源を活かした景観の保全・形成

- 新宮海岸、立花山、相島をはじめとした自然景観は、本町を代表するシンボリック景観であり、今後も未来へつなぐべき優れた景観として保全に努めます。
- 歴史的景観、都市的景観、水辺景観、田園景観、森林景観など、本町の地域資源を活かした新宮町らしい景観の保全・形成を図ります。

(ウ) 屋外広告物の適正な規制・誘導

- 屋外広告物については、福岡県屋外広告物条例や将来策定予定の景観条例・景観計画に基づき、周辺環境と調和すべく、適正な規制・誘導を図ります。

(エ) 協働による景観形成

- 景観づくりは、住民・事業者・行政の協働作業であり、目指す景観像を三者で共有する必要があります。このため、景観づくりの主体である三者が景観に対する意識を高め、身近な暮らしや事業活動の中から目指すべき景観像を見出しながら、協働で景観づくりに取り組んでいくことにより、住民に永く親しまれ、愛される景観形成を目指します。
- 地域主体による景観形成を図るため、住民と協働による花いっぱい運動、里山保全活動や美化・清掃活動とともに、建築協定や緑地協定などの活用を努めます。

(オ) 景観条例の制定、景観計画の策定

- a 本町の特徴を活かした魅力ある景観を次世代へ引き継ぐため、景観条例や景観計画を策定し、住民・事業者と連携して保全に努めます。



【建築・緑化協定が締結された杜の宮地区】



【新宮海岸 楯の松原】



【立花口地区の田園風景】

(5) 安全・安心なまちづくりの方針

ア 安全・安心なまちづくりの基本的な考え方

近年、多発する自然災害に対して、防災・減災に関する取組等を継続して進めるとともに、犯罪の未然予防につながるまちづくりや地域の防犯性の向上を図ることにより、誰もがより安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

【関連する SDGs】



イ 安全・安心なまちづくりの方針

(ア) 都市防災の方針

a 防災活動拠点等の整備

- (a) 三代・上府地区における新宮東中学校・新宮ふれあいの丘公園等を核とする防災活動拠点整備については、住民の安全・安心を守る本町の最も重要な事業として位置付けており、令和5(2023)年3月に着手した三代土地区画整理事業と密接に連携し、防災活動や災害発生時の避難支援活動の拠点として早期整備を推進します。
- (b) 防災機能を有する新宮ふれあいの丘公園の区域を拡大し、防災活動拠点としての更なる機能の充実を推進します。
- (c) 立花口地区新宮スマートインターチェンジ(仮称)周辺開発事業に併せて、東部地域の土砂災害時の緊急避難場所となる防災拠点の整備を検討し推進します。

b 防災基盤の整備

- (a) 「新宮町地域防災計画」に基づき、国、福岡県、警察、消防、関係機関等との連携を密にしなが、災害発生時の応急・復旧体制の想定も含め、本町の防災体制の強化を図ります。
- (b) 大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう事前復興まちづくり計画の策定を検討します。
- (c) 災害時の連携体制の強化を図るため、町域・県域を越えた市町村との広域的な相互応援体制の充実や、事業所や関係団体との食料・物品の供給等に関する協定締結を進めます。
- (d) 住民に迅速かつ正確に情報を伝達するため、防災行政無線や電子メール、公式LINE等による仕組みづくりを推進するとともに、災害発生時の情報伝達・収集手段の確保のため、衛星電話など既存インフラによらない通信環境の整備の検討や、被災状況等を迅速に把握できる情報収集体制を構築します。
- (e) 地域ごとに防災備蓄倉庫などの防災施設を整備し、都市防災の強化に努めます。

c 避難機能の強化

- (a) 避難場所などの機能を有する公園の整備や、防災拠点における機能の充実と維持・管理を推進します。

- (b) 災害応急対策に従事する車両等の通行を確保するため、緊急輸送路となる幹線道路の整備や適切な維持管理を推進します。
 - (c) 避難通路の安全性を確保するため、避難所等へ接続する生活道路の整備を推進します。
 - (d) 災害時における住民等の生命や財産を守るため、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などにも配慮した防災対策に努めるとともに、備蓄品の充実を図ります。
- d 構造物等の防災対策
- (a) 安定的な上水道の供給を行うため、水道施設や避難所・病院などの重要給水施設に至る水道管を優先して耐震化工事を行うなど、災害時や緊急時に備えた水道施設の整備を進めます。また、応急給水等の確保について、福岡都市圏や近隣市町との応援体制等の充実を図ります。
 - (b) 下水道施設の地震に対する安全性を図るため、「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、下水道施設の整備・維持を図ります。
 - (c) 水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強や、雨水の貯留施設や浸透施設など流出抑制施設の整備を実施します。
 - (d) 地震災害等に対応するため、消防水利の耐震性強化を推進します。
- e 災害に強い市街地の形成
- (a) 建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断・改修補助制度の活用を促進します。
 - (b) 市街地の不燃化を促進するため、耐火・準耐火建築物への建替え誘導による市街地火災延焼防止・遅延を図ります。
- f 建築物の耐震化
- (a) 防災体制の強化や災害時の行政機能維持に向け、今後も公共施設の耐震化を推進します。
 - (b) 教育施設については、耐震化工事は完了しているものの、今後も児童・生徒の安全を確保し、災害時における避難所としての機能を維持するため、適切な管理を推進します。
- g 防災意識の高揚と地域防災体制の充実
- (a) 災害時における地域住民の避難を促すため、「避難のためのガイドライン」の作成、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や地域の自主的な避難所運営を図る「避難所運営マニュアル」の周知徹底を図ります。
 - (b) ハザードマップの活用促進等により、危険箇所の周知徹底に取り組むとともに、出前講座等の実施により、防災意識の高揚に努めます。
 - (c) 自主防災体制の強化・育成を図るため、自主防災組織や避難行動要支援者への支援組織の設置を促進するとともに、地域での防災訓練の実施を促進します。
 - (d) 事業所などにおいては、従業員、利用者などの安全を確保するため、自主的な防災体制を整備するとともに、災害の影響を抑えるため、事業継続計画（BCP）の策定を促進します。
- (1) 防犯まちづくりの方針
- a 防犯に配慮した環境づくりの推進
- (a) 公共建築物、道路、公園等の公共施設の整備や維持管理に当たっては、施設や植栽の配置に配慮して見通しの確保に努めるとともに、防犯灯や防犯カメラなどの設置を推進します。
 - (b) 防犯まちづくりの推進に当たっては、防災、景観等様々なまちづくりとの連携に努

めます。

b 協働による防犯まちづくりの推進

- (a) 地域におけるコミュニケーションを促し、住民の防犯意識や積極的な防犯活動への意欲を一層高めるため、防災行政無線やメール配信サービス等の活用による防犯に関する情報の積極的な発信に努めます。
- (b) 防犯パトロール等の住民による地域の監視力を高める努力等により、住民同士が助け合い、長期的な取組が可能な住民・事業者・行政の協働による防犯まちづくりを進めます。

(6) 環境保全の方針

ア 環境保全の基本的な考え方

町の貴重な財産である白砂青松の海岸線を有する新宮海岸や相島、クスノキの原生林を抱く立花山などの豊かな自然と、誰もが安心して暮らせる生活環境を未来永劫持続させるために、住民、事業者、行政が一体となって、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す町として、令和4(2022)年2月に新宮町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後は、コンパクトな市街地の形成等による二酸化炭素排出量の削減、省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進、5R(Refuse、Reduce、Reuse、Repair、Recycle)の推進など、循環型社会、低炭素社会の実現に向けた取組を全町的に進めます。

また、併せて自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラに関する取組を推進し、持続可能な循環型社会、低炭素社会の実現を目指します。

【関連する SDGs】



イ 環境保全の方針

(ア) 低炭素都市づくりの推進

- a 住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池(エネファーム)の設置促進、災害時の非常電源となる電気自動車の普及・促進など、クリーンエネルギーの普及や省エネルギー化を推進します。
- b 温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷軽減に向けた住民・事業所等の取組への支援や意識啓発に努めます。
- c 自動車の排出ガスの削減を目指すため、交差点の改良や鉄道と道路の立体交差化などのボトルネック対策に取り組むとともに、アイドリングストップ促進に向けた啓発に努めます。
- d 廃食用油や植物燃料から精製されるバイオディーゼル燃料の活用を促進します。
- e 公共団体や事業所等においては、コミュニティバスのEV化など、燃費及び排出ガス性能が優れた環境負荷の小さい自動車の普及を促進します。
- f 行政が率先して、電気、ガソリンなどの計画的な使用削減と、公共施設や公共空間に

おける LED 照明への更新等省エネ効果の高い機器などの導入を推進します。

(イ) ごみの適正処理と環境汚染の防止

- a 環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の適切な維持管理に取り組みます。
- b 資源ごみの分別収集の強化による循環型社会の構築を推進します。
- c 一般廃棄物の処理対策について、「新宮町ごみ処理基本計画」に基づき継続して取り組みます。
- d 事業系廃棄物について、事業所等の責任による適正処理の周知徹底を図ります。
- e 5R の考え方・実践方法などについて、住民や事業所等へ周知を行い、ごみの減量やリサイクルの促進を図ります。
- f 災害発生時において、大量に発生すると予想される廃棄物については、「新宮町災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ります。

(ウ) 住民による環境美化の推進

- a 新宮町クリーン作戦の開催など、住民、団体、事業所等との協働による環境美化活動を推進します。
- b 住民への環境美化意識の啓発や、地元行政区や事業所、ボランティア団体などが主体的に取り組む清掃活動への支援、悪質な不法投棄の解消に向けた取組を推進します。

(I) 公害防止対策の推進

- a 企業活動による産業型公害の発生防止に向け、事業所などの固定発生源に対して、関係機関と連携しながら規制・指導を行います。
- b ダイオキシン類をはじめとする有害物質（ガス）の排出を防止するため、野外焼却行為の規制・指導を行い、廃棄物等の適正な処理を推進します。



【資源ごみの分別収集】



【人丸公園の美化活動】



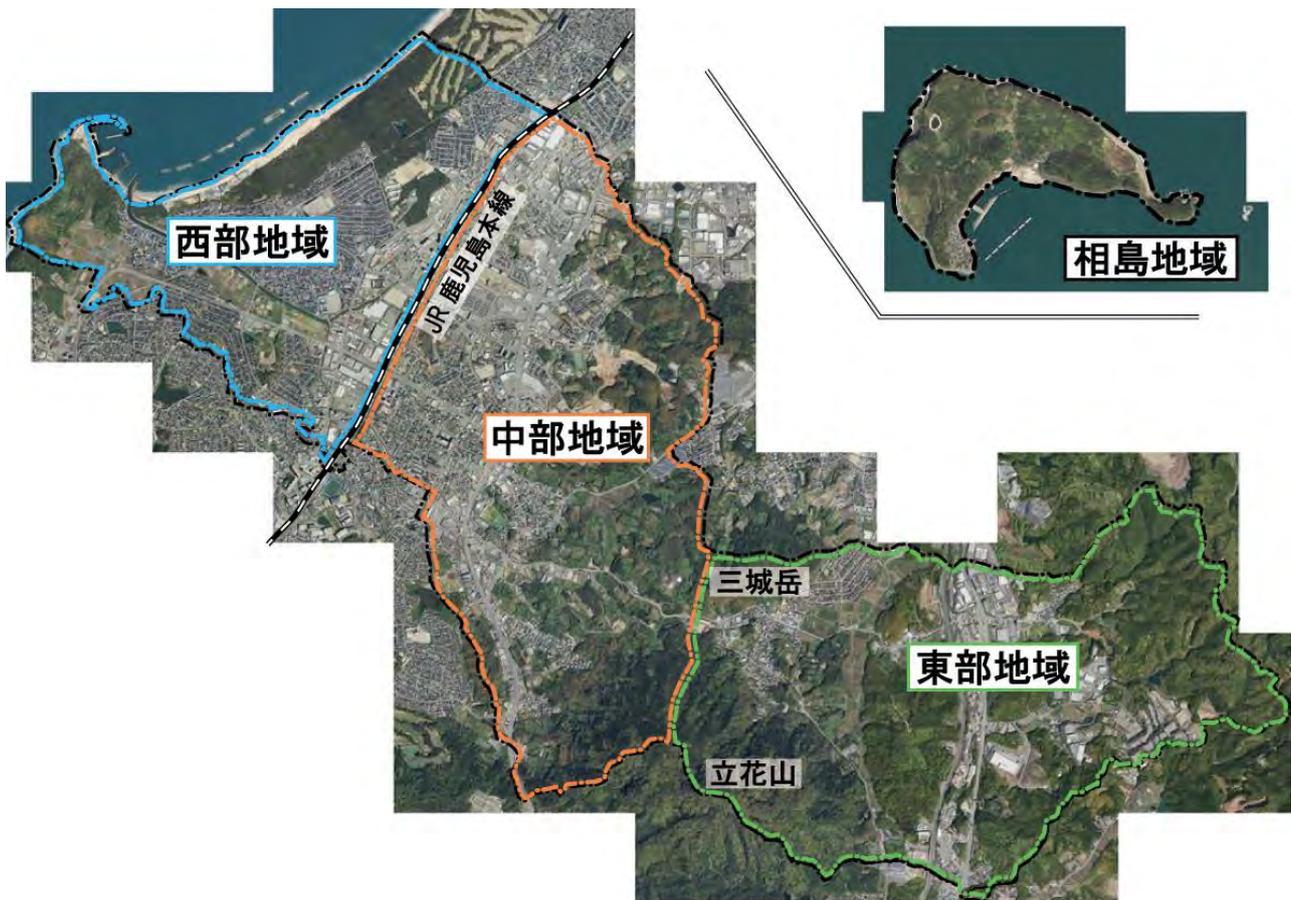
【新宮海岸でのクリーン作戦】

第4章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想では、本町を4地域に区分した上で、各地域が持つ課題に対応した地域づくりの方針について定めます。

地域の区分に当たっては、都市の成り立ちや地形等の自然的条件、日常生活圏や小学校区等を考慮した上で、まとまりのある範囲を定めました。



図：地域区分図

出典：新宮町

2 地域別まちづくりの方針

(1) 西部地域

ア 西部地域の現況と課題

(7) 湊地区、新宮地区

- a 海岸線は、北西部の一部の磯場と漁港部分を除き大部分が津屋崎（福津市）まで続く風光明媚な白砂青松の風景が広がっており、玄海国定公園に指定されています。この新宮磯や白砂青松の新宮海岸などの豊かな魅力ある自然や景観は、未来へ引き継がなければなりません。
- b 地場産業を支える水産加工場等が集積する新宮海岸沿いの区域は、地区計画による既存施設の維持・保全、観光資源としての活性化が地元から求められています。
- c 湊地区の県道湊下府線及び県道湊塩浜線は、相島への玄関口である新宮漁港に通じる重要な道路で、コミュニティバスも運行していますが、幅員が狭く歩道も整備されていない区間もあり、以前から拡幅要望があります。また、近年、相島への観光客等も増え、車や歩行者の交通量も増加しており、早急に安全対策が求められます。
- d 湊川河口付近の湊地区では、以前からプレジャーボートの違法係留による流水の障害や護岸の損傷などが問題となっていました。令和2（2020）年度から福岡県がプレジャーボートの撤去に向けた取組に本格的に着手し改善されたものの、今後も継続した監視が求められます。
- e 市街化調整区域である県道湊塩浜線沿道の湊地区は、イチゴ畑や田を中心とした農地が広がっており、県道南側の地区には福岡市区域を含めて、新たな土地利用検討の動きが出てきています。

(1) 下府地区、桜山手地区、湊坂地区、杜の宮地区

- a 西鉄新宮駅周辺から国道495号までの新宮地区から下府地区は新旧の住宅地が広がり、狭い生活道路が網目状に走っています。定住化を促進し安定した地域コミュニティを維持していくためにも道路、公園等の都市基盤施設の充実や防災対策などに取り組む必要があります。
- b 下府地区などの旧集落地域内には、老朽化した水道管が多くあり、漏水事故が問題となっています。災害に強い水道施設の確保に向けた対策が必要です。
- c 県道湊下府線沿道の下府農地は、土地区画整理事業が施行中です。周辺住宅地の人口減少や高齢化を踏まえ、生活利便施設を含む新たな住宅地の整備が求められています。
- d コモンライフ、湊坂、桜山手、杜の宮の住宅地は、建築・緑地協定により、緑化の進んだ美しい街並みが形成されています。今後も住民の意向を踏まえながら、良好な居住環境の維持を図る必要があります。



【下府地区土地区画整理事業区域】

(1) 緑ヶ浜地区、JR新宮中央駅西口地区、美咲地区

- a まちの中心拠点であるJR新宮中央駅西口地区は、医療・福祉関連施設や商業施設などの立地が進んできました。今後も生活の利便性や個性と魅力ある環境を形成するため、都市機能や公共交通機能等の充実が求められます。
- b 主要な町の交通拠点であるJR新宮中央駅やJR福工大前駅は、鉄道やバス等の交通

手段を円滑かつ快適に利用できるようにするため、さらなる駅前広場の充実や交通結節点の機能強化が求められます。

- c 国道 495 号は、沿道に工場や流通業務施設、店舗などの商業施設が建ち並び、背後には住宅地が広がっていることから交通量も多く、朝夕はかなりの渋滞が見られます。特に緑ヶ浜地区は、通勤・通学時に多くの住民が利用しており、住民の安全な移動を確保するため、早期の歩道拡幅整備や交差点改良が求められています。

イ 西部地域の将来像とまちづくりの方針

(7) 地域の将来像

「青い風が通り抜け 松原の緑ととけあう 快適なまちづくり」

(1) 土地利用・市街地整備の方針

- a JR 新宮中央駅周辺においては、まちの中心拠点として、生活の利便性や個性と魅力ある環境を形成するため、生活サービス機能、商業機能、公共交通機能等を充実するなど、便利で賑わいのあるまちづくりを推進します。
- b 西鉄新宮駅周辺から国道 495 号までの新宮・下府地区は、安心して住める住環境づくりとして、日常生活サービス機能等の維持・充実を図ります。
- c JR 福工大前駅周辺の商業・業務地、住商複合地においては、空き店舗等の活用や起業家支援等により、居住者、来訪者がいきいきできる活気ある地域づくりを目指します。
- d 国道 495 号と JR 鹿児島本線に挟まれた工業地域については、幹線道路沿いの立地性の観点から、生活利便施設や商・工業複合施設の誘導を図ります。
- e 湊・下府地区の市街化調整区域は、地区計画の手法を用いて、土地区画整理事業により、住宅と生活利便施設の調和した市街地整備を推進します。また、整備に当たっては、浸水対策のため、宅地地盤の造成高を高く設定するなど安全・安心のまちづくりを推進します。
- さらに、本地区は市街化区域に編入した際には、立地適正化計画において居住誘導区域として位置付けます。
- f 県道湊塩浜線東側沿道の湊地区は、地元地権者の動向を見ながら福岡市との調整を図りつつ、新たな土地利用を検討します。
- g 県道湊塩浜線西側の市街化調整区域内の優良農地は保全し、良好な営農環境の維持・形成を図ります。また、営農環境の向上を目指し、荒廃農地の再生、農地の集団化に向けた調査・研究を行います。
- h 役場周辺は消防署や教育施設等の施設が集積しており、今後も高次都市機能の維持・充実を図ります。
- i 新宮海岸沿いの水産加工場等が集積する区域は、地区計画により、既存施設の維持・保全を図りつつ、周辺環境と調和した観光・交流施設などの誘導を図ります。

(2) 都市施設の整備方針

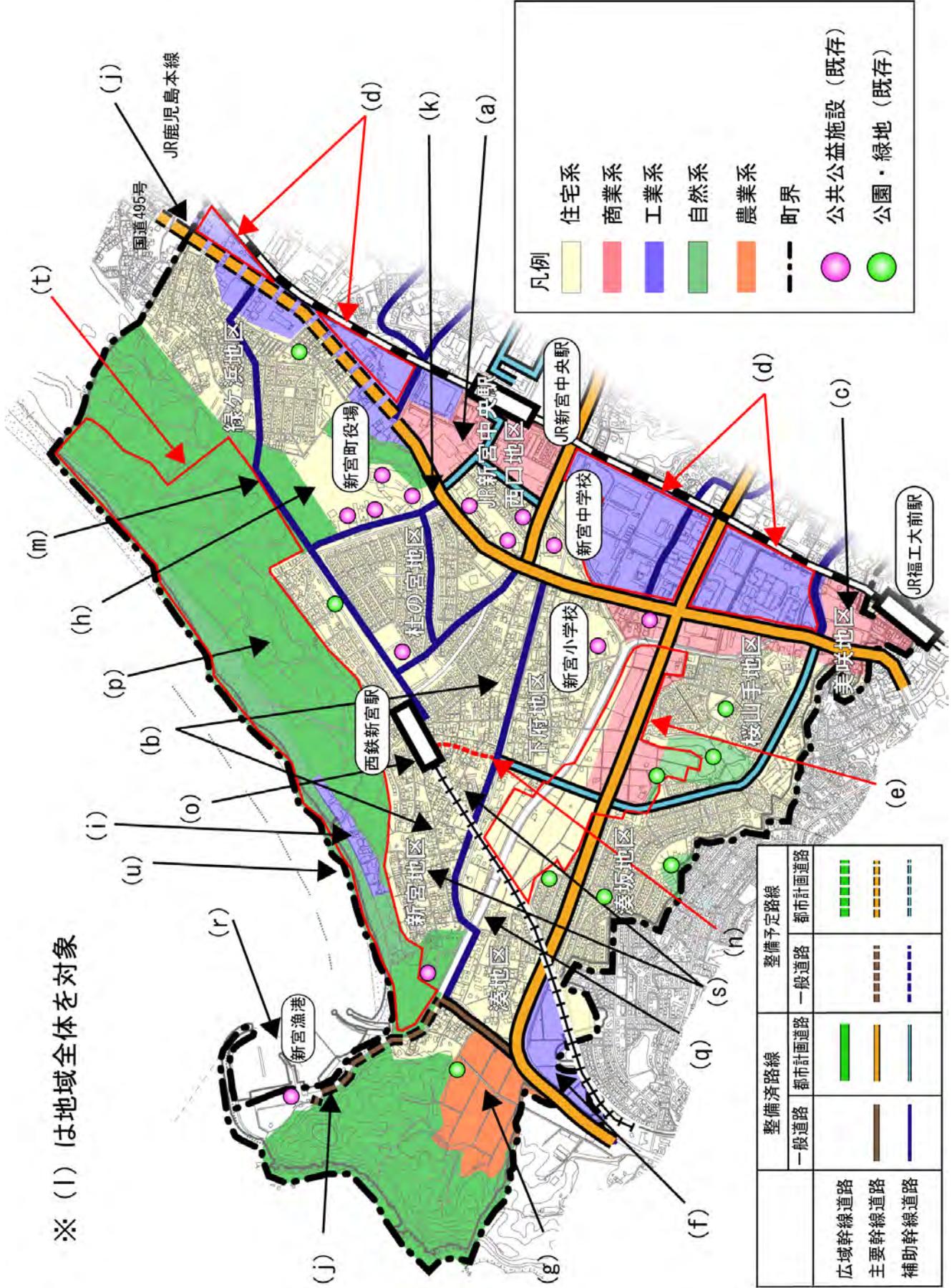
- j 国道 495 号の緑ヶ浜地区、県道湊下府線の県道湊塩浜線交差点から新宮漁港までの間は、早期に道路拡幅・歩道拡幅整備が進むよう福岡県に働きかけます。
- k JR 新宮中央駅周辺の国道 495 号と補助幹線道路の交差点については、交差点の改良や信号機の設置など、早急に安全な交通環境の確保を促進します。
- l 地域内の狭あい道路の改善や交通安全施設の整備を推進します。
- m 旧西鉄線路跡地の緑ヶ浜地区については、道路拡幅等有効な活用方法を検討し、整備を進めます。
- n 下府土地区画整理事業による市街地整備の状況を踏まえ、西鉄新宮駅へのアクセス

道路として、都市計画道路新開・卯戸線の延伸整備を検討します。

- o 西鉄新宮駅は交通結節点として、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドの普及に向けた駐車場・駐輪場整備の検討・充実を図るとともに、相島等への観光客が近隣を周遊できるよう、コミュニティサイクルの整備に向けた検討を行います。
- p グリーンインフラである新宮海岸や松林は、住民や関係機関による松の育成・保護活動や環境美化作業を促進・支援しつつ、憩いの場として散策路等の維持・保全に努めます。
- q 県営河川湊川については、水害を防止するため、早期に新たな河川整備計画が策定され、護岸改修が進むよう福岡県に働きかけ、併せて、流域からの雨水流出抑制対策も推進します。また、地域住民の憩いの場、環境学習などの豊かなふれあいの場の創出について、グリーンインフラとして地域住民との協働による多自然川づくりの取組を福岡県と協力しながら促進していきます。
- r 新宮漁港内に海の資源を活用した交流施設の整備を進めます。
- s 新宮・下府地区を中心に老朽化した水道管の更新を計画的に推進します。

(I) その他の方針

- t 新宮漁港周辺の海岸や自然地、白砂青松の新宮海岸や松林は、未来に残すべき景観として保全し、観光レクリエーション産業等と組み合わせた活用方法を検討します。
- u 新宮海岸の飛砂対策については、今後も調査を継続しながら有効な対策を実施します。



※ (l) は地域全体を対象

図：西部地域のまちづくり方針図

(2) 中部地域

ア 中部地域の現況と課題

(7) JR 新宮中央駅東口地区、上府地区、新宮東地区

- a まちの中心拠点である JR 新宮中央駅東口地区は、JR 新宮中央駅、新宮中央浄化センター、沖田中央公園がいずれも平成 22 (2010) 年 3 月に完成し、大型商業施設を中心に医療・福祉施設など都市的土地利用が進みました。今後は、生活の利便性向上、個性と魅力ある居住空間を形成するため、さらなる都市機能や公共交通機能等の充実が求められます。
- b 国道 3 号上府交差点は、国道沿いに立地している大型商業施設への交通量も多く、慢性的に交通渋滞が発生し、その影響が周辺の道路へ現れています。
- c 国道 3 号東部の上府地区の農地や樹林地は、耕作放棄地など荒廃化が進んでいます。ため池周辺、道路沿線など地理的要件も踏まえ、農地活用の在り方を検討する必要があります。
- d 国の重要文化財である「横大路家住宅 (千年家)」などの歴史資源を保全するとともに、観光資源として活用し、地域の活性化につなげることが求められます。



【JR 新宮中央駅周辺】

(1) 三代地区、原上地区

- a 三代地区から上府地区にかけては、新宮ふれあいの丘公園や新宮東中学校を中心とした防災活動拠点があります。その南側に隣接する区域は、市街化区域に編入し、土地地区画整理事業により防災活動拠点と連携する新たな市街地づくりを進めています。
- b 中部地域から東部地域をつなぐ都市計画道路三代・的野線は、平成 10 (1998) 年に都市計画決定され、三代土地地区画整理事業区域内の約 890m が事業化され整備が進んでいます。今後は主要地方道筑紫野古賀線への接続に向けた新たな整備計画の早期検討が求められます。
- c 三代地区や原上地区においては、人口減少を抑制し、移住・定住を促進するため、道路、公共下水道等の都市基盤施設の充実や防災対策に取り組むなど、安心して快適に暮らせるまちづくりが求められます。
- d 国道 3 号西側の原上カマト地区は、地元から新たな土地利用の検討が要望されています。
- e 原上地区には、昔ながらの石垣や家屋が残っている一方、集落背後には急傾斜地も多く、土砂災害警戒区域にも指定されています。
- f 県道山田新宮線沿線の市街化調整区域には、無秩序な土地利用も見られます。また、県道山田新宮線は、歩道の拡幅整備が求められています。



【新宮町防災活動拠点】

g 市街化調整区域の農地は、耕作放棄などによる荒廃化が進んでいます。営農環境の維持や農地の有効利用などについて検討する必要があります。

(ウ) 夜臼地区

- a 国道495号と国道3号を繋ぐ町道須川～卯戸線は、通勤・通学時の自転車や歩行者の利用も多い路線ですが、歩道のない区間もあり、早期の歩道整備が求められています。
- b 県営河川湊川の改修が行われ、周辺宅地への浸水被害は大きく改善されていますが、もともと低地の宅地が多いため、大雨時の浸水対策が必要です。

イ 中部地域の将来像とまちづくりの方針

(7) 地域の将来像

「人が輝き続ける 活力ある 安全・安心な まちづくり」

(イ) 土地利用・市街地整備の方針

- a JR新宮中央駅周辺においては、まちの中心拠点として、生活の利便性や個性と魅力ある環境を形成するため、生活サービス機能、商業機能、公共交通機能等を充実するなど、便利で賑わいのあるまちづくりを推進します。
- b 上府地区北部古賀市境の工業地は、道路等の都市施設の充実と周辺環境との調和を図りながら、良好な工業環境の形成を目指します。
- c 都市計画道路三代・的野線沿線の新宮ふれあいの丘公園に隣接する地区は、町の防災活動拠点と連携した災害時支援活動拠点として位置付け、先進的な支援機能を配備した新しい市街地整備事業を推進します。また、本地区は立地適正化計画において、居住誘導区域として位置付けます。
さらに、本市街地周辺の農地は、市街地整備事業と一体的に整備し、集約農地など農地の再利用を推進します。
- d 古賀市境に隣接する国道3号沿線上府地区は、医療・福祉ゾーンとして整備・保全し、その隣接地区は、周辺環境と調和した工業系の土地利用（流通業務施設等）の誘導を検討し、その推進を図ります。
- e 福岡市に隣接する国道3号沿線西側原上地区の市街化調整区域は、福岡市との調整を図りつつ、地区計画により、工業系（流通業務施設等）の土地利用及び住居系の土地利用の誘導を検討し、その推進を図ります。
- f 国道3号沿線地区は、引き続き商業施設や業務施設の集積を誘導し、生活関連の利便性機能の向上に努めます。
- g 横大路家住宅（千年家）とその周辺の山林等は、歴史・交流の場として土地利用を推進します。また、横大路家住宅（千年家）の東側の地域は、周辺環境に配慮しつつ、地区計画により、工業系（流通業務施設等）の土地利用の推進を図ります。
- h 上府・三代地区の新宮ふれあいの丘公園周辺は、防災活動や災害支援活動に寄与する施設の整備・誘致を推進し、防災機能の向上を図るとともに、教育施設、高齢者や子育て支援施設などの集積を図ります。
- i 県道小竹下府線南側の防災活動拠点隣接地は、既存福祉施設を活かしながら医療・福祉・住宅ゾーンとして整備・保全します。また、県道小竹下府線と防災活動拠点をつなぐアクセス道路沿線には、国道3号に近い立地を活かし、周辺環境に配慮しつつ、災害支援活動に寄与する文教施設、物流・業務施設、交流施設の整備、推進を図ります。
- j 三代地区や原上地区の優良農地は、保全し、良好な営農環境の維持・形成を図ります。

また、営農環境の向上を目指し、荒廃農地の再生、農地の集団化に向けた調査・検討を行います。

- k 新宮ふれあいの丘公園周辺部に周辺農地の活用をテーマとした交流ゾーンを検討し、推進します。
- l 県道山田新宮線千田交差点付近の原上地区は、周辺土地利用の動向を踏まえ、適切な土地利用を検討します。

(ウ) 都市施設の整備方針

- m 東西地域間の交流を図るとともに、東部地域の振興や災害時の支援活動を支えるため、都市計画道路三代・的野線の早期整備を推進します。
- n 災害発生時の避難・支援のため、また横大路家住宅（千年家）へのアクセス道路の確保を図るため、上府地区と防災活動拠点や都市計画道路三代・的野線を結ぶ道路の整備を推進します。
- o JR 福工大前駅への安全な歩道の確保のため、町道須川～卯戸線の歩道整備を推進します。
- p JR 新宮中央駅は交通結節点として、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドの普及に向けた駐車場・駐輪場の充実を図るとともに、観光客が近隣を周遊できるよう、コミュニティサイクルの整備に向けた検討を行います。
- q 新宮ふれあいの丘公園は町の防災拠点、憩いの拠点として、発災時には安全・安心な避難・防災活動が実施できる防災公園、また、平時にはこどもから高齢者まで幅広い世代に利用してもらえる憩いの公園としてパーク PFI など民間活力の導入も含め整備を推進します。また、グリーンインフラとして都市環境の維持・改善に資するため、植栽帯、芝生広場など園内の緑化を推進します。
- r 沖田中央公園は、中心市街地のさらなる賑わいの創出、まちの新たな価値創造のため、パーク PFI など、民間との連携を含めた活用を検討し推進します。
- s 三代地区や原上地区においては、快適な生活環境を実現するため、公共下水道の計画的な整備を推進します。
- t 夜臼地区や新宮東地区の浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水調整施設の整備について検討し推進します。また、民有地においても雨水貯留やバイオスウェールなどの雨水流出抑制型施設の設置を推進します。

(I) その他の方針

- u 三代地区の災害支援活動拠点市街地では、災害発生時の支援活動について、事業者や関係団体と支援協定等を締結するなど、安心な避難活動が行える体制づくりを推進します。



【新宮ふれあいの丘公園（防災活動拠点）で行われた防災訓練の様子】

(3) 東部地域

ア 東部地域の現況と課題

(7) 東部地域全体

- a 東部地域は、平成 10（1998）年 2 月に都市計画区域に編入され、主要地方道筑紫野古賀線沿いに市街化区域（約 75ha）が指定され、併せて、国道 3 号の三代地区と的野地区を結ぶ都市計画道路三代・的野線と主要地方道筑紫野古賀線のバイパスとなる都市計画道路久山・新宮線が都市計画決定されました。平成 30（2018）年 3 月に都市計画道路久山・新宮線が開通しましたが、下水道や生活道路などの都市基盤整備や市街地整備は進まず、地域振興は大きく遅れています。
- b 立花口地区や的野地区の既存集落では、人口減少や高齢化が進むとともに、農業の後継者不足から農地や森林の荒廃化や竹林化が進行しています。

(1) 立花口地区、花立花地区

- a 立花山とその一帯は、国の特別天然記念物のクスノキの原始林など貴重な自然が多く見られ、また、戦国時代に脚光を浴びた立花山城跡や独鈷寺などの史跡も多く点在しており、気軽に散策や登山が楽しめる人気スポットです。これらの貴重な自然や歴史資源は大切に保存しつつ多様な活用策が求められます。
- b 立花口集落は立花山城の城下町であったため、山麓の傾斜地に伝統的家屋や石垣が多く残り、また、田園風景とともに素晴らしい景観が残されています。これらの歴史・景観資源を保全するとともに、観光資源として活用し、地域の活性化につなげる必要があります。
- c 立花口地区では、平成 29（2017）年に中止が決定した立花口ゴルフ場計画跡地（約 100ha）の一部について、立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業が検討されています。また、同時に同地区内で検討を進めていた新宮スマートインターチェンジ（仮称）の事業化が令和 7（2025）年 12 月に決定され、今後、大きな土地利用の変化が予想されます。



【スマートインターチェンジ計画がある立花口地区】

- d 花立花地区は、地区独自の建築協定や緑地協定を定め、自然と調和した住宅地として平成5(1993)年度に整備されましたが、高齢化が進み、緑地の維持管理などが難しくなりつつあります。また、大型浄化槽などの老朽化した都市施設の更新等が大きな課題となっています。



【花立花地区と周辺の農地】

(ウ) 寺浦・佐屋地区

- a 寺浦地区では、寺浦農工団地内や完成した主要地方道筑紫野古賀線バイパス沿線に工場や流通業務関連の企業の立地が急速に進んでいます。一方、地区内には、小規模な既存集落と農地が残り、周辺と調和した環境づくりが求められています。
- b 主要地方道筑紫野古賀線沿線の大規模流通業務施設の開発に併せて整備された寺浦公共広場は、今後の土地利用の検討が必要です。



【寺浦公共広場とその周辺】

(I) 的野地区

- a 的野地区は、人口減少や高齢化が進行しており、農地や東部の森林など自然環境を保全・活用していくためにも、若い世代の定住や交流人口の増加による活性化が求められます。
- b 町道の野～寺浦線拡幅整備については、一部の区間で整備が完了し、令和7(2025)年3月に地区内へのコミュニティバスの運行が始まりました。今後も地区内への交通量の増加が見込まれることから、早期の道路整備が求められています。

イ 東部地域の将来像とまちづくりの方針

(ア) 地域の将来像

「歴史的風土と 里山の自然を活かした 緑のまちづくり」

(イ) 土地利用・市街地整備の方針

- a 主要地方道筑紫野古賀線沿線の市街化区域内の適切な土地利用を誘導していくとともに、既存集落や工業団地の環境を保全するため、地区計画に基づき周辺の自然環境に調和した住宅地等の増進を図ります。
- b 立花口ゴルフ場計画跡地は、既存施設、住宅の維持保全等を図りつつ、地域振興を担う都市計画道路三代・的野線の整備と九州自動車道接続の新宮スマートインターチェンジ（仮称）設置を一体的な計画とした立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業による工業系（流通業務施設等）の土地利用を検討し推進します。
- c 立花口集落においては、歴史的建造物や歴史景観の保全・活用について検討し、集落環境の維持を図ります。
- d 九州自動車道西部佐屋地区については、障がい者や高齢者のための福祉ゾーンとして整備・保全します。
- e 寺浦地区の既存集落や工業団地は、地区計画に基づき集落環境に配慮した適切な土地利用を推進します。
- f 的野地区においては、地区計画に基づき定住化の促進を図るとともに、周辺環境と調和した土地利用を推進します。
- g 主要地方道筑紫野古賀線東部的野寺浦地区の市街化調整区域においては、地区計画により、工業系の土地利用の推進を図ります。
- h 立花山一帯や的野・寺浦の森は、貴重な緑地として保全しつつ、グリーンインフラとして活用し、住民及び関係機関の協力による維持管理を検討します。
- i 耕作されている良好な農地は保全し、営農環境の維持・形成を図ります。また、荒廃した農地や林地は、農地の集団化や林地の管理方法などについて調査・検討を行い、再生を推進します。

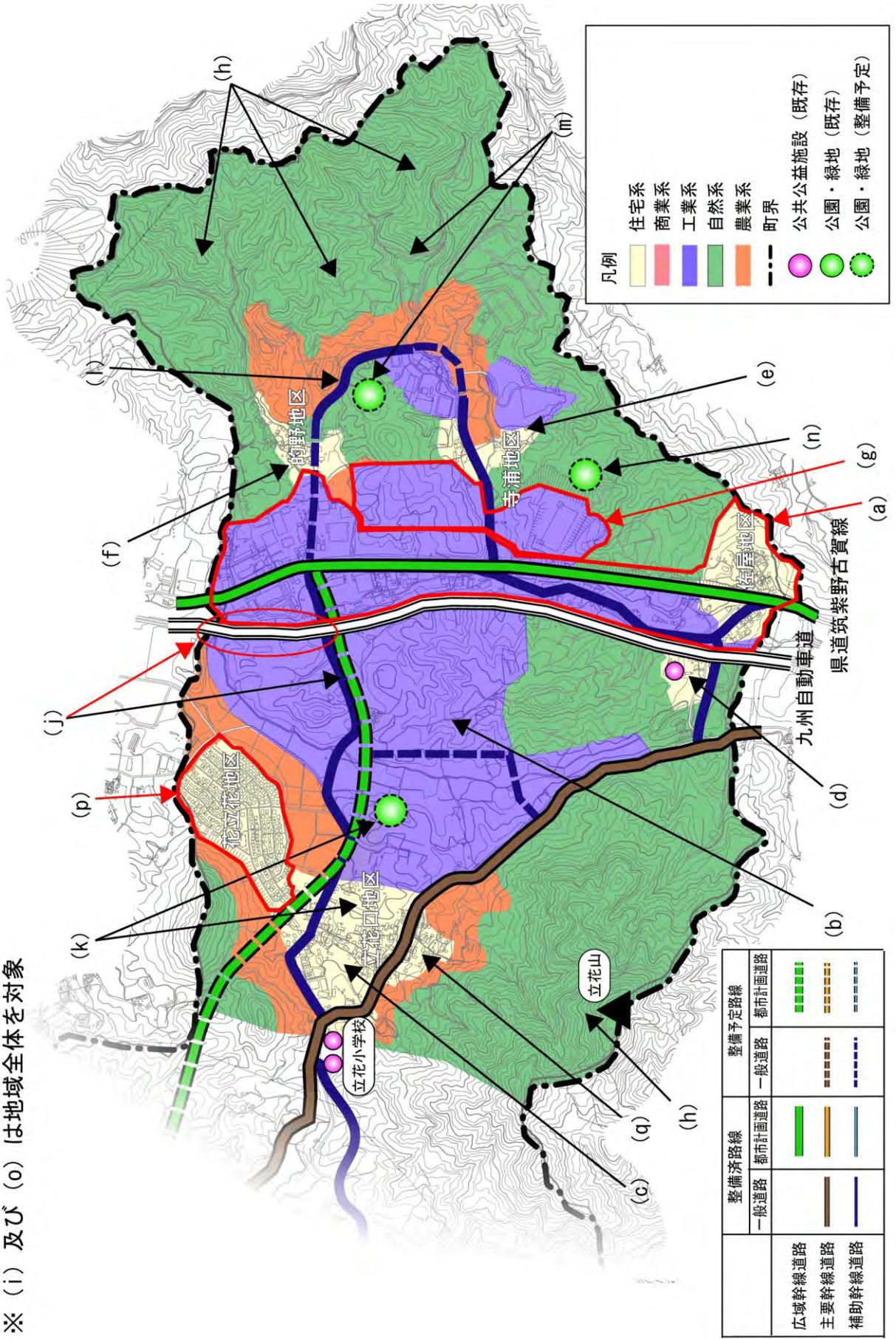
(ウ) 都市施設の整備方針

- j 東西地域間の交流を図るとともに、東部地域の振興や災害時の支援活動を支えるため、都市計画道路三代・的野線の早期整備と、九州自動車道接続の新宮スマートインターチェンジ（仮称）の設置を推進します。
- k 立花口地区には、地域交流や観光振興に寄与する自然を活かした公園や交流施設の整備を検討します。また、立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業区域内には災害時の避難場所としての防災拠点整備を検討し推進します。
- l 的野から寺浦地区のコミュニティバス運行を実現するため、町道的野～寺浦線の拡幅整備を計画的に進めるとともに、この道路整備により改築が必要となる的野公民館については、地域活性化の拠点として新たな機能保持も含め検討し整備を推進します。
- m 的野ダム周辺では、地域住民の協力を得ながら、植樹や散策路整備等を検討します。また、的野から山ノ口池周辺は、自然環境を活かした地域交流の場としての整備を検討します。
- n 寺浦公共広場は、高台にある眺望の良さや自然環境の良さを活かし、多目的に利用できる広場として検討し整備します。
- o 東部地域全体への下水道の導入について、あらゆる方法を検討します。

(エ) その他の方針

- p 老朽化が進む花立花地区の大型浄化槽については、今後の管理の在り方等を検討します。
- q 立花口集落内の古民家「こみんかみかん」については、立花山周辺の自然や歴史資源も活かしながら、地域振興の交流拠点として活用を推進します。

※ (i) 及び (o) は地域全体を対象



図：東部地域のまちづくり方針図

(4) 相島地域

ア 相島地域の現況と課題

(ア) 集落地区及び漁港区域

- a 相島地域は都市計画区域外ですが、離島振興策により、上下水道・漁港施設などの生活基盤施設は整っています。しかし、じん芥処理施設は、施設の老朽化、維持管理費の増大等の問題から廃止し、平成 30 (2018) 年度から島内で発生したゴミの処理は、島外へ搬出しています。
- b 近年、空き家が増加し、老朽化した空き家の解体も増えてきていますが、解体により発生した廃棄物等の島内での処理が難しく、問題となっています。
- c 昔ながらの漁村集落が形成されており、1戸当たりの敷地も狭く密集し、また、道路も狭く雨水排水も悪い状況にあります。
- d 集落の背後には急傾斜地が存在しており、土砂災害を未然に防止するため福岡県による対策事業が検討され、用地交渉が続けられていましたが、令和 5 (2023) 年度末にようやく工事着手に至りました。
- e 平成 21 (2009) 年度には介護拠点施設と保育所の機能を有する「相島ふれあい館」が、平成 23 (2011) 年にはコミュニティセンターや避難所としての機能を持つ「相島きずな館」が整備され、島民の交流の場として活用されています。
- f 本土(新宮漁港)と島との間には島民の生活航路として重要な町営渡船(1日6便)が運航しており、平成 26 (2014) 年度にバリアフリー対応の渡船が進水、令和元(2019)年度から渡船運航時間の改善等が行われました。
- g 島では人口減少と高齢化が進行し、基幹産業である漁業も漁獲量の減少や従事者の高齢化など、衰退が続いています。そのため定住化や交流人口の受け入れ体制などの検討が進められています。
- h 平成 25 (2013) 年以降、観光客が増加しており、飲食店など集客施設の立地も進んでいます。
- i 島内でのインターネット環境については、令和 4 (2022) 年 3 月新宮ー相島間に海底光ケーブルが敷設され、改善されました。



【町営渡船しんぐう】

(イ) 他の地区

- a 以前は、島の大部分が農地として耕作されていましたが、現在ではそのほとんどが荒廃しており、原野や二次林に変わっています。
- b 玄海国立公園に指定されている良好な自然環境のほか、県指定名勝の鼻栗瀬及び鼻面半島などの海岸線の景勝地、国指定史跡の相島積石塚群など歴史的遺産が豊富に存在しています。



【相島積石塚群】

イ 相島地域の将来像とまちづくりの方針

(7) 地域の将来像

「海・人が交わる 癒しのまちづくり」

(1) 土地利用・市街地整備の方針

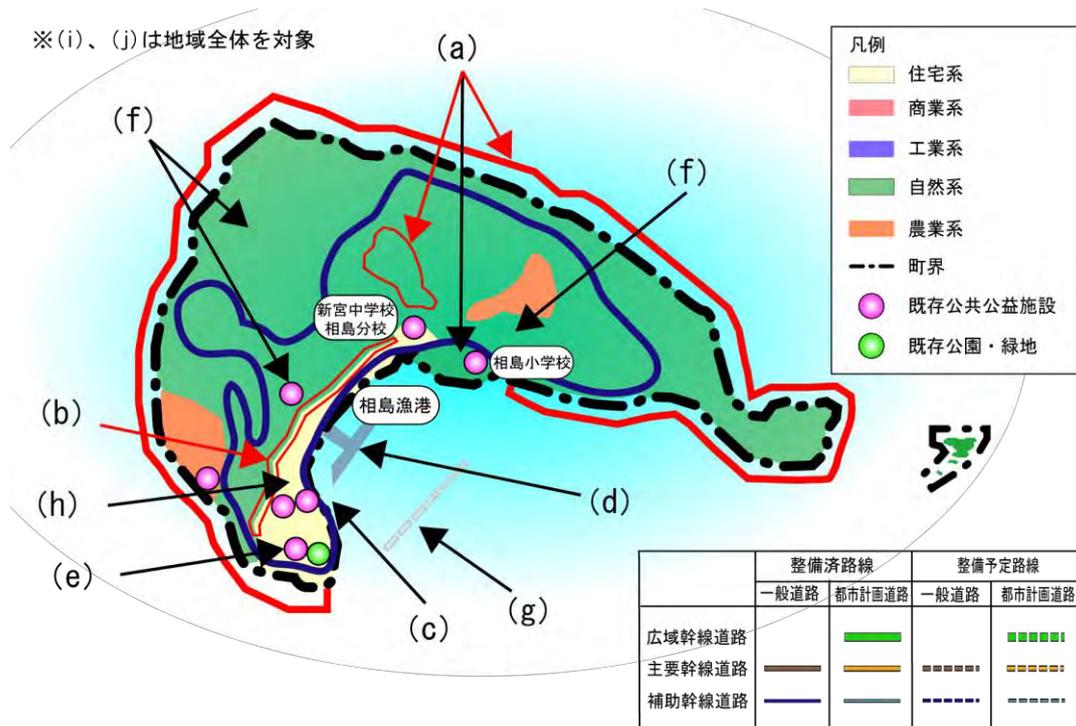
- a 島の周囲を取り巻く磯海岸を保全しつつ、北部に広がる自然地や荒廃農地を自然体験・学習の場として環境整備を検討していくとともに、旧分校跡地や相島小学校グラウンド周辺は、定住化の促進や交流人口の受け入れのための憩いの場や交流の場などの有効利用を検討します。
- b 集落の生活環境の安全性を高めるため、集落背後地の急傾斜地対策工事の早期完了を福岡県に要請します。

(5) 都市施設の整備方針

- c 町営渡船は運航ダイヤを検討し、利便性の向上を図ります。
- d 相島漁港施設及びその周辺は、海の資源を活用した交流施設の整備など漁港施設の有効利用について検討します。
- e 長寿命化計画に基づき改修が完了した下水道処理施設については、今後も塩害による激しい劣化に対応するため、適正な維持管理を実施します。
- f 簡易水道については、貯水池や浄水場施設の計画的な更新を実施します。
- g 相島漁港沖防波堤については、係留チェーンの交換など適切な維持管理に努めます。
- h 集落内の雨水排水については、現地調査を行い、改善方法を検討します。

(I) その他の方針

- i グリーンインフラである島特有の自然や歴史的景観は、将来に残すべき景観として保全するとともに、観光資源として活用します。
- j 建物の解体等で発生する産業廃棄物等の適正な処理方法等について、調査研究を行います。



図：相島地域のまちづくり方針図

第5章 計画の推進に当たり

本章では、都市計画マスタープランを推進するための行政・住民等の役割や計画の進行管理の方針を示します。

1 協働のまちづくりの考え方

近年、社会経済情勢は大きく変化し、住民一人ひとりの価値観が多様化するなど、地域社会の課題が複雑化しています。特にまちづくりにおいては、人口減少・少子高齢社会の進展に伴う地域活力の低下など、取り組むべき課題は山積しています。

こうした課題には、従来、行政が主体的に対応してきましたが、より複雑、多様化する住民ニーズやそれぞれの地域課題に対し、これまでのような行政主導のまちづくりでは十分応えることは難しくなっています。

このため、住民や事業者などそれぞれの役割を担いながら、地域の特性に応じた魅力と活力ある地域づくりに協働で取り組む必要があります。

2 まちづくりの役割分担

(1) 住民・住民団体等の役割

ア 住民や住民団体等は身近な地域をより良いまちにするため、地域の連帯意識を醸成し、まちづくりの主役として責任と自覚を持ち、主体的に行動する必要があります。

イ 行政が進める施策や事業に対して関心を持ち、理解を深めるとともに、地区計画等を活用したルールづくりをはじめ、緑化や景観の形成など、住民が主体となった活動に取り組む必要があります。

(2) 事業者・大学等の役割

ア 事業者・大学等は、事業活動を営む地域の住民や行政と連携・協力するとともに、自らの事業活動を活かした専門的なノウハウを活用し、地域環境の向上や災害時の支援、美しい景観づくりなどに取り組む必要があります。

(3) 行政の役割

ア 町は、広く住民の意見を聴き、透明性の高い行政運営を行うとともに、公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

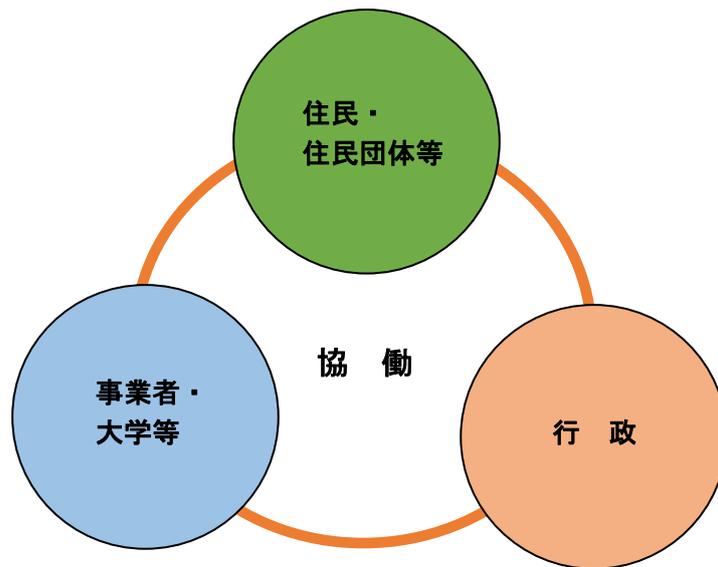
イ 住民・住民団体、事業者・大学等と一体となったまちづくりを推進するため、住民主体のまちづくりに対して、積極的な支援に努めます。



【雨水流出抑制のための雨庭づくり】



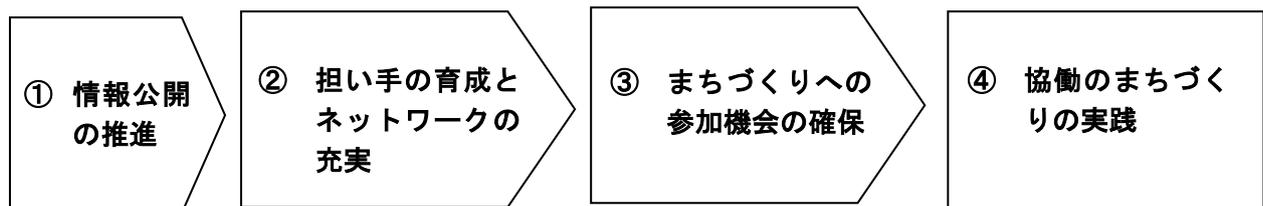
【松林の保全活動】



図：まちづくりの役割分担

3 参加と協働の取組

参加と協働の取組は、「情報公開の推進」、「担い手の育成とネットワークの充実」、「まちづくりへの参加機会の確保」、「協働のまちづくりの実践」の順に、取組を進めます。



図：参加と協働

(1) 情報公開の推進

- ア 広報誌やウェブサイト、SNS等、多様な媒体を活用した、さらなる情報発信に努めます。
- イ 個人情報保護にも配慮した行政情報の公開に努めるとともに、住民の利便性の向上や町が保有するデータの利活用の促進に向けて、オープンデータ化に取り組みます。

(2) 担い手の育成とネットワークの充実

- ア 住民ワークショップの開催や出前講座の実施等を通じて、まちづくりの担い手となる地域人材の育成を図ります。併せて、新宮町まちづくり活動支援要綱に基づく助成金等の活用促進やまちづくりアドバイザーの派遣制度の創設の検討など、支援制度の充実を図ります。
- イ 住民団体や行政区、ボランティア団体、NPO（特定非営利活動団体）等まちづくりを担う団体間のネットワークの充実を図り、地域の課題解決につなげます。

(3) まちづくりへの参加機会の確保

- ア 各種審議会や委員会等への住民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会を提供するとともに、開催場所・日時等の実施方法の工夫など、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを推進します。
- イ 住民や住民団体、学生等が、地域課題の解決やまちづくりについて話し合い、交流できる場の創出に取り組みます。

4 協働のまちづくりの実践

(1) まちづくり活動への支援

- ア 住民の主体的なまちづくりを推進するため、住民活動団体、NPO（特定非営利活動団体）、住民ボランティア等の支援を充実します。
- イ 本町では、住民の主体的なまちづくり活動の支援制度として、新宮町まちづくり活動支援要綱に基づく事業を展開しています。この制度をうまく活用し、地域で支え合うまちづくりを広げます。

(2) 効率的かつ効果的な事業の推進

- ア 限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、住民のまちづくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性などを検証し、「選択と集中」により、まちづくりの効果の高いものから順に事業を進めます。また、国や福岡県における補助・助成制度を有効に活用します。

(3) 関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用

- ア 庁内組織の横断体制の充実や政策立案能力の向上を図るとともに、国や福岡県等の関係機関との連携を強化し、広域連携に効率的なまちづくりを推進します。また、町や地域の実情にあわせて、国の補助金（交付金）等を活用した新たな制度の導入を検討します。



【まちづくり住民会議】



【登下校時の見守り活動】



【湊坂地区 花いっぱい運動】



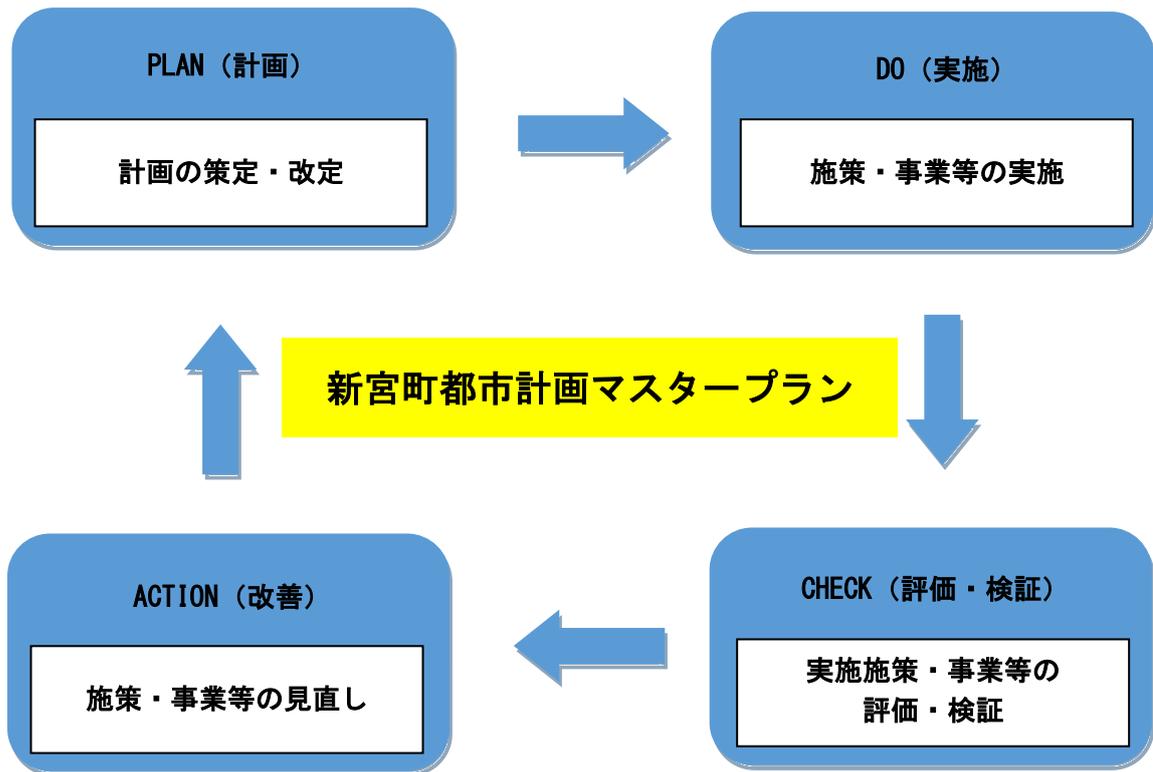
【立花口地区防災訓練】

5 計画の進行管理

(1) 計画の見直し

都市計画マスタープランにおいては、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価・検証）、ACTION（改善）のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画と整合を図るため、おおむね5年サイクルを基本として、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて適宜見直しを検討します。



図：PDCA サイクルによる進行管理



図：計画の見直しの流れ

(2) 評価・検証の指標

第3章「全体構想」において示した各種方針の目標ごとに、評価・検証の目安として、以下のとおり指標を設定します。なお、目標値については、新宮町総合計画や新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて設定した数値であり、これら目標値（指標）に対する達成度などを参考に評価・検証を行います。

指標の例	目標値 R13(2031)年度	中間値 R5(2023)年度	実績値 H30(2018)年度	備考 関連する方針等
耕作放棄地面積	81ha	81ha	149ha 【H27(2015)】	土地利用
都市計画道路整備率	66.5%	56.1%	54.8%	道路の整備
狭あい道路実延長	62,116m	62,247m	62,446m	道路の整備
コミュニティバス乗車人数	250,000人/年	238,967人/年	235,068人/年	公共交通や交通施設の整備
JR新宮中央駅乗降客数	11,000人/日	10,354人/日	9,892人/日	公共交通や交通施設の整備
西鉄新宮駅乗降客数	1,600人/日	1,464人/日	1,422人/日	公共交通や交通施設の整備
人口一人当たりの公園面積	7.9㎡/人	7.04㎡/人 【R6(2024)】	5.37㎡/人	公園・緑地の整備
荒廃森林整備事業の実施面積	53.7ha	44.81ha	0.0ha	公園・緑地の整備 ※荒廃森林整備事業は令和9年度まで
下水道雨水幹線の整備率	85.0%	80.6%	83.7%	河川・水路の整備
下水道（污水）人口普及率	95.0%	86.5%	82.9%	下水道の整備
土地区画整理事業の施行地区数	10地区	8地区	6地区	市街地の開発・整備
地区計画の決定区域面積	371.4ha	300.4ha	240.4ha	市街地の開発・整備
住宅総数に占める空き家の割合	7.0%	8.4%	7.0%	市街地の開発・整備
建築協定・緑地協定締結地区数	29地区	23地区	22地区	景観形成
防災訓練等への参加人数	3,490人/年	2,112人/年 【R6(2024)】	1,728人/年 【R1(2019)】	安全・安心なまちづくり
自主防災及び自主防犯組織数	18団体	14団体	10団体	安全・安心なまちづくり
犯罪認知件数	150件/年	195件/年	197件/年	安全・安心なまちづくり
新宮町クリーン作戦参加人数	2,400人	1,642人 【R7(2025)】	2,261人	環境保全 ※令和2年度～令和6年度は中止
河川等水質調査結果（BOD）	2.4mg/L以下	2.2mg/L	2.4mg/L 【R1(2019)】	環境保全
1日1人当たりのごみの排出量	759g	817g	847g	環境保全
ごみのリサイクル率	21.5%	11.7%	10.7%	環境保全

参考資料

1 用語解説

ア行

IoT (アイ・オー・ティー)	Internet of Things の略。全てのモノとコトがインターネットによりつながり、情報のやり取りをすることで、それらのデータ化やそれに基づく自動化が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
ICT (アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略で情報通信技術を指す。IT とほぼ同じ意味合いを持つ。ただ「Communication」の単語が入っていることから、コンピュータ技術そのものを IT、コンピュータ技術の活用に関することを ICT と区別する場合もある。
IT (アイ・ティー)	Information Technology の略で情報技術を指す。具体的にはコンピュータの機能やデータ通信に関する技術。例えば、ハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションなどの開発。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路、河川、公園、電気、通信施設、上下水道などの都市施設の総称。
雨水流出抑制施設	雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する排水施設であって、放流先の排出能力に応じて適切に雨水を排出するために設置されるもの。
AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略。計算という概念とコンピュータという道具を用いて「知能」を研究する計算機科学の一分野を指す語。言語の理論や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。
SDGs (エスディージーズ)	SDGs とは、Sustainable Development Goals (サステナブル・ディベロップメント ゴールズ) の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳され、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するために 17 のゴール(国際目標)と 169 のターゲット(達成基準)から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。
延焼遮断帯	震災等による火災時に延焼を防ぐため、道路や鉄道、河川などの整備及びその周囲の建物の不燃化により形成される空間のこと。
屋外広告物	看板、広告塔などで、屋外で常時若しくは一定期間表示されるもの。
オープンスペース	建築物等が建築されていない土地、水面等の空間のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地域温暖化の主原因とされており、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

カ行

街区公園	1 箇所当たり 0.1ha 以上 1ha 未満を標準として、主に 250m の範囲内に住む人の利用を想定した都市公園のこと。
------	--

観光農園	農業を営む者が観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農作物の収穫等の一部農作業を体験またはほ場を鑑賞させて代金を得ている事業をいう。
緩衝緑地	都市計画で、公害や災害の防止を目的として、公害・災害の発生源となる地域と一般の市街地とを分離遮断するために設けられる緑地のこと。
既成市街地	産業または人口が相当程度集中し、都市施設の整備や土地の高度利用などの市街地として開発が既に行われている地域のこと。
既存集落	古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備が進む以前から形成され、継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造家屋が密集している場合が多い。
狭あい道路	建築基準法第42条第2項に規定する道路で、その幅員が4m未満の道路のこと。
近隣公園	1箇所当たり1ha以上4ha未満を標準として、主に500mの範囲内に住む人の利用を想定した都市公園のこと。
区域区分（線引き）	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のこと（都市計画法第7条）。
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力や居住環境の向上、防災・減災等の多様な効果を持続可能なまちづくりにつなげようとするもの。これまでの事例としては、多自然の川づくり、遊水・水環境・雨水流出抑制等のための貯留や浸透を行う公園や街路、屋上等の緑化、緑の防潮堤の築造などが行われてきた。
下水道処理（污水）人口普及率	下水道整備（污水）の進捗状況を表す指標で、総人口に対して公共下水道を利用することができる人口の割合。
下水道ストックマネジメント計画	下水道施設を財源的な制約のもと適切に管理していくために、中長期的な視点で計画的かつ効率的に維持管理・改築を実施するための計画。
建築協定	一定区域内の地権者等がその区域内の建築物の用途や高さ・壁面線・形態・色彩等に対する一定の基準を定め、遵守することを締結した住民協定。
5R 活動	リフューズ（Refuse:拒否（ごみになるものを断る））、リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リペア（Repair:修理）、リサイクル（Recycle:再生利用）の5つのR（アール）の総称。5つのRに取り組むことでごみをできる限り少なくし、環境への悪影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に使う社会（循環型社会）をつくらうとするもの。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。 用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの（下水道法第2条第3項）。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

高収益型園芸産地育成事業	イチゴや果樹、花卉（かき）等の主要園芸作物の生産額の増大と持続的な発展を図るため、高機能ハウスの導入や省力機械等、生産性を高める農業施設の整備を進め、収益性が高く、活力ある園芸農業の産地を育成しようとする事業。必要な経費に対して、県や町が補助を行う。
公衆無線 LAN	無線 LAN（無線通信を利用してデータの送受信を行う LAN システム）を利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指す。そのアクセスポイントから受信できる場所を無線 LAN スポット、Wi-Fi スポット、フリースポット、ホットスポットなどと呼ぶ。一つのアクセスポイントから受信できる範囲は半径 20m 程度。
交通結節点	鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。駅前広場やバスターミナルなどを指す。
公園施設維持管理計画	公園施設を対象に、安全・安心の確保及び中長期的な維持管理・更新費の削減や予算の平準化等を図ることを目的として策定された計画。
国勢調査	各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、大正 9（1920）年からほぼ 5 年ごとに実施されている。
コミュニティ	地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で住民性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。
コミュニティサイクル	レンタサイクルの形態のひとつで、まちの一定範囲内で、いくつもの自転車貸出場（サイクルポート）を設置し、自転車を好きな場所で貸出・返却できる新しい交通手段。中心部での道路混雑の緩和や、環境負荷の低減、観光周遊の利便性の向上を目的に取り組む事例が多い。
コミュニティバス	既存バス路線ではカバーしきれない交通空白地域等において、住民の利便性向上のため、市町村が運行に関与している乗合バスのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めようとするもの。

サ行

サイクル・アンド・ライド	自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車で移動し、駐輪場に置いて鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。パーク・アンド・ライドと同様に、中心部での道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通の利用促進を目的に取り組む事例が多い。
サイバー空間	コンピュータやネットワークの中に広がるデータ領域を多数の利用者が自由に情報を流したり得たりすることができる仮想的な空間のこと。
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと。具体的には、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう（都市計画法第 7 条）。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう（都市計画法第 7 条）。
事業継続計画（BCP）	災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。 BCP は Business Continuity Planning の略。

地場産業	特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。
市民農園	一般には、農家など農地の所有者などが近隣の住民のために農作業などの目的で使用させる農園をいう。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、平成7年の都市緑地保全法の改正でもうけられた制度。屋敷林、樹林地、草地等の所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を行い、地方公共団体等が施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開する。
準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。 市街地における火災の危険を防ぐために定められる地域で、建築基準法と連動して建築物の構造や材料の制限が設けられている。
新宮町総合計画	行政と住民のまちづくりの指針となるもので、本町における諸計画の最上位に位置付けられるもの。向こう10年間の基本的なまちづくりの方向を示す「基本構想」と5年ごとにその基本構想の実現に向けて具体的な施策を明らかにする「基本計画」で構成されている。
新宮町国土利用計画	国土利用計画法第8条に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保するため、町域全体の町土の利用に関する基本事項を定めたもの。国土利用計画全国計画、福岡県国土利用計画を基本とし、新宮町総合計画に即した計画である。
人口集中地区 (DID)	市区町村の区域のうち、人口密度が特に高い地域のことで、国勢調査の集計のために設定される統計地域。 設定基準は、市区町村内で人口密度が4,000人/km ² 以上の調査区が隣接し、それらの隣接した地域の合計人口が5,000人以上となる地域、略称はDID (Densely Inhabited District)。
人口知能	計算という概念とコンピュータという道具を用いて知能を研究する計算機科学の一分野を指す語。言葉の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。 AI (エーアイ) と呼ばれ、Artificial Intelligence の略。
森林セラピーロード	生理・心理実験によって癒しの効果が実証され、森林セラピーに適合した道として認定されたロードのこと。登山道との大きな違いは、森での時間を過ごすことを重要視している点である。 広場、ベンチ、トイレ、休憩施設などを十分に配置し、ゆっくりと森を楽しむことができる。
スウェール	スウェールとは、英語の Swale のことで、低湿地あるいは湿地、窪地と訳される。一般的な植栽地・植栽マスと異なる点は、植栽地は単に植栽をするために土壌を整備した場所であるのに対し、低湿地は植物よりも水の流の行き着く先として設置されるものである。
水源涵養	森林の土壌が降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させること。
ストックヤード	貯留場所、一時保管場所のこと。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

参考資料

スマートシティ	IoTの先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
生産緑地地区	都市計画法の地域地区の一つで、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の以下に該当する一団の農地等のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している。 ・農林業の継続が可能な条件を備えている。 ・面積 500 m²以上の区域（条例で 300 m²に引下げ可能） なお、生産緑地は当該地区指定の告示の日から 30 年を経過すれば、市町村に当該敷地を時価で買い取るべき旨を申請することができる。
センシング技術	センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術の総称である。温度や音量、明るさ、衝撃の強さといった要素を定量的データとして収集し、応用する技術全般が含まれる。
Society 5.0（ソサエティー5.0）	日本が提唱する未来社会のコンセプト。科学技術基本法に基づき、5年ごとに改定されている科学技術基本法の第5期（平成28（2016）年度から令和2（2020）年度）でキャッチフレーズとして登場した。 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会（Society）を「Society 5.0」と提唱している。 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな社会を、デジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で「Society 5.0」と名付けられた。

タ行

耐震基準	建築基準法で定めている地震の揺れに対して建築物が満たすべき基準のこと。昭和56（1981）年6月1日に定められた新たな基準を新耐震基準、それ以前のを旧耐震基準という。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
地域地区（用途地域）	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される。用途地域等の土地利用ゾーニングのこと。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。 それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指しており、介護保険制度の枠内でだけ完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から高齢者を地域で支えていくものとなる。
地域防災計画	地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画（災害対策基本法第42条）。

地区計画	<p>良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標に併せ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりしながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度である（都市計画法第12条の5）。</p> <p>広義には、地区計画のほか防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画等の全体を指すこともある。</p>
地区公園	1箇所当たり4ha以上を標準として、主に1kmの範囲内に住む人の利用を想定した都市公園のこと。
低炭素都市	地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素等の排出量が少ない都市のこと。
ディーセント・ワーク	「権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事」（DECENT WORK 日本語訳）という意味で、平成11（1999）年の第87回ILO総会の事務局長報告で初めて用いられた言葉である。
データ駆動型社会	実世界とサイバー空間との相互連関が社会のあらゆる領域に実装され、大きな社会的価値を生み出す社会
特定空家	平成27（2015）年5月26日に施行された「空家等対策特別措置法」では、特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。指定されると土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなるなどデメリットがある。
特別指定区域制度	市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、町や地域のまちづくり団体が住民と協働し、土地利用計画を策定した場合に、町からの申出により県が市街化調整区域における建築許可要件の一部を緩和することで、計画に即したまちづくりを実現していくもの。
都市計画区域	<p>都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。</p> <p>自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用規制や都市計画事業等が実施される。</p>
都市施設	<p>道路、公園、下水道等の都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと（都市計画法第11条第1項）。</p> <p>交通施設・公共空地・供給施設・処理施設・河川・教育文化施設・医療施設・火葬場・住宅施設・官公庁施設などの施設の総称。</p>
都市計画道路	都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。都市計画法第11条第1項に定める都市施設の1つ。
都市計画公園	都市に配置されるべき施設として、都市計画法に基づき都市計画決定を経て設置される都市公園。都市計画法第11条第1項に定める都市施設の1つ。
都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

参考資料

土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更等に関する事業のこと。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5 アール以上所有している世帯のこと。
土地利用	土地の状態や用途といった利用状況のこと、あるいは土地を利用すること自体を表す概念。

ナ行

二次林	原生林（一次林）が伐採や山火事などによって破壊されたあと、自然または人為的に再生した林等。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律で定められる区域で、今後 10 年以上にわたり、総合的に農業振興を図る地域として指定された地域のこと。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用することで、農地転用する場合、市街化区域内は届出を、それ以外は許可が必要となる。

ハ行

バイオスウェール	スウェール（低湿地）に流入した水をろ過浸透させる機能を持たせることによってバイオスウェール（生物低湿地）と呼ばれる。 砂利の上に土を敷き、植物などと一緒に作用して雨水を集め、その流出を遅らせて土壌が巨大なスポンジように機能させ、汚染物をろ過することを可能にする。
パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで移動し、駐車場に車を置いて鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。サイクル・アンド・ライドと同様に、中心部での道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通の利用促進を目的に取り組む事例が多い。
パーク PFI	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きで正式には「公募設置管理制度」と呼ばれる。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用される。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを示した地図のことで、本町では津波、高潮、土砂災害のハザードマップを作成している。
VPP（バーチャルパワープラント）	Virtual Power Plant の略。日本語に訳すと「仮想発電所」となる。全国各地に存在する小規模の再生可能エネルギー発電をまとめて制御・管理することで、一つの発電所のように機能させることを言う。
バリアフリー	障がい者・高齢者などが、社会生活をしていく上で障害（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
BOD75%値 （ビーオーディー）	BOD は、Biochemical Oxygen Demand の頭文字をとったもので、日本語では「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質が良いとされている。75%値とは、年間観測データを良い方から並べて、上から 75%目の数字である。
ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語。

ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。住民の健康や生活、自然環境への影響、例えば夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬が可能になることなどが挙げられ、問題視されている。
5G (ファイブジー)	「第5世代移動通信システム」のことで、「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴がある。日本では2020年春から商用サービスがスタートし、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすとされている。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致を維持するために定められる地区で、良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域等を指定し、生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境の維持を図っている。建物の建築、宅地造成、木竹の伐採その他の行為について規制を設けることができる。
福岡都市圏都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)	都市計画区域マスタープランは、都市計画法に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である。 福岡都市圏都市計画区域マスタープランは、「福岡県都市計画基本方針」に即し、広域的な視点から福岡都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示している。
福岡県都市計画基本方針	福岡県の都市計画のあり方を示すもので、次の役割がある。 ・福岡県における都市づくりの基本的な方針を示す。 ・福岡県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に対する基本的な考え方を示す。 ・広域的な見地から市町村の都市計画マスタープランや個別の都市計画に対する方向性を示す。 ・福岡県や市町村が取り組むべき施策や体制づくりの考え方を示す。
プレジャーボート	マリンレジャー (釣りや海洋クルーズ等) を目的としたボート。
防災活動拠点	災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うための施設で、ヘリポート、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペースなどが整備すべき施設として示されており、本町では、新宮ふれあいの丘公園や中長期の避難活動に対応できる機能を強化した新宮東中学校を防災活動拠点として位置付けている。
防災備蓄倉庫	災害発生時等の地域防災の備えとして、備品や消耗品が保管されている倉庫で、町が管理している。主に避難所として位置付けられている公共施設・学校・公民分館等に設置している。
保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市の美観風致を維持するため市区町村長が指定した樹木を保存樹といい、保存樹の集団を保存樹林という。

マ行

まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口ビジョンで示した目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、5年間で目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示した計画で、本町では第1期計画を平成28(2016)年3月に策定し、令和2(2020)年3月に第2期計画を策定している。
-----------------	--

未来投資戦略 2018	<p>安倍内閣による成長戦略。平成 29 (2017) 年 6 月に閣議決定され、平成 30 (2018) 年に改定されている。</p> <p>IoT、ビッグデータ、人口知能などを産業や生活に取り入れ、さまざまな社会問題を解決する Society 5.0 (ソサエティ5.0) の社会の実現を目指すとしている。</p>
MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス)	<p>Mobility as a Service の略。ICT (情報通信技術) を活用し、バスや電車、タクシー、飛行機など、自家用車以外の全ての交通手段による移動を、一つのサービスで完結させることを指す。具体的にはスマートフォンなどのデバイスで MaaS を適用したデジタルプラットフォームやアプリなどにアクセスすれば、全ての交通機関のルートや乗り換え情報を検索、チケットの予約や支払い、決済までをワンストップで可能にすることなど。</p>

ヤ行

ユニバーサルデザイン	<p>障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人を使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。</p>
用途地域 (地域地区)	<p>都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される。用途地域等の土地利用ゾーニングのこと。</p>

ラ行

ライフスタイル	<p>生活様式。社会的、経済的、文化的な条件の基で示す生活のスタイル、生活パターンのこと。</p>
ライフステージ	<p>人の一生を年齢等によって区切った、それぞれの段階 (幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期等) のこと。</p>
レジリエント	<p>弾力があるさま、柔軟性があるさま。</p>
立地適正化計画	<p>急速な人口減少や少子高齢化等により都市の活力が低下している中で、住民の日常生活に係る福祉・医療・商業等の都市機能や居住機能の誘導と、公共交通の充実を図ることで、都市の集約化と活力ある市街地の維持を図るための包括的な計画。</p> <p>市町村が作成し、都市計画マスタープランの一部とみなされる。</p>
緑地協定	<p>地権者等の住民相互の合意に基づき、緑地の保全または宅地の緑化に関して締結した住民協定。</p>
緑地保全地区	<p>都市計画法及び都市緑地保全法に基づく地域地区の一種。都市の緑地を保全するために指定する地区で、無秩序な市街化や公害・災害の防止効果があるもの、神社、寺院等の建造物と一体となった伝統的文化的意義を有するもの、風致景観が優れるなど地域住民の生活環境確保に必要なものなどが対象となる。</p>
6次産業化	<p>第1次産業としての農林漁業、第2次産業として製造業、第3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。</p>